

西東京市

第2次基本構想・基本計画

計画年次「平成26年度～平成35年度」

西東京市

第2次基本構想・基本計画

計画年次「平成26年度～平成35年度」

西東京市市民憲章

(前文)

二十一世紀のはじめ、西東京市は、田無市と保谷市の合併によって誕生しました。わたくしたちのまち西東京市は、縄文時代の営みの跡や武蔵野の面影を残し、江戸時代から青梅街道の宿場町として栄えた歴史のあるまちです。

わたくしたちは、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。

(本文)

このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい
このまちを みどりに満ちた 美しいまちにしたい
このまちを ゆめの広がる 楽しいまちにしたい
このまちを こころ豊かな 学びあいのまちにしたい

平成十六年一月二十一日制定

みんなの輝きを次世代へ

～第2次基本構想・基本計画の策定にあたって～

西東京市長 丸山 浩一



西東京市第2次総合計画（基本構想・基本計画）は、これからの10年のまちづくりを進めるための基本的な方向性を示すものとして、多くの方々にご協力いただき策定いたしました。

本市はこれまで、新市建設計画を包含した第1次総合計画を基に、合併の効果を最大限に活かしたまちづくりを推進してまいりました。合併記念公園として整備した西東京いこいの森公園や南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」、ひばりヶ丘駅前出張所の開設や障害者総合支援センター「フレンドリー」などの施設整備を進める一方で、人にやさしいまちづくり条例の制定や市民活動団体との協働の基本方針の策定などの制度づくりに努め、ハードとソフトの両面で西東京市の基盤となる施策や事業を進めてまいりました。

次の10年は、これまで以上に自主的・自立的な自治体運営が求められています。平成23年8月の地方自治法の改正により、基本構想を策定する義務はなくなりましたが、総合計画条例によって、この総合計画を市の最上位計画と改めて位置づけ、また、基本構想等を議決対象としたことにより、総合計画が市民の総意に基づき策定されたことは大きな意義があると考えております。

本市を取り巻く社会経済情勢は、これからも厳しい状況が続くものと思われませんが、これまでのまちづくりの成果を継承しつつ、総合計画と行財政改革を両輪として、新たなまちづくりに努めてまいります。

そして、まちづくりの推進には、市民、企業、団体の皆様が取り組まれている活動も大変重要な要素となります。皆様と共にまちづくりを進め、みんなが輝き、次世代にその輝きをつなげる10年として、基本構想に掲げた「基本理念」、 「理想のまち」の実現に向けて、誠心誠意努力してまいりたいと考えております。新たなまちづくりに向けて、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、2年に渡る議論を経て素案策定にご尽力いただきました総合計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、策定過程において貴重なご意見を賜りました多くの市民の方々並びに市内企業・団体等の皆様そして、様々な視点から議論を重ね、審議いただいた市議会議員の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成26年3月

目次

序論

市の沿革	3
市の概況	4

基本構想

1. 策定の趣旨	7
2. 計画のフレーム	8
3. わたしたちの望み〔基本理念〕	9
4. 理想のまち〔将来像〕	10
5. まちづくりの課題	13
6. まちづくりの方向	16

基本計画

総論

1. 計画の位置づけ	30
2. 計画の期間	30
3. 計画の指標	31
4. これまでの取組と評価	34
5. 今後のまちづくりに関する意見	40
6. 計画を推進するために	46
7. 基本計画の構成	48
8. 計画の読み方	50

各論

みんなで作るまちづくり

み-1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために	
み-1-1 市民主体のまちづくりの推進	58
み-1-2 協働のまちづくりの推進	60

み-2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

み-2-1 人権と平和の尊重	64
み-2-2 国際化の推進	66
み-2-3 男女平等参画社会の推進	68

み-3 市民が満足し持続発展するまちであるために

み-3-1 開かれた市政の推進	72
み-3-2 健全な自治体の経営	74

創造性の育つまちづくり

創-1 創造性豊かな子どもたちが育つために

創-1-1 子どもの参画の推進	80
創-1-2 子育て支援の拡充	82
創-1-3 学校教育の充実	84

創-2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

創-2-1 生涯学習環境の充実	88
創-2-2 学習活動の推進	90
創-2-3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	92
創-2-4 文化芸術活動の振興	94

笑顔で暮らすまちづくり

笑-1 だれもが地域で安心して暮らすために

笑-1-1 地域福祉の推進	100
笑-1-2 高齢者福祉の充実	102
笑-1-3 障害者福祉の充実	104
笑-1-4 社会保障制度の運営	106
笑-1-5 暮らしの相談機能の充実	108

笑-2 いつまでも健康で元気に暮らすために

笑-2-1 健康づくりの推進	112
笑-2-2 高齢者の生きがいづくりの充実	114
笑-2-3 障害者の社会参加の拡大	116

環境にやさしいまちづくり

環-1 みどりの保全と創出を進めるために

環-1-1 みどりの保全・活用	122
環-1-2 みどりの空間の創出	124

環-2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

環-2-1 環境意識の向上	128
環-2-2 循環型社会の構築	130
環-2-3 生活環境の維持	132
環-2-4 地球温暖化対策の推進	134

安全で快適に暮らすまちづくり

安-1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

安-1-1 住みやすい住環境の整備	140
安-1-2 道路・交通網の整備	142

安-2 安全なまちづくりと暮らしのために

安-2-1 災害に強いまちづくり	146
安-2-2 防犯・交通安全の推進	148
安-2-3 危機管理体制の整備	150

活力と魅力あるまちづくり

活-1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために

活-1-1 産業の振興	156
活-1-2 新産業の育成	158

活-2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

活-2-1 まちの魅力の創造	162
----------------	-----

資料編

策定経過	168
主要事務事業一覧	174
主要計画体系図	182

序論

市の沿革

西東京市は、平成13年(2001)年1月21日に、全国に先駆けた都市型合併の先進市として旧田無市と旧保谷市が合併して誕生しました。

旧田無市は江戸時代から青梅街道の宿場町として、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきました。また、旧保谷市は、江戸時代に幕府の開墾対策の一環として新田開発された農村から、その後の都市化の進展と住宅開発により住宅都市として発展してきました。

新市発足後は、国や東京都から合併後のまちづくりへの支援を受け、新市建設計画で重点施策に掲げた西東京いこいの森公園の整備、コミュニティバス「はなバス」の運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の4つの施策を着実に実行しました。また、全国に先駆けて市民参加条例を制定するなど、市民参加によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

合併10周年を迎えた平成23年には、将来に向けた新たな出発としてのさまざまな事業を展開する中で、多くの皆様の投票によって命名された西東京市マスコットキャラクター「いこいな」が誕生し、魅力あふれるまちを目指して、更なる発展を続けています。



市の概況

(1)位置と地勢

西東京市は、北緯35度44分、東経139度33分、武蔵野台地のほぼ中央で、東京都の西北部に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市、東は練馬区に、西は小平市及び東久留米市に接しています。

標高67m、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）南部に石神井川があり、それぞれ西部から東部に向かって流れており、その沿岸が2～3mの低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

地質は、関東ローム層（主として関東地方に分布する褐色の土で、砂と粘土から成って空隙に富み、有機物を多量に含んで、植物の育成に適する。）で、厚さ10m以上の所が多く、その下は径3～5cmの礫層で、地下水位は河川沿岸の低地に見られるくらいです。

(2)気候

1年を通じての平均気温は15.9℃、最高気温38.0℃、最低気温-7.4℃（平成24年）で、年間降水量は1,472.2mm、気候は温和で、住宅都市として最適の環境をそなえています。

(3)面積

西東京市は、東西4.8km南北5.6kmにわたり、面積は15.85km²となっています。

(4)人口

平成25年1月1日現在の住民基本台帳によれば、本市の総人口は197,805人で、10年前の平成15年の180,276人と比較すると約9.7%増加しています。

年齢3階層別人口は、平成25年の年少人口が12.7%、老年人口が21.4%であり、平成15年の年少人口13.0%、老年人口17.6%と比較して、老年人口の増加が顕著になっています。

市の木



けやき

市の花



春：つつじ



夏：ひまわり



秋：コスモス



冬：すいせん



はなみずき



基本構想

1. 策定の趣旨

西東京市第2次基本構想は、平成16（2004）年3月に策定した第1次基本構想の理念や施策を踏まえつつ、今後10年の西東京市のめざすべき将来像を描き、まちづくりをさらに一歩前へ進めるために策定するものです。

わが国の社会経済情勢はこの10年で大きく変動しました。平成20（2008）年のリーマン・ショックによる世界的な景気の低迷やその後の円高による国際競争力の低下、長引くデフレや経済の停滞などによる税収の減少、生活保護世帯の増加や超高齢社会の到来による社会保障関係経費の増大などの影響を受け、国と地方の財政は一段と厳しい状況となっています。

こうした変化の激しい時代にあって、わたしたちのまち西東京市をさらに住みよいまちとして次世代に引き継いでいくことは、今を生きるわたしたちの責任です。

そのため、第2次基本構想の策定においては、市民とともにこれまで10年間共有した深い思いである、わたしたちの望み〔基本理念〕と理想のまち〔将来像〕は、まちづくりの礎であるとともに次のステージへの指針であると考え、これを継承します。

さらに、東日本大震災の教訓から得た地域の助けあい・支えあいや人と人との絆の大切さを踏まえた上で、多様化する市民ニーズや新たな課題の解決に向けた取組を着実に推進させることで、みんなの輝きを次世代につなぐまちづくりを進めます。

平成23（2011）年8月に地方自治法の一部を改正する法律の施行により市町村の基本構想策定の義務付けが廃止されましたが、市の長期的なビジョンを示す必要性は変わりません。

今後もまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、基本計画と一体的に示した上で推進を図ります。



2. 計画のフレーム

(1) 計画期間と目標年次

基本構想は、平成26（2014）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年次とします。

(2) 想定人口

平成35（2023）年度における想定人口は、おおむね19万8千人とします。

本市の人口は、昭和55（1980）年以降一貫して増加してきました。国勢調査データによると、昭和55（1980）年に158,235人であった人口は、30年後の平成22（2010）年に196,511人となり、38,276人（24.2%）の増となっています。今後は、平成27（2015）年に200,374人に増加した後、減少に転じ、目標年次における平成35（2023）年における人口予測は197,990人と推計されています。

〔「西東京市人口推計調査報告書」（平成23年12月）より〕

(3) 土地利用について

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、面積15.85平方キロメートルで、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅（保谷、ひばりヶ丘）と西武新宿線の3駅（東伏見、西武柳沢、田無）があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたり、戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地については、公園・緑地などの整備を図りながら良好な住環境を確保します。

また、駅周辺などの住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地については、活力あるまちとして発展させるため、商工業やサービス業などの経済に寄与する企業や商店の建物などの集積を図るなど、地域ごとの特性を活かした土地利用を進めます。

なお、詳細な土地利用の方針などについては、都市計画マスタープランで定める地域別構想に基づき、地域に即したきめ細かなまちづくりを進めていきます。



3. わたしたちの望み〔基本理念〕

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

第1次基本構想では、「住む地域とのつながり」をもち、「一人ひとりがいきいきと輝く」ことはどのような姿なのかを考えました。

「まちを楽しむ」気持ちから住むまちに誇りや愛する気持ちが生まれ、そのことからお互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づくとして「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としました。

第2次基本構想では、「やさしさ」や人と人との「ふれあい」は、人を思いやる心によって生まれ、このことは東日本大震災の教訓として再認識した、地域の助けあい・支えあいや人と人との絆となって、地域における強い力となります。

また、わたしたちがこのまちを愛し、「まちを楽しむ」ことから一歩前へ踏み出し、「みんなでまちをつくる」ことに参画し、みんなが輝くことのできる魅力あるまちを築くことで、このまちに暮らす誇りを次世代へとつなげることができます。

このような思いから、第2次基本構想においても、『**やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ**』をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

4. 理想のまち〔将来像〕

『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』という基本理念をかなえるために、4つの理想のまち〔将来像〕を掲げます。

- みんなでつながり支えあうまち
- 豊かで明るい活気あるまち
- 安全・安心でほっとやすらぐまち
- ひと・もの・ことが育ち活かされるまち

このまちに暮らすことが誇りとなり、その誇りが次世代へ続くように「みんなの輝きを次世代につなぐ」という気持ちを大切に理想のまちをめざします。

4つの理想のまち〔将来像〕



みんなでつながり
支えあうまち



豊かで明るい
活気あるまち



安全・安心で
ほっとやすらぐまち



ひと・もの・ことが
育ち活かされるまち



理想のまち〔将来像〕

みんなでつながり支えあうまち

みんなでつながり支えあうまちは、人々がお互いを理解し、助けあい、支えあうことで、いつまでもこのまちで暮らし続けたいと感じるようになります。

まちには行政だけでは解決につながらないさまざまな課題があります。みどりの保全や循環型社会の実現、子どもや高齢者などの見守り、地産地消などの課題に対しては、みんなのつながりや支えあいが解決への強い力となります。

この支えあいの活動においては、市民、企業、地域コミュニティ、NPO、行政などのすべての存在が大切な担い手であり、サポーターとなります。そして、それぞれがあらゆる可能性を広げ、つながることで協働が推進され、個人では成しえなかった大きな力を生み出すこともできます。

この力は、次世代への新たな力となってまちの輝きへとつながります。

豊かで明るい活気あるまち

豊かで明るい活気あるまちは、新しい何かが生まれるという、ワクワクするような期待感に満ちあふれていて、人や企業、情報、ものが集まり、人のにぎやかな往来が生まれるようになります。

そこには、通勤・通学する人、農業や商工業に励む人、買い物やスポーツを楽しむ人、自然や文化に親しむ人など、さまざまな目的でまちを楽しむ人が集い、その人たちがお互いに情報を交換したり、交流したりすることで、まちの魅力を再発見することができます。

そのようなまちに近づくためには、人や企業、各種団体などが自由に活動できるよう、利便性の高い公共交通や道路が整備され、さまざまな人が楽しみながら気軽に集える空間があることや、商店街や商業施設などとともに暮らしに必要なサービスを提供するしくみがあり、活気ある産業が根づいていることが必要です。

人を引きつけるまちの魅力を市内外にアピールすることは、新たなまちの活気の醸成となり、まちの魅力につながります。



安全・安心でほっとやすらぐまち

安全・安心でほっとやすらぐまちは、人々の心に安定感をもたらし、長くこの地で暮らしたいと感じることが出来ます。

公園や農地などの身近なみどりに心が癒され、散歩道を歩いて季節の移り変わりや地域の自然にふれることで新たな発見をすることも出来ます。散歩に疲れたら、子どもの声が聞こえる公園でひと休みし、近所の人たちとおしゃべりをするなど、人と人との交流も生まれます。商店街では、親しい人と一緒に買い物をしたり、行きつけの店の人との会話を楽しんだりすることも出来ます。また、市民が集まる場所では、お互いが共通の話題で気軽に話すことができ、新たな出会いへとつながります。

そのようなまちに近づくには、心やすらぐ自然環境や気軽に集える空間、安全なまちなみや道路、安心できる住環境が整備されるとともに、犯罪などが発生しにくい環境づくりや防災・減災のための取組が大切です。

人々のコミュニケーションやふれあいの広がりは、まちを愛する気持ちにつながります。

ひと・もの・ことが育ち活かされるまち

ひと・もの・ことが育ち活かされるまちは、生きがいをもって働き、学び、日々の暮らしを楽しむことが出来ます。

わたしたちの生活には、友人や仲間、家族などの「ひと」、通勤・通学のための交通基盤や道路網、憩いの場や学習の場、身近で活動するための施設、商店街や商店、文化芸術や歴史資源などの「もの」、趣味や学習をする機会、スポーツ・レクリエーションをする機会、人との交流の機会、ボランティア活動をする機会などの「こと」が必要です。

そのようなまちに近づくには、みんながまちを楽しむ「こと」に参加して、まちづくりや自分たちの住んでいる地域に興味をもち、今ある「もの」を活かしつつ新しい「もの」を創出し、そこに暮らし活動する「ひと」を育みつなげるしくみが大切です。

「ひと」「もの」「こと」が身近にある生活をおくることは、新たな価値の創造や魅力の発見となり、このまちで暮らす誇りにつながります。



5. まちづくりの課題

4つの理想のまち〔将来像〕の実現には、めざす理想と現実との差を「まちづくりの課題」として認識し、明確にする必要があります。基本構想の計画期間（10年間）を見据え、市を取り巻く環境や今後の変化を踏まえたまちづくりの課題を以下のとおり整理します。

■ 地域コミュニティの再構築

自治会・町内会などの地縁組織やその活動は衰退する傾向にあり、これまで地域が担っていた助けあい・支えあいなどの共助（相互扶助）の機能やしくみの弱体化が進んでいます。

一方、地域福祉の推進や子どもの見守り、防犯・防災、高齢者や障害者の支援など、地域が抱える課題は多様化してきており、行政だけではこれらの課題の解決につなげることはむずかしく、地域の力が発揮できる地域コミュニティの再構築が求められています。

また、東日本大震災では、生命や生活を守るための助けあい・支えあいなど、地域の連携や協力の重要性が再認識されました。

そのため、地域活動に関する情報提供や啓発活動、機会の提供などを積極的に進めることで、各地域で活動する地域組織を活性化させることや、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPO、市民活動団体などの横の連携による自助・共助（相互扶助）の機能を強化させつつ、地域課題解決のためのしくみづくりを進める必要があります。

■ 地域の自立と行財政改革の推進

本市は、これまで合併に伴う財政支援や職員定数の削減などにより、財政効果を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。しかし、特例的な財政支援が段階的に縮減する中、社会経済情勢の変化や雇用情勢などの影響により、人口は増加しているものの市税収入は伸び悩んでいます。

さらに、社会保障関係経費の増加、新たな課題への取組や多様化する市民ニーズへの対応などによる財政の硬直化は今後一層進むことが想定されます。

また、地方分権改革の進展による「地域のことは、地域が決める」という取組が進み、地域の自主性、自立性は増大する中、これまで以上に戦略的な自治体経営が求められており、政策立案の視点を高めつつ、厳しい財政状況のもとで安定した行政運営を進めるため、限られた行政資源を重要な施策に重点的に配分する「選択」と「集中」を行い、行財政改革をさらに推進する必要があります。

特に、合併時からの課題である公共施設の適正配置・有効活用については、市域全体を見渡した上で、必要性や機能面などを検討し、計画的に対応する必要があります。



■ 少子高齢化への対応と協働によるまちづくり

本市における14歳以下の年少人口は、平成23（2011）年10月1日時点の25,310人から平成35（2023）年には21,770人（14%減）にまで大きく減少する見込みです。その一方で、65歳以上の高齢者は、平成23（2011）年10月1日時点の40,668人から平成27（2015）年の48,158人に急激に増加した後、ゆるやかな増加傾向となり、平成35（2023）年には50,377人まで増加すると予測されています。高齢者の人口に対する割合（高齢化率）は、平成23（2011）年の20.5%から平成35（2023）年には25.4%に達するとされています。

このように、少子高齢化は一段と加速することが予測されており、子どもを育てやすく、高齢者なども安心して暮らせる環境の整備や、積極的に社会に参加していきいきと暮らせるまちづくりを推進することが大切です。

本市では、市民参加の機会を積極的に提供することで、市民との協働によるまちづくりを推進してきました。

地域社会に対する市民の参加意識の高揚は、NPOや市民活動団体などの誕生につながり、福祉や環境の分野などで多くの活動が実施されています。

今後もNPOや市民活動団体などによる活動が展開され、市民とともにまちづくりを進めることが求められています。

■ みどりの保全と低炭素社会づくりの推進

本市は都心に近いながらも農地や屋敷林などが残されており、比較的みどりに恵まれています。都市開発などが進み、みどりは年々減少する傾向にあります。

みどりは憩いややすらぎを与えるばかりでなく、地域の生態系の維持や地球レベルの環境問題の解決にも寄与する貴重な資源であるため、今後も保全に努める必要があります。

また、近年の環境問題は、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの身近な問題だけでなく、地球温暖化など、地球規模で深刻化しています。

地球温暖化対策については、国や東京都から低炭素社会づくりをめざした二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に向けた取組が示され、市民や団体、事業者などの環境意識の高揚もみられますが、今後も省資源・省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及など、低炭素型ライフスタイルへの転換が求められています。

■ 都市基盤整備と防災・防犯対策の推進

本市は、幹線道路などの整備水準が低いことから、通過車両が住宅地に入り込むなどの問題が生じており、幅員の狭い生活道路は、歩行者や自転車にとって危険であり、防災面や緊急時の対応にも課題があると考えられます。

都市計画道路は、交通の円滑化、快適な歩行空間の確保、通過車両の流入抑制、防災性の向上などの多様な機能をもっています。このような都市計画道路をはじめ、生活道路を含めた体系的で、利便性、安全性、防災性の向上を図ることができる道路の整備が求められています。

また、長期的な取組として、危険な踏切を解消し、道路交通の遮断を解消する一体的なまちづくりを進めるための鉄道連続立体交差化などについての検討が求められています。



雨水^{いっすい}溢水対策については、近年、市内の浸水被害は減少していますが、引き続き計画的な雨水管整備や貯留施設などの整備が求められています。

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や、今後、南関東地域での直下型地震発生への懸念から、市民の安全・安心に対する意識は高まっています。

公共施設の耐震化や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化などを進めることで、災害に強いまちづくりをめざすとともに、公助による防災対策だけではなく、市民や団体などが行政や関係機関と連携し、地域ぐるみで自助や共助による防災対策を推進する必要があります。

また、近年、振り込め詐欺やインターネット犯罪などの新たな犯罪も発生しており、地域での子どもや高齢者の見守りなど、市民や関係機関と連携した防犯対策をさらに推進する必要があります。

■ 産業の振興と地域経済の活性化

世界的な経済の停滞や東日本大震災による消費活動や生産活動の落ち込みは、本市においても税収の減少だけではなく、市民生活や雇用などにも少なからず影響があると考えられます。

そのため、時代のニーズに即した産業振興のための取組や市外からの集客の向上につながる取組、市内事業者数の向上のための起業しやすい環境整備の取組などにより、税収の増加につなげるとともに、新たな雇用を生み出し、地域経済を活性化することが求められています。

また、住宅都市としての特徴を考慮した上で、地域と調和できる産業施策を推進しつつ、農業・商業・工業の連携強化による相乗効果も発揮できるような、特色あるまちづくりを進めることが求められています。

■ まちの魅力の向上と内外へのアピール

本市は江戸時代に青梅街道の宿場町として栄えた長い歴史を有するとともに、関東地方でも有数の規模を誇る^{したの}下野谷遺跡などの文化財があります。また、東大生態調和農学機構の農場や演習林などのみどりが今でも武蔵野の面影を残しています。

その一方で、区部に隣接し都心に近く、通勤・通学にも便利な住みやすい住宅都市としての顔を持つとともに、複数の大学や企業が立地し、世界最大級の先進的なプラネタリウムを擁する多摩六都科学館もあり、多くのNPOや市民活動団体が主体的に活動するなど、さまざまな魅力的資源を有しています。

これらのまちの魅力を向上させることは、そこに暮らす人々に元気を与えるとともに、にぎわいが生まれ、まちへの愛着となり、新たな「まちの顔」をつくることにもつながります。

今後は、新たな価値を見出しながら、人や企業、各種団体などと連携し、市内に存在する多くの価値(ひと・もの・こと)を市内外にアピールするなどの取組を計画的な視点に立って進める必要があります。



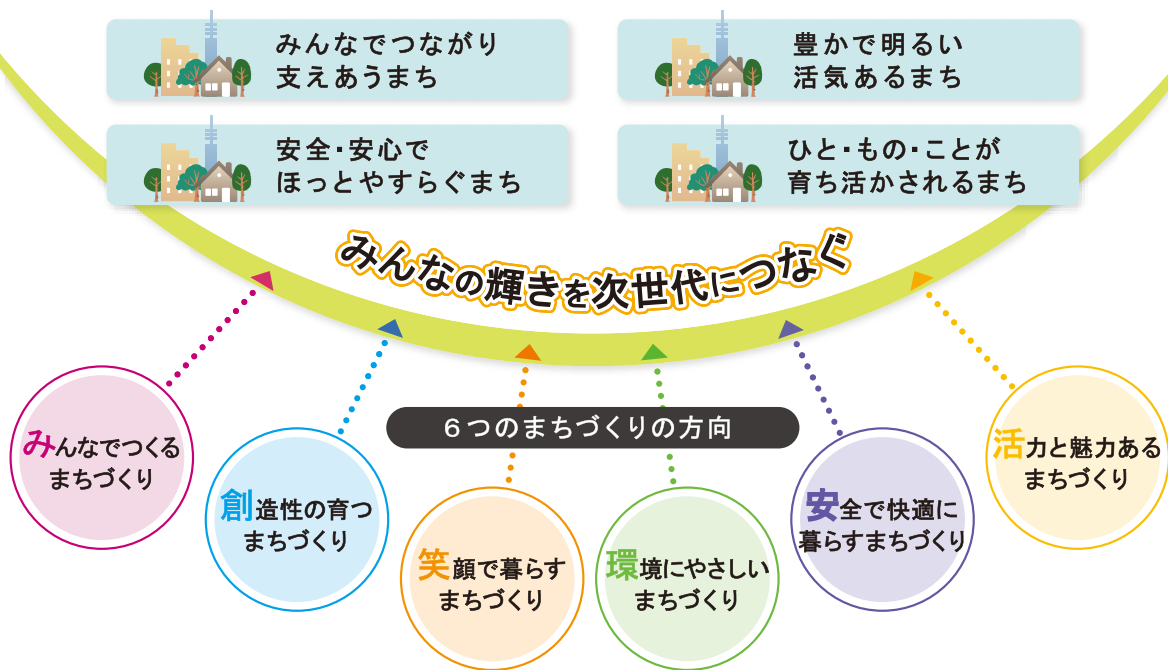
6. まちづくりの方向

「わたしたちの望み〔基本理念〕」及び「理想のまち〔将来像〕」を踏まえ、「まちづくりの課題」を解決するため、6つのまちづくりの方向と13の分野を次のとおり位置づけます。

わたしたちの望み〔基本理念〕

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

4つの理想のまち〔将来像〕



みんなで作るまちづくり

みんなが輝き魅力あるまちを築くためには、人と人、人と地域がつながることが必要です。

市民一人ひとりの人権が尊重され、平和を尊び、国籍・性別、障害の有無などによって差別されることのない平等な社会の構築を進めます。

また、今まで以上に地域や協働の視点を重視しつつ持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

創造性の育つまちづくり

市民一人ひとりが輝き、心豊かに暮らすことができるまちであることが望まれます。次世代を担う子どもたちが個性を伸ばしながら健やかに育つために、学校教育の充実や安心して子育てできる環境を整え、学校・家庭・地域の連携による育ちを支援します。

また、だれもが生涯にわたり学び、文化芸術にふれ、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるまちづくりを進めます。

笑顔で暮らすまちづくり

わたしたちは健康で生きがいのある豊かな人生をおくりたいと願っています。住みなれた地域でいつまでも笑顔で暮らすために、地域やNPO・市民活動団体及び関係機関と連携しながら、保健・福祉・医療の一体的なサービス提供を図り、安心していきいきと健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

環境にやさしいまちづくり

やすらぎをもたらす自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

市民と事業者、行政が協力して、みどりの保全や環境にやさしい低炭素社会づくりを推進し、環境負荷の少ない循環型社会のしくみを整えて、良好な環境を保全するまちづくりを進めます。

安全で快適に暮らすまちづくり

わたしたちが安全に安心して暮らせる都市基盤の整備が必要です。

市民が快適に暮らせるよう、住みやすい住環境の整備や利便性の高い道路・交通網の整備を進めます。

また、市民一人ひとりの防災や防犯意識を高め、市民や地域が参加する防災・防犯対策を充実させて、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

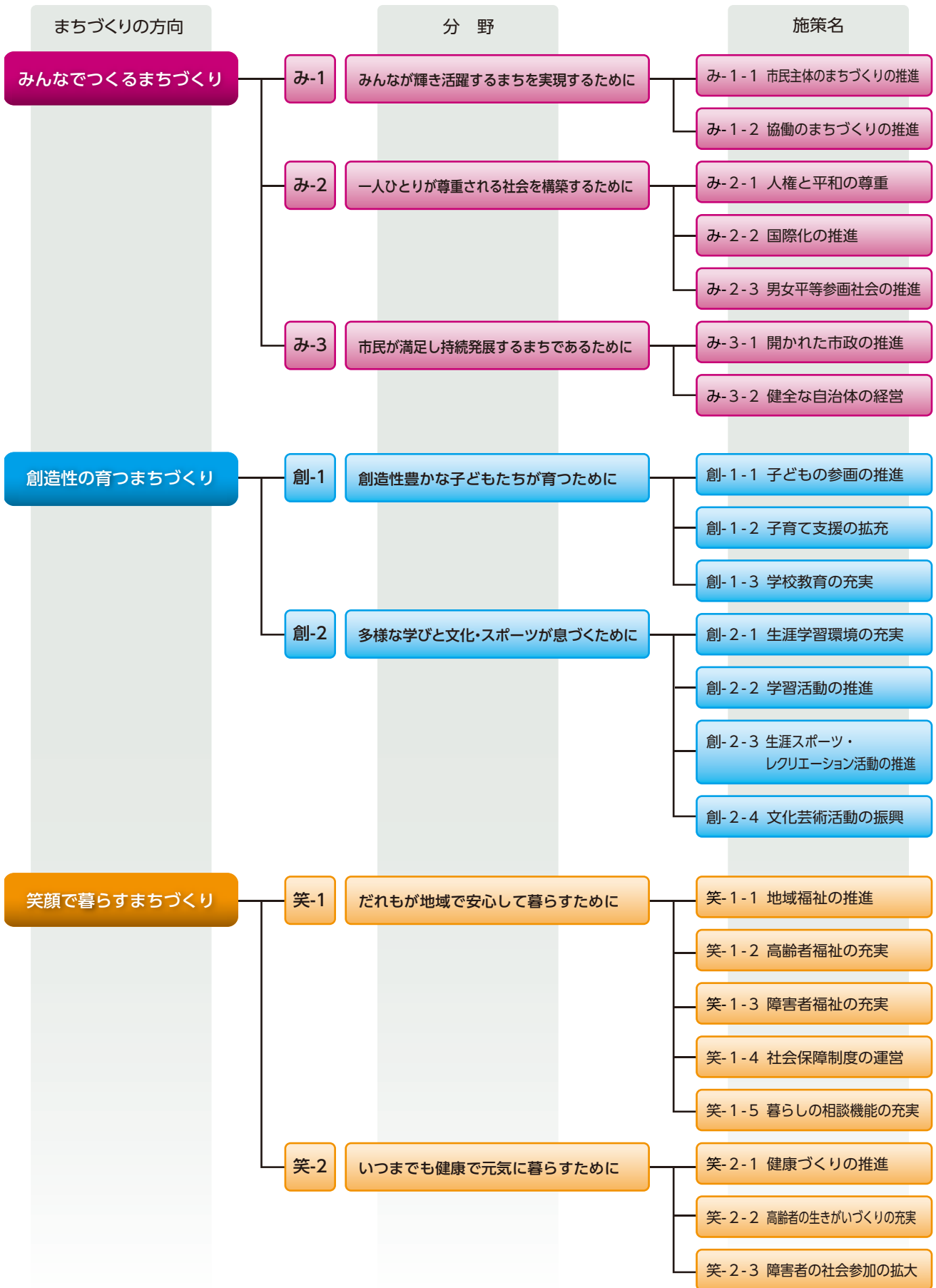
活力と魅力あるまちづくり

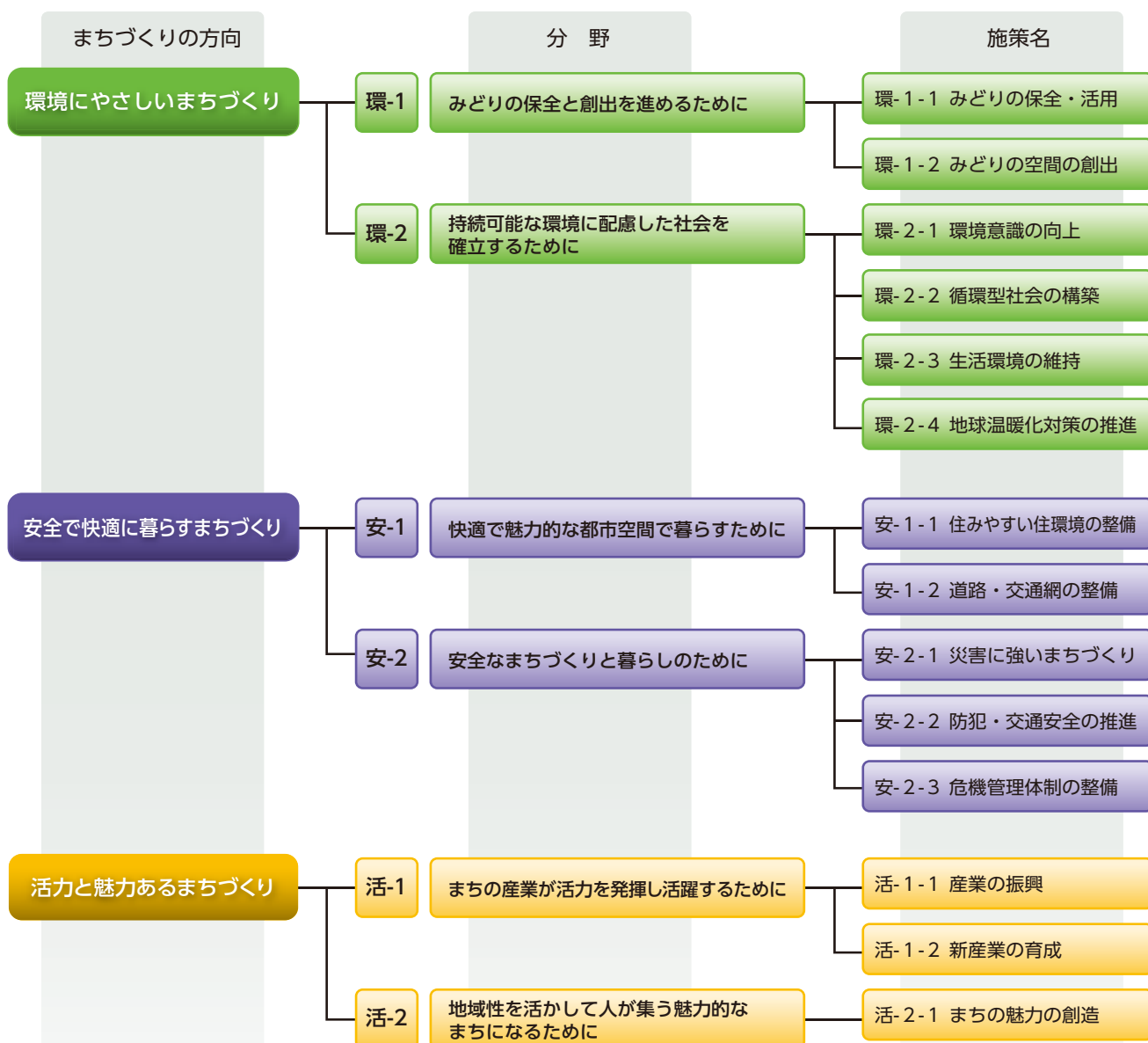
わたしたちのまちが活力に満ちて魅力あふれるためには、地域産業の振興や地域資源の活用が必要です。

地域資源を活かしてまちの活力や魅力を向上させ、市内外に広くアピールすることにより、人の交流を増やすとともに、農業・商業・工業の連携や事業者間の連携を充実させて新たな産業の育成やにぎわいと活気のある魅力的なまちづくりを進めます。



まちづくりの方向体系一覧





みんなで作るまちづくり

み-1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために

市内に暮らし活動している人やこれから何かの活動をしたいと考えている人などにとって、目標や生きがいを持ち、人との交流や地域での活動が自由にできるしくみが重要です。自由な活動や人との交流の機会は、多くの人の活躍する場を生み出し、みんなが輝くためのひとつのステップとなります。

本市では、市民参加条例、市民活動団体との協働の基本方針や地域コミュニティ基本方針を作成し、市民と市との協働によるまちづくりや地域コミュニティの再構築を推進しており、市民協働の機会が広がっています。

また、市民のまちづくりへの意識の向上、地域コミュニティ強化の取組、ボランティア活動の推進、市民への必要な情報や機会の提供など、市民の行動や活動を促すためのサポートも大切な要素となります。一人ひとりの行動とそれをサポートする力が広がり、人と人、人と地域がつながることで、人々が支えあうコミュニティが生まれ、人も地域も活かし、活かされる、「みんなが輝き活躍するまち」の実現をめざします。

み-2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

わたしたちのまわりには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあって生活をしています。一人ひとりがかげがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などによって差別されることなく、平等に扱われなくてはなりません。そのため本市は、人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

また、国際化の進展に伴い市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活をおくれるよう、生活支援や行政サービスの充実に努め、多文化共生社会の形成をめざします。

男女平等推進センターの機能の充実を図り、男女平等参画社会についての市民の理解を深める取組を進めます。

み-3 市民が満足し持続発展するまちであるために

持続発展するまちであるためには、健全な自治体としての経営と開かれた市政運営に基づいた、市民とともに進めるまちづくりが必要です。

市の施策や事業などをわかりやすく市民に知らせる広報や市政の情報公開に努めるとともに、市民の意見を聴くための広聴機能の充実を図ります。

市民への情報提供や行政手続などにおいては、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの身近で簡便な手段が使えるような新たな取組の検討を進めます。

今後の市の財政状況は一段と厳しさを増すことが想定されているため、行財政改革のさらなる推進や行政評価制度の評価・検証を踏まえた事業の重点化や効率化などを積極的に推進するとともに、関連自治体との広域連携による取組や市民と同じ視点に立ち、協働によるまちづくりを実践する分権時代に対応した市職員の育成に努めるなど、さまざまな取組により持続可能で自立的な自治体経営を進めます。



創造性の育つまちづくり

創-1 創造性豊かな子どもたちが育つために

少子化、核家族化が進む中、学校、家庭、地域における子ども同士のふれあいや子どもと地域住民、親とのふれあいが希薄になっているといわれています。また、学校におけるいじめや体罰、家庭における児童虐待などが社会問題となっています。

子どもたちが創造性豊かに育つためには、学校などでの学びや遊びに加え、他世代とのかかわりや、地域社会とのつながりをもつことが大切です。

地域において、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加することによる子どもの育ちを支援する環境づくりを進めるとともに、活動の場の確保や他世代との交流の機会づくりを進めます。

NPOや市民活動団体、関係機関などと連携して子育て家庭を支援するためのサービスや保育園、学童クラブなどの環境整備、支援体制の強化を図るとともに、これから社会で活躍していく若者に注目した支援体制の構築を図ります。

また、子どもたちがのびやかに学べるように、学校教育環境を向上させるとともに、いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題に対しては迅速かつ適切に対応していきます。

創-2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

自分自身の能力の向上や心の豊かさを高めるために、学校教育以外の場での学習機会や文化芸術やスポーツ活動に親しめる環境づくりが求められています。

本市では、だれもが生涯を通して学習したり、芸術にふれたり、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動が行えるように、学習活動や公民館活動の支援、図書館サービスの高度化及び利用環境の向上、文化芸術活動の支援、文化財の保護、スポーツ環境の整備などに努めます。

また、発表などの機会を通して、市民の学習や活動の成果を地域に還元し、地域における市民の交流を進めます。



笑顔で暮らすまちづくり

笑-1 **だれもが地域で安心して暮らすために**

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害者世帯が増加しています。

高齢者や障害者がいつまでも安心して住みなれた地域で笑顔で暮らすことができるよう、地域福祉の充実を図る必要があります。

福祉サービスの形態やしぐみが増える中、利用者が主体的にサービスの選択ができるように、福祉サービスの充実や地域基盤の整備、介護予防の強化などが求められています。

また、高齢者や障害者などが孤立しないように、地域における見守りの体制を整えるとともに、地域福祉への理解向上を図るための情報提供を行うことも重要です。

そのため、家庭と民生委員や児童委員とのコミュニケーションの充実を図るとともに、社会福祉協議会やNPO、市民活動団体、福祉事業者などの関係機関との連携を強化し、生活のための相談、アドバイスなどのサポート体制を充実させ、だれもが笑顔で安心して暮らせるしぐみの構築をめざします。

笑-2 **いつまでも健康で元気に暮らすために**

だれもが健康で生きがいをもって暮らし、人と交流し、自ら活躍できるしぐみや環境が整った地域の実現が求められています。

市民が元気に暮らすためには、健康づくりが不可欠です。健康で自立した生活をおくることができるよう、市民の健康づくりをサポートするとともに、高度医療や救急医療などにも対応した地域の保健・福祉・医療の連携による効果的なサポート体制を構築し、関係機関との広域的な連携の向上を図ります。

また、高齢者や障害者が生きがいをもって暮らし、地域コミュニティの一員として地域活動や就労ができるよう、さまざまな支援の充実を図るとともに、地域において支えるしぐみの構築をめざします。



環境にやさしいまちづくり

環-1 みどりの保全と創出を進めるために

まちのみどりはわたしたちの暮らしや生活にやすらぎをもたらします。

本市は、都心に近いながらも比較的みどりに恵まれていますが、都市開発が進むことによるみどりの減少も懸念されており、貴重な財産であるみどりを保全しながら魅力あるまちづくりを進める必要があります。

市民参加によるみどりを保全するしくみや公園や緑地などの充実を進めるとともに、道路や公共施設の緑化の推進などにより、みどりの空間の創出を図ります。

また、日常生活の中で自然や生物とふれあえるような人と自然環境の共生したまちづくりをめざし、みどりを豊かに感じることでできる魅力ある景観づくりにも取り組みます。

環-2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、ごみ対策などの身近な環境問題や、地球温暖化などの地球規模の問題は、わたしたちの生活や事業者の経済活動から生じる環境負荷に起因します。

地域における環境保全を進めるためには、市民のライフスタイルや事業者の経済活動を見直し、社会全体で環境負荷の削減に取り組む必要があります。

本市は、市民や事業者の環境意識を高めて環境に配慮した行動の促進を図りつつ、大気や水質などの地域の環境を保全するほか、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を促進し、資源の効率的な利用による循環型社会の構築に取り組みます。

また、地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに再生可能エネルギーの導入や活用により低炭素型のまちをめざします。



安全で快適に暮らすまちづくり

安-1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

地域と調和のとれたまちなみは、だれにとっても利用しやすく住みよいまちであるとともに、愛着や誇りのもてるまちとなります。住み心地のよい住環境を確保し、市民が安全で快適に暮らせるまちをめざして、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活道路と幹線道路などの整備、安全で歩きやすい道路環境や交通網の整備によりユニバーサルデザインの配慮を行うとともに、老朽化が進む都市基盤については、計画的な更新や長寿命化に取り組みます。コミュニティバス「はなバス」の運行については、引き続き効率的な運営に努める必要があります。

多くの人が集まる駅周辺については、地域の特色を活かしつつ、快適な都市整備を進め、市外からの集客につながるような特徴あるまちづくりに取り組みます。

安-2 安全なまちづくりと暮らしのために

東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっています。

行政による公助だけでなく、市民自らによる自助や地域による共助の意識の向上、防災基盤の整備や防災訓練、災害時を想定した迅速な対応の検討などを進め、市民や団体などと行政や関係機関が連携した防災対策に取り組みます。

また、地球温暖化や異常気象の影響などから、都市における豪雨や台風に起因する都市型水害も懸念されています。このような都市型水害への対策として、^{いっすい} 溢水地域の解消に引き続き取り組み、安全に暮らせるまちづくりをめざします。

防犯や交通安全の面では、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPO、市民活動団体などが連携して、地域の絆づくりや助けあいの意識を育み、犯罪や交通事故などの起きにくいまちづくりに取り組みます。



活力と魅力あるまちづくり

活-1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために

農業では、後継者不足や農地の相続に関する税制の影響などにより、農家数や農地面積は減少する傾向にあります。そのため、持続可能な農業経営の促進や生産性の向上、農地の保全への取組のほか、都市と農業が共生するまちづくりのさらなる展開が求められています。

商業では、商店街の衰退や商店の廃業による空き店舗がみられるなどの厳しい状況や近隣地域への大型小売店舗の進出などがあり、地域のにぎわいの創出による経済の活性化が強く求められています。そのため、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりや商店に対する経営相談の充実などを図る必要があります。

工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所が減少しており、独自技術を活かした事業展開の強化や事業者間の連携が求められています。

そのため、既存産業の新たな発展への支援、時代に対応した新産業が展開しやすい環境づくり、次世代の農商工業者の育成や支援、産学公の連携などを推進し、地域経済の活力の創出を図るとともに、新たな雇用の創出や地域労働環境の向上をめざします。

活-2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

本市は、交通の便がよく都心に比べて比較的多く残されているという地域性をもっています。また、自然や歴史・文化などの地域資源を多く有しており、その魅力を市内外に広くアピールすることが求められています。

市内に存在する資源の新たな発掘や魅力の再発見などを市民とともに進め、これらの地域資源を活用することで、市内外の人々が集う魅力的なまちになるための施策を推進します。

また、地域の魅力を市内外に発信するために、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの新たな情報通信技術を活用した取組を進めます。



基本計画

總論

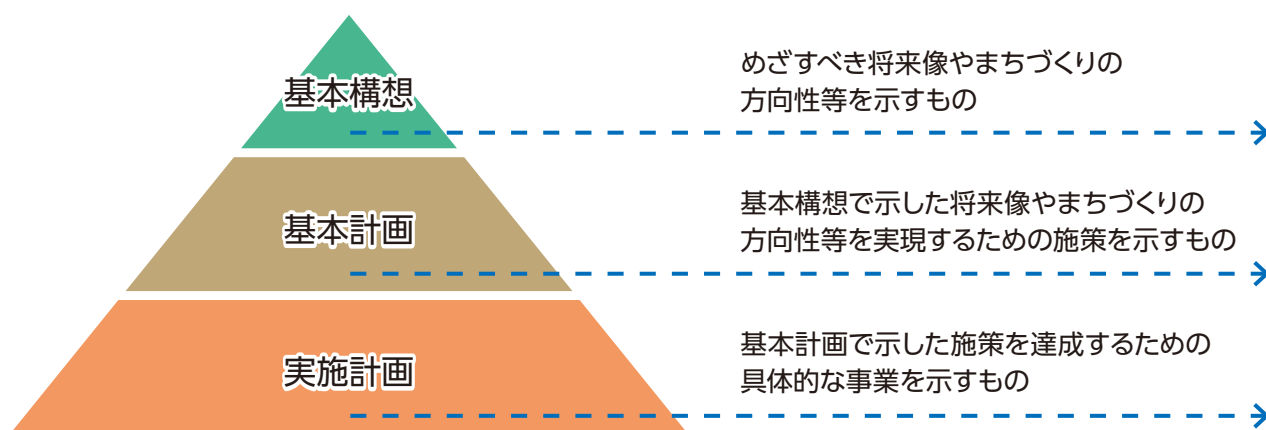
1. 計画の位置づけ

この基本計画は、基本構想で示した基本理念と将来像を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、施策推進のための視点を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3カ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけをもって計画された事業を実行していきます。

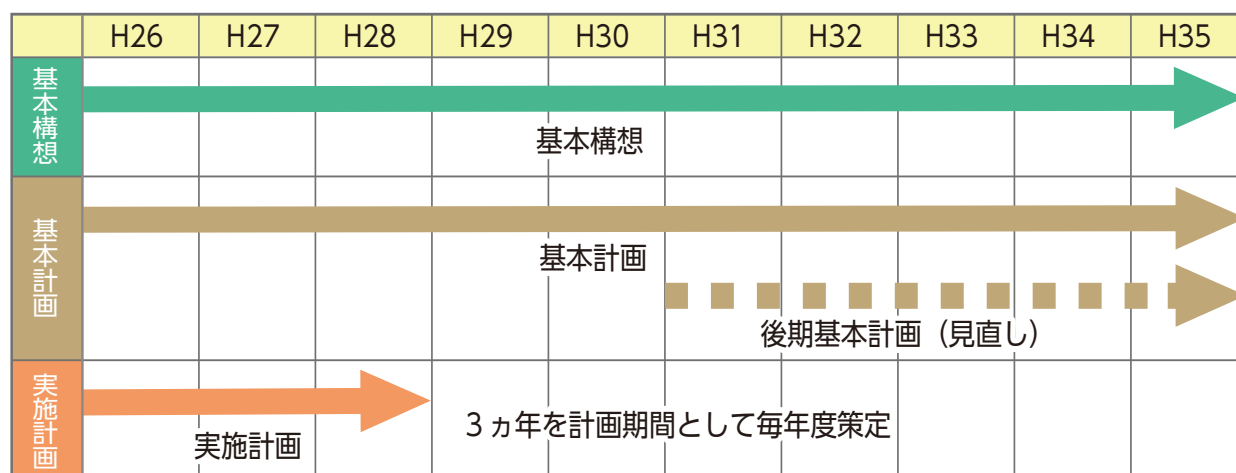
基本構想、基本計画、実施計画の関係は次の図のようになります。



2. 計画の期間

基本計画の期間は、基本構想に基づき、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10年間とします。

なお、平成31（2019）年度からの後期5年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととします。



3. 計画の指標

(1) 人口の推移

平成40（2028）年までの本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告書」（平成23年12月）で推計しています。この推計調査は、コーホート要因法^(注)を用い、今後大規模住宅開発の減少が考えられることから、転入の鈍化による人口増加ペースの変化を考慮して、中位推計を採用しています。

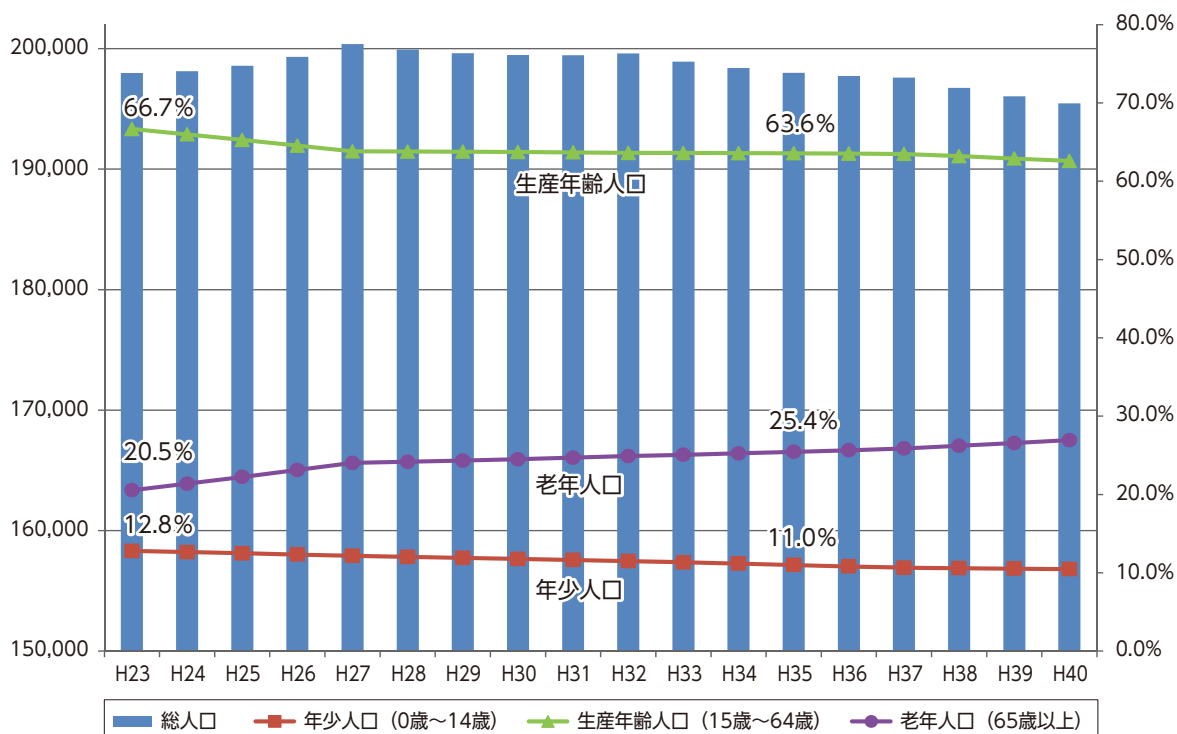
調査報告書によれば、本市の人口は平成27（2015）年までは微増傾向が続き、平成27（2015）年に約200,000人となった後に減少に転じ、この計画の目標年度（平成35（2023）年度）における人口は、およそ198,000人になると想定されます。

年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）ごとの傾向をみると、年少人口（0歳～14歳）は微減の傾向にあり、平成23（2011）年の総人口比12.8%が平成35（2023）年には11.0%となる見込みです。

生産年齢人口（15歳～64歳）については、平成23（2011）年の総人口比66.7%が平成27年（2015）までは微減傾向にありますが、その後は横ばいとなり、平成35（2023）年には総人口比63.6%となる見込みです。

一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成23（2011）年の総人口比20.5%が平成35（2023）年には25.4%となる見込みです。

西東京市の将来推計人口



資料：人口推計調査報告書（平成23年12月）

注：コーホートとは、同じ時期に出生した集団のことであり、コーホート要因法とはその集団ごとの時間変化を軸に自然動態と社会動態に分けて人口を推計する方法。

(2) 財政フレーム

本市では、この間、市税収入が伸び悩む一方で、扶助費や公債費などが増加してきています。経常収支比率は、平成19(2007)年度からおおむね90%を超えて推移しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

基本計画期間中(平成26(2014)年度~35(2023)年度)の財政フレームは、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済情勢や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

① 主な歳入について

(ア) 市税

市税とは、個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税などの税金です。

市税については、今後の経済の見通しを踏まえるとともに、現行の税制度及び人口推計等を基本に算出しています。

(イ) 地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

普通交付税については、合併算定替の段階的な縮減等を見込むとともに、臨時財政対策債が平成28年度に終了することを前提に、基準財政収入額では、市税等を、基準財政需要額では公債費や社会保障経費等の増減を見込んで算出しています。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。

現行制度を基本に、社会保障経費等の推移、計画事業等の個別要因を踏まえて算出しています。

(エ) 繰入金

繰入金とは、主に基金の取り崩し額です。基金の取り崩しについては、計画事業等の個別要因や歳入歳出の収支状況などを見込んで算出しています。

(オ) 市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

計画事業の財源構成を基本に、後年度の起債事業を見込み算出しています。なお、臨時財政対策債については、平成28年に終了すると見込んでいます。

② 主な歳出について

(ア) 人件費

特別職や議員の報酬、一般職の給料などです。

定員適正化計画に基づき、民間委託に伴う定数削減等の減要因や建築基準行政事務移管等に伴う増要因等を踏まえて算出しています。

(イ) 物件費・扶助費

物件費とは、賃金、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づき、もしくは市が単独で行っている各種扶助に要する経費です。

これらの過去実績を踏まえるとともに、物件費は計画事業の個別要因や消費税の影響等を見込んで算出してい



ます。また、物件費については、行財政改革に取り組むことを前提に経常的な経費の抑制に努めることとして
います。

(ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
計画期間内の起債見込みに基づいて推計しています。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に一般会計から特別会計に支出する経費です。
各計画や社会経済情勢の変化等による増減率を勘案して見込んでいますが、全体として抑制に努めることと
しています。

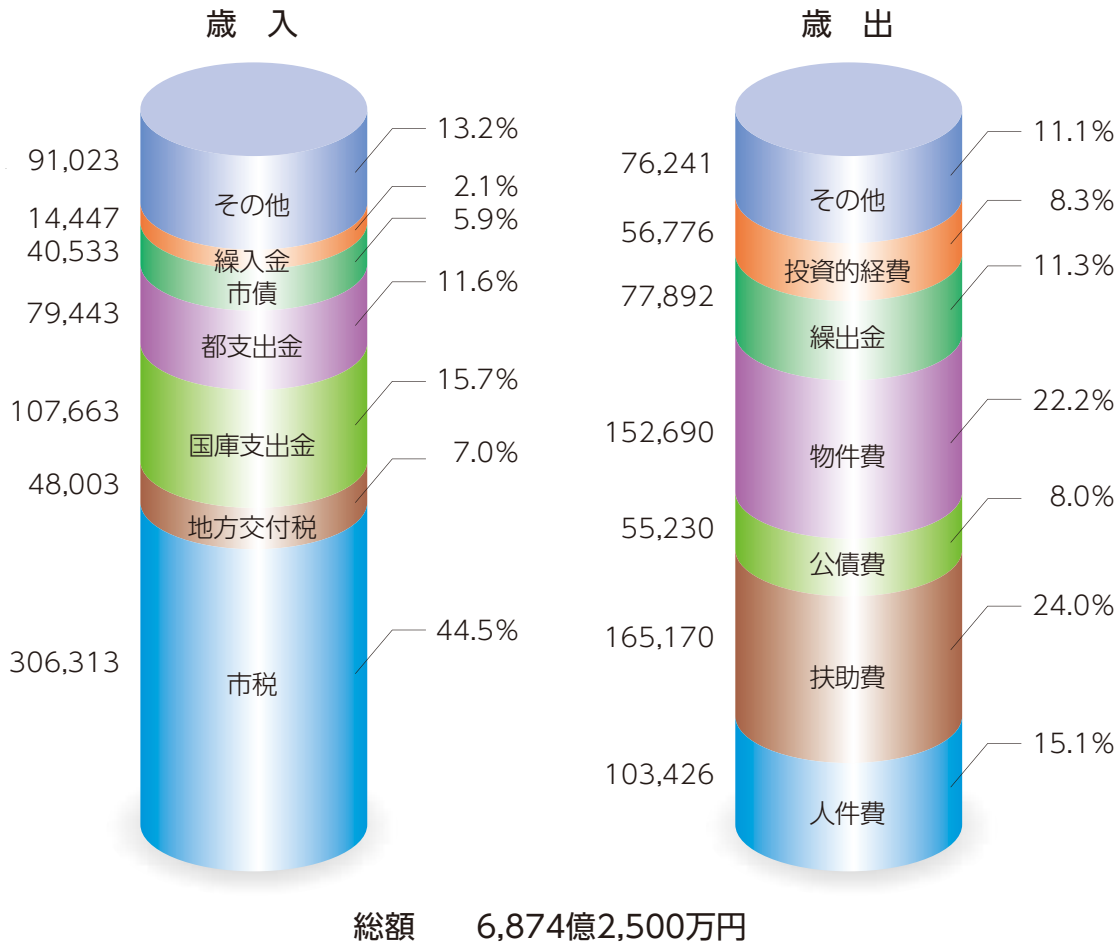
(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。
計画事業を基本として算出しています。

■ 財政見通し

基本計画期間中(平成26(2014)年度～平成35(2023)年度)の財政見通しは次のとおりです。

(単位：百万円)



4. これまでの取組と評価

(1) 策定経緯

西東京市では、合併時に策定した新市建設計画（平成13年度～平成22年度）を包含する形で、平成16年3月に基本構想・基本計画・実施計画の3層構造からなる第1次の総合計画（平成16年度～平成25年度）を策定しました。

「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を私たちの望み（将来像）として掲げ、市民と行政が連携し、協働によるまちづくりに取り組み、市民一人ひとりがまちを楽しむことができるまちを目指してまちづくりを推進してきました。

平成21年度には前期5年間を総括するとともに、社会経済情勢の変化や事業の実施状況、新たな市民ニーズなどを踏まえ、①施策から事業までの関係の明確化、②成果指標及び目標値の導入、③行政評価の視点の導入、④新たな施策の設定の4つの点で基本計画の見直しを行い、後期基本計画（平成21年度～平成25年度）を策定しました。

(2) 主な取組及び評価

第1次総合計画（後期計画）で実施した取組について、成果指標の達成度及び市民意識調査における施策ごとの満足度の結果により、総合的に評価します。

◇市民意識調査

西東京市住民基本台帳に登録された18歳以上の男女の中から人口構成比を配慮した上で5,000人を無作為抽出し、実施しました。調査は、第1次の総合計画の期間内で3回実施しており、「満足度」と「重要度」の平均ポイントを用いて分析を行っています。

平成19年度：回収数2,429票（回収率48.6%）、有効回答数2,418票（有効回収率48.4%）

平成22年度：回収数2,630票（回収率52.6%）、有効回答数2,626票（有効回収率52.5%）

平成24年度：回収数2,414票（回収率48.3%）、有効回答数2,408票（有効回収率48.2%）

創造性の育つまちづくり

人権と平和、男女平等の分野では、男女平等推進センター「パリテ」を中心として、情報誌の発行等による意識啓発に取り組みました。また、人権尊重意識や平和意識の醸成についても、若い世代への啓発活動を積極的に推進しました。子育て・教育の分野では、児童館や保育園施設の建替、整備とともに、学校施設等の耐震補強工事、保育園・学童クラブにおける災害時の子どもの安否確認メール・伝言板システムの整備を行ったほか、小中学校普通教室への空調設備の設置や校庭の芝生化、完全中学校給食などを実施しました。また、文化・スポーツの分野では、文化芸術振興条例を制定（平成21年9月）し、文化振興事業の充実に取り組むとともに、指定管理者制度の活用や地域におけるスポーツ環境の充実、平成25年度に開催したスポーツ祭東京2013を契機としたスポーツへの意識の向上を図りました。

成果指標の達成度

施策	指標名	目標値	単位	実績値	達成率	評価ランク
創 1-1	「平和に関する啓発活動や学習活動の推進」に対する重要度	70.0	%	61.5(*)	88%	A
創 1-1	人権尊重事業への参加者数	600	人	500	83%	A
創 1-2	講師、通訳など事業の主たる担い手として活動した市民の数	150	人	69(*)	46%	C
創 1-2	ALT（外国人英語指導助手）による指導を受けている児童・生徒数	10,241	人	10,207	99%	A
創 1-2	外国語版生活情報誌の配布部数	1,000	部	1000	100%	A
創 1-3	まつり（フォーラム）への参加人数	1,000	人	790(*)	79%	A
創 1-3	男女平等推進センターパリテ登録団体数	10	団体	14	140%	A
創 2-1	子どもの権利に関する条例の策定	1	件	0	0%	—
創 2-1	ひばりが丘・下保谷児童館の建替	2	箇所	2	100%	A
創 2-2	「出産・育児などの子育て支援環境の充実」に対する市民満足度	30.0	%	18.6(*)	62%	B



創 2-2	病後児保育室の充実	1	件	1	100%	A
創 2-2	保育園の建替・整備	2	箇所	2	100%	A
創 2-2	学童クラブの建替・整備	7	箇所	7	100%	A
創 2-3	「市立小、中学校での教育の充実」の市民満足度	25.0	%	19.4(*)	78%	A
創 2-3	中学校給食の実施のための基盤整備	9	校	9	100%	A
創 3-1	「生涯学習活動の充実」の市民満足度	35.0	%	24.6(*)	70%	B
創 3-2	公民館への登録団体数	1,824	団体	2,075	114%	A
創 3-2	図書館利用者インターネットシステム利用回数	22,600	回	25,860(*)	114%	A
創 3-3	「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度	35.0	%	29.9(*)	85%	A
創 3-3	総合型地域スポーツクラブ会員数	1,000	人	1,025	102%	A
創 3-3	スポーツ施設利用者数	750,000	人	766,651(*)	102%	A
創 3-4	「市民文化祭などの芸術・文化活動の充実」に対する市民満足度	50.0	%	32.3(*)	65%	B
創 3-4	郷土資料室への年間入場者数	3,000	人	2,311(*)	77%	A

※実績値は、数値の後ろに(*)印があるものは平成24年度数値、それ以外のは平成25年12月の数値を採用しています。(以降同様)

※評価ランクは、A(達成率75%以上)、B(50%~74%)、C(50%未満)の3段階で評価しています。(以降同様)

施策に対する市民満足度(市民意識調査より)

施策項目	平成19年度	平成22年度	平成24年度
創1-1 人権と平和の尊重	16.4%	18.1%	20.2%
創1-2 国際化の推進	10.8%	12.3%	13.3%
創1-3 男女平等参画社会の推進	14.7%	17.0%	16.7%
創2-1 子ども参加の推進	18.4%	20.4%	22.4%
創2-2 子育て支援の促進	16.9%	14.9%	18.6%
創2-3 学校教育の充実	13.9%	15.3%	20.1%
創3-1 生涯学習社会の形成	25.8%	25.8%	24.6%
創3-2 学習活動の推進	—	45.7%	46.4%
創3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	29.6%	29.4%	29.9%
創3-4 芸術・文化活動の振興	33.5%	33.0%	32.3%

評価 成果指標に掲げた23項目についての評価では、Aが18、Bが3、Cが1となっています(※「—」の1項目は除く)。また、平成19年度※平成19年度のデータが無い場合は平成22年度)と平成24年度を比較した市民意識調査では、10施策中8施策において市民満足度が向上しており、「創造性の育つまちづくり」においては、概ね良好な評価となっています。

笑顔で暮らすまちづくり

福祉の分野では、下保谷福祉会館の建替工事や福祉会館の耐震補強、障害者総合支援センター(フレンドリー)の建設等の施設整備を行うとともに、地域福祉の向上・推進のためのほっとするまちネットワークシステムの構築をめざし、地域福祉コーディネーターの配置や地域福祉推進員(ほっとネット推進員)の研修などの取組を進めました。また、介護予防事業や認知症グループホームの整備など、高齢者が地域で安心して生活できる環境の整備や障害者が地域で自立して暮らせるための生活支援体制の構築、就労支援機能の拡充を図りました。さらに、がん検診の受診率向上をめざし、健康施策にも積極的に取り組みました。

成果指標の達成度

施策	指標名	目標値	単位	実績値	達成率	評価ランク
笑 1-1	「ボランティアの育成など地域福祉の推進」に対する市民満足度	25.0	%	17.5(*)	70%	B
笑 1-1	(仮称) 地域福祉コーディネーターの配置数	4	箇所	4	100%	A
笑 1-1	市ホームページ上の福祉情報へのアクセス件数	150,000	件	162,480(*)	108%	A



笑 1-1	福祉サービス第三者評価の評価受審数	60	箇所	61(*)	100%	A
笑 1-2	「介護予防・サービスなどの高齢者福祉の充実」に対する市民満足度	25.0	%	21.8(*)	87%	A
笑 1-2	ささえあいネットワークの協力員の数	500	人	1,138	227%	A
笑 1-2	ささえあいネットワークの訪問協力員の数	180	人	307	170%	A
笑 1-2	地域包括支援センター相談・対応件数	16,000	件	27849(*)	174%	A
笑 1-3	「地域生活支援などの障害者福祉の充実」に対する市民満足度	20.0	%	15.8(*)	79%	A
笑 1-3	グループホーム・ケアホーム入居人数	85	人	102	120%	A
笑 1-3	(仮称) 障害者福祉総合センターの整備	1	箇所	1	100%	A
笑 1-4	「社会保障制度の運営」に対する市民満足度	15.0	%	16(*)	107%	A
笑 1-5	「暮らしの相談窓口の充実」に対する市民満足度	25.0	%	18.4(*)	74%	B
笑 1-5	消費者相談の相談件数	1,000	件	1,067(*)	107%	A
笑 2-1	「健康づくりの支援など保健事業の充実」に対する市民満足度	40.0	%	26.8(*)	67%	B
笑 2-1	「地域医療体制の整備」に対する市民満足度	30.0	%	23.5(*)	78%	A
笑 2-1	特定健康診査の受診率	65.0	%	45.3(*)	70%	B
笑 2-1	平日の準夜間における小児初期救急医療体制の確保	10	回	8	80%	A
笑 2-2	「団塊の世代や高齢者の生きがいづくりの充実」に対する市民満足度	20.0	%	13.9(*)	70%	B
笑 2-2	高齢者大学・福祉会館などでの開設講座利用者延べ人数	30,000	人	33,802(*)	112%	A
笑 2-3	「雇用促進など障害者の社会参加の促進」に対する市民満足度	15.0	%	8.8(*)	59%	B
笑 2-3	障害者（児）スポーツ事業への参加者数	500	人	211(*)	42%	C
笑 2-3	就労援助事業への登録者数	100	人	163	163%	A

施策に対する市民満足度（市民意識調査より）

施策項目	平成19年度	平成22年度	平成24年度
笑1-1 地域福祉の推進	16.6%	16.6%	17.5%
笑1-2 高齢者福祉の充実	17.9%	18.5%	21.8%
笑1-3 障害者福祉の充実	13.0%	14.1%	15.8%
笑1-4 社会保障制度の運営	10.9%	14.7%	16.0%
笑1-5 暮らしの相談の充実	17.7%	18.9%	18.4%
笑2-1 健康づくりの推進	24.9%	23.6%	25.1%
笑2-2 高齢者の生きがいづくりの充実	12.7%	13.8%	13.9%
笑2-3 障害者の社会参加の拡大	8.9%	9.7%	8.8%

評価 成果指標に掲げた23項目についての評価では、Aが16、Bが6、Cが1となっています。また、平成19年度と平成24年度を比較した市民意識調査では、8施策中7施策において市民満足度が向上しており、「笑顔で暮らすまちづくり」においては、概ね良好な評価となっています。

環境にやさしいまちづくり

みどりの分野では、芝久保三丁目ふれあい公園や下保谷森林公園の整備などのほか、下保谷四丁目特別緑地保全地区の土地取得を行い、地域性を活かしたみどり空間の保全を進めました。環境の分野では、エコプラザ西東京を拠点として、環境情報の提供や環境学習の推進を積極的に行い、環境マネジメントシステムの運用などによる地球温暖化対策の取組を進めるとともに、住宅用太陽光発電システムの設置助成や低公害車の普及・促進を行いました。

また、循環型社会の構築のための取組として、剪定枝や小型電子機器の再資源化などを推進し、ごみ排出量の減量に取り組みました。

成果指標の達成度

施策	指標名	目標値	単位	実績値	達成率	評価ランク
環 1-1	西原自然公園樹木の更新された面積の割合	50.0	%	45(*)	90%	A
環 1-1	公園ボランティア登録会員数	800	人	843	105%	A



環 1-1	体験農園区画数	300	区画	315	105%	A
環 1-2	「公園・緑地などの保全・活用」に対する市民満足度	50.0	%	44(*)	88%	A
環 1-2	整備された公園・広場の数	3	箇所	3(*)	100%	A
環 1-2	補助金の交付を受けて造成された生垣の延長	800	m	509.7(*)	63%	B
環 1-2	「花いっぱい運動」で植付けする花壇数	50	箇所	41(*)	82%	A
環 2-1	「環境学習の場や機会の提供」に対する市民満足度	30.0	%	17.4(*)	58%	B
環 2-1	環境マネジメントシステム導入済み事業所数	25	箇所	19	76%	A
環 2-1	環境フェスティバルの参加者数	2,500	人	6,000	240%	A
環 2-1	環境リーダー養成講座修了者数	100	人	93	93%	A
環 2-2	「ごみの減量化やリサイクルの推進」に対する市民満足度	45.0	%	52.8(*)	117%	A
環 2-2	一人当たりのごみ収集量（ごみ原単位）	632	g	567.1(*)	89%	A
環 2-2	資源化率	28.0	%	38.0(*)	135%	A
環 2-3	「環境汚染の防止など公害対策の推進」に対する市民満足度	30.0	%	24.8(*)	83%	A
環 2-3	庁用車のうち低公害車の占める割合	55.0	%	55.45	100%	A
環 2-4	「太陽光などの自然エネルギー活用策の充実」に対する市民満足度	16.0	%	11.1(*)	69%	B
環 2-4	公共施設・公用車から排出される温室効果ガスの削減率	11	%	-14.5(*)	-132%	C

施策に対する市民満足度（市民意識調査より）

施策項目	平成19年度	平成22年度	平成24年度
環 1-1 みどりの保全・活用	34.9%	35.0%	35.6%
環 1-2 みどりの空間の創出	37.3%	38.3%	40.3%
環 2-1 環境意識の高揚	18.2%	15.9%	17.4%
環 2-2 ごみ対策の推進	39.1%	45.5%	52.8%
環 2-3 公害対策の推進	18.1%	22.2%	24.8%
環 2-4 地球温暖化対策の推進	13.5%	14.6%	14.8%

評価 成果指標に掲げた18項目についての評価では、Aが14、Bが3、Cが1となっています。また、平成19年度と平成24年度を比較した市民意識調査では、6施策中5施策において市民満足度が向上しており、「環境にやさしいまちづくり」においては、概ね良好な評価となっています。

安全で快適に暮らすまちづくり

都市整備の分野では、地域の特性に応じたまちづくりを推進するために地区計画を策定するとともに、保谷駅南口地区市街地再開発事業やひばりヶ丘駅周辺のまちづくりを進めました。都市計画道路では、3・4・11号線、3・4・13号線、3・4・15号線、3・5・10号線の用地買収や整備工事を行うとともに、生活道路である市道の整備工事を実施しました。また、災害・防災の分野では、災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道の建物に対する耐震診断などへの助成制度の創設や消防団詰所の建替工事を行うとともに、防災行政無線の整備・改善や避難所における緊急物資の充実、雨水溢水対策工事を行いました。

成果指標の達成度

施策	指標名	目標値	単位	実績値	達成率	評価ランク
安 1-1	地区計画決定数（累計）	5	地区	5	100%	A
安 1-1	「ポイ捨て・路上喫煙防止地区」の指定地区数（累計）	5	地区	4	80%	A
安 1-1	都市計画道路西 3・4・21 号線用地取得率	100.0	%	86.6	86%	A
安 1-1	保谷駅南口地区市街地再開発事業	1	件	1	100%	A
安 1-2	市内の都市計画道路整備率	整備促進	%	34.8	—	—
安 1-2	はなバス利用者数	1,360	千人	1,391(*)	102%	A
安 1-2	自転車駐輪場の整備箇所数	2	箇所	2	100%	A
安 1-3	下水道施設の更新（箇所数、延長など）	計画的更新	—	—	—	—
安 2-1	「大規模地震、集中豪雨等の防災対策」に対する市民満足度	20.0	%	15.4(*)	77%	A



安 2-1	防災市民組織の登録団体数	100	組織	86	86%	A
安 2-1	雨水溢水対策工事済み箇所	15	箇所	15	100%	A
安 2-1	住宅の耐震化率	93.0	%	85.8(*)	92%	A
安 2-2	「地域パトロール強化などの防犯対策」の市民満足度	32.0	%	21.9(*)	68%	B
安 2-2	刑法犯の発生件数	2,500	件	2,232(*)	112%	A
安 2-2	街路灯の整備数	132	箇所	358	271%	A
安 2-3	危機管理体制の構築	63	件	43	68%	B

施策に対する市民満足度（市民意識調査より）

施策項目	平成19年度	平成22年度	平成24年度
安1-1 住みやすい住環境の創造	24.1%	23.6%	24.4%
安1-2 道路・交通の整備	27.3%	25.9%	26.7%
安1-3 上下水道の運営	—	31.5%	33.7%
安2-1 災害に強いまちづくり	11.9%	17.0%	15.4%
安2-2 防犯・交通安全の推進	20.9%	24.0%	21.9%
安2-3 危機管理体制の整備	11.7%	12.1%	10.8%

評価 成果指標に掲げた16項目についての評価では、Aが12、Bが2、Cが0となっています（※「-」の2項目は除く）。また、平成19年度（※平成19年度のデータが無い場合は平成22年度）と平成24年度を比較した市民意識調査では、6施策中4施策において市民満足度が向上しており、「安全で快適に暮らすまちづくり」においては、概ね良好な評価となっています。

活力と魅力あるまちづくり

産業の分野では、地域の振興や新産業の育成などをめざし、産業振興マスタープランを策定する中で、商工会や商店街の自主的な取組に対する支援、一店逸品事業の推進やソフトなものづくり産業の育成を進めるとともに、都市と農業が共生するまちづくり事業として、市内産農産物を活用しためぐみちゃんメニュー事業の推進や、農にふれる機会・学習機会の提供のための拠点整備等を積極的に推進しました。また、商工会が運営する創業支援・経営革新相談センターへの支援、創業資金融資あっせん制度の活用などによる起業・創業しやすい環境整備を推進しました。

成果指標の達成度

施策	指標名	目標値	単位	実績値	達成率	評価ランク
活 1-1	「地元商業・サービス業の育成・支援」に対する満足度	16.0	%	12(*)	75%	A
活 1-1	認定農業者数	60	人	48	80%	A
活 1-1	チャレンジショップ事業により起業した件数（平成19年度からの類計）	14	件	17	121%	A
活 1-1	就労相談を受けて採用まで至った件数	1,000	人	1,029(*)	103%	A
活 1-2	西東京創業支援・経営革新相談センターで相談に応じ、創業した件数	15	件	9(*)	60%	B
活 1-2	産学公の連携による取組を実施した件数	5	件	6	120%	A
活 2-1	みどりの散策路めぐりへの参加者数	200	人	336	168%	A
活 2-1	アニメなどの地域資源の活用を検討した数	5	件	6	120%	A

施策に対する市民満足度（市民意識調査より）

施策項目	平成19年度	平成22年度	平成24年度
活1-1 産業の振興	10.8%	13.8%	13.4%
活1-2 新産業の育成	7.8%	7.5%	6.5%
活2-1 まちの魅力の創造	6.5%	14.1%	13.5%

評価 成果指標に掲げた8項目についての評価では、Aが7、Bが1、Cが0となっています。また、平成19年度と平成24年度を比較した市民意識調査では、3施策中2施策において市民満足度が向上しており、「活力と魅力あるまちづく



り]においては、概ね良好な評価となっています。

協働で拓くまちづくり

協働・コミュニティの分野では、まちづくりの課題に主体的に取り組む市民や市民活動団体を支援するため、市民活動推進センター「ゆめこらぼ」を拠点として、団体等との協働の推進を図りました。また、地域のつながりの強化や地域の抱える課題の解決などを目指した地域コミュニティ基本方針を策定(平成25年3月)し、地域コミュニティの再構築、活性化に向けた取組を進めました。また、行政運営の分野では、開かれた市政の推進のため、積極的な情報公開を進めつつ、利便性向上のため行政手続きの電子化などを進めました。そして、第3次となる行財政改革大綱を策定するとともに、合併時からの重点課題である公共施設の適正配置・有効活用を図るため、公共施設の適正配置等に関する基本計画を策定(平成23年11月)し、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けた取組を進めました。

成果指標の達成度

施策	指標名	目標値	単位	実績値	達成率	評価ランク
協 1-1	「市民主体のコミュニティ活動の支援」に対する市民満足度	20.0	%	16.1(*)	81%	A
協 1-1	市民まつり来場者数	98,000	人	184,000	187%	A
協 1-1	ボランティアの登録者数	400	人	459(*)	115%	A
協 1-2	審議会などに選任された市民委員の数	100	人	130	130%	A
協 1-2	NPOなどと市が協働で行う事業の提案件数	20	件	10	50%	B
協 1-2	企業・NPOなどと市が協働している数	50	件	104(*)	208%	A
協 2-1	市ホームページへのアクセス数(トップページ)	1,000	千回	643(*)	64%	B
協 2-1	市ホームページのページ閲覧件数	18,000	千件	17,024(*)	94%	A
協 2-1	市ホームページのサイト訪問者件数	1,800	千件	2,112(*)	117%	A
協 2-2	「電子申請等の地域情報化対応」に対する市民満足度	30.0	%	26.8(*)	89%	A
協 2-2	自動交付機による交付件数	118,000	件	101,765(*)	86%	A
協 2-2	自動交付機の利用率	67	%	61(*)	91%	A
協 2-3	「市政のスリム化と財政基盤の強化」の市民満足度	20.0	%	14.3(*)	72%	B
協 2-3	「市の窓口・電話での職員の対応」に対する市民満足度	50.0	%	46.8(*)	94%	A

施策に対する市民満足度(市民意識調査より)

施策項目	平成19年度	平成22年度	平成24年度
協 1-1 市民主体のまちづくりの推進	14.5%	15.9%	15.2%
協 1-2 協働のまちづくりの推進	7.3%	11.9%	11.3%
協 2-1 開かれた市政の推進	41.1%	40.4%	41.0%
協 2-2 地域情報化の推進	23.3%	25.6%	26.8%
協 2-3 健全な自治体経営の推進	27.9%	29.1%	30.6%

評価 成果指標に掲げた14項目についての評価では、Aが11、Bが3、Cが0となっています。また、平成19年度と平成24年度を比較した市民意識調査では、5施策中4施策において市民満足度が向上しており、「協働で拓くまちづくり」においては、概ね良好な評価となっています。



5. 今後のまちづくりに関する意見

基本計画の策定にあたり、「市民意識調査」を実施し、本市のまちづくり全般についての市民の考えや意見を把握しました。また、「シンポジウム」「市民ワークショップ」「子どもワークショップ」「高校生ヒアリング」「企業・団体ヒアリング」などの市民参加による意見集約を行い、今後のまちづくりに関する市民の意向を把握しました。

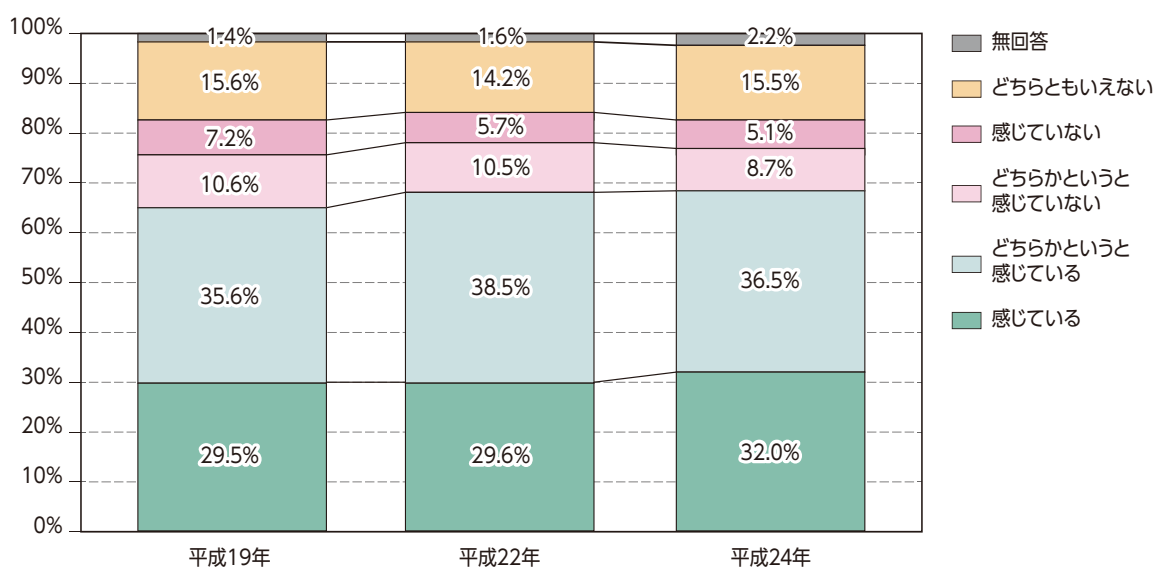
(1) 市民意識調査

平成24年9月に実施した市民意識調査から得られた意見のうち、まちづくり全般についての代表的な項目の結果は以下となります。

① 西東京市への愛着度

西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると68.5%であり、平成19年調査時の65.1%から3.4ポイント増加しています。

一方、西東京市に愛着を「感じていない」と「どちらかというと感じていない」を合わせると13.8%であり、平成19年調査時の17.8%から4ポイント減少しており、西東京市に愛着を感じている市民が増えていることがわかります。



② 日頃の生活の中での住み心地

身近な生活環境の住み心地では、「やや満足している」が47.5%、「満足している」が16.9%となっており、平成19年度調査と比べ、5.7ポイント多くなっています。

また、「やや不満である」が17.1%、「不満である」が5.3%で、合わせて22.4%となっており、平成19年度調査と比べ、6.2ポイント少なくなっています。



	満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	どちらともいえない	無回答	(%)
平成24年	16.9	47.5	17.1	5.3	11.8	1.3	
平成19年	14.3	44.4	20.3	8.3	11.4	1.3	

③ 身近な生活環境についての評価

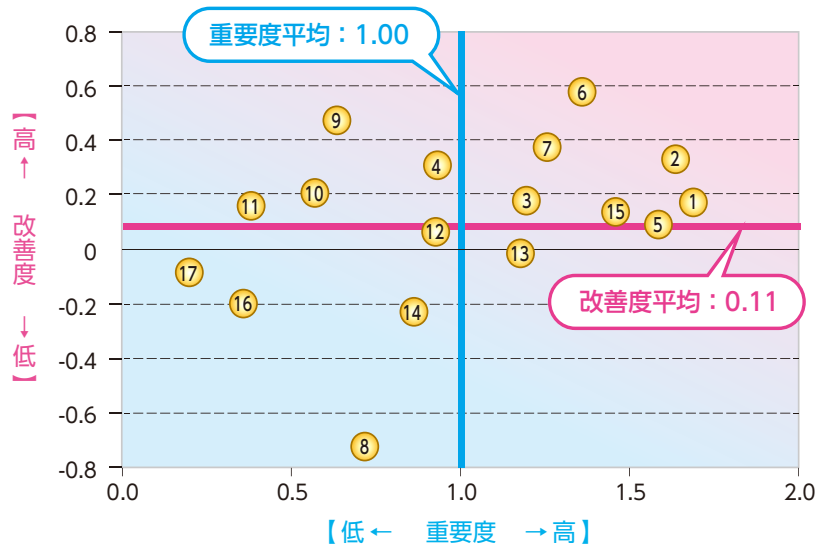
身近な生活環境として設定した17項目について、10年前と比較した現在の状況（「改善度」）と今後の生活にとって重要なこと（「重要度」）を調査し、回答に加重（+2点から-2点までのポイント）を与え、この合計を回答者数で割って求めた平均ポイントを算出しました。

項目	改善度		重要度	
	平均	順位	平均	順位
① 防犯・防災などの生活安全対策	0.17	8	1.69	1
② 保健・医療サービスの受けやすさ	0.33	4	1.64	2
③ 緑や水辺などの自然環境	0.18	7	1.19	7
④ 街並み・景観	0.31	5	0.94	9
⑤ 安全で歩きやすい道路環境	0.11	11	1.59	3
⑥ 鉄道・バスなどの公共交通の利便性	0.58	1	1.36	5
⑦ 買い物の利便性	0.38	3	1.26	6
⑧ 地元の商店街	-0.73	17	0.72	12
⑨ 電話・インターネットなどの通信環境	0.48	2	0.64	13
⑩ 芸術や文化にふれる機会、学習する環境	0.21	6	0.57	14
⑪ スポーツに参加する機会、楽しむ環境	0.16	9	0.38	15
⑫ 育児相談・保育園などの育児サポート環境	0.09	12	0.93	10
⑬ 子どもの教育環境	-0.01	13	1.18	8
⑭ 就労時間・就労内容などの働く環境	-0.23	16	0.86	11
⑮ 誰もが安心して暮らすための福祉環境	0.14	10	1.46	4
⑯ 町内会などの自治組織の活動	-0.20	15	0.36	16
⑰ 夏祭りなどの地域の行事・イベント	-0.08	14	0.20	17

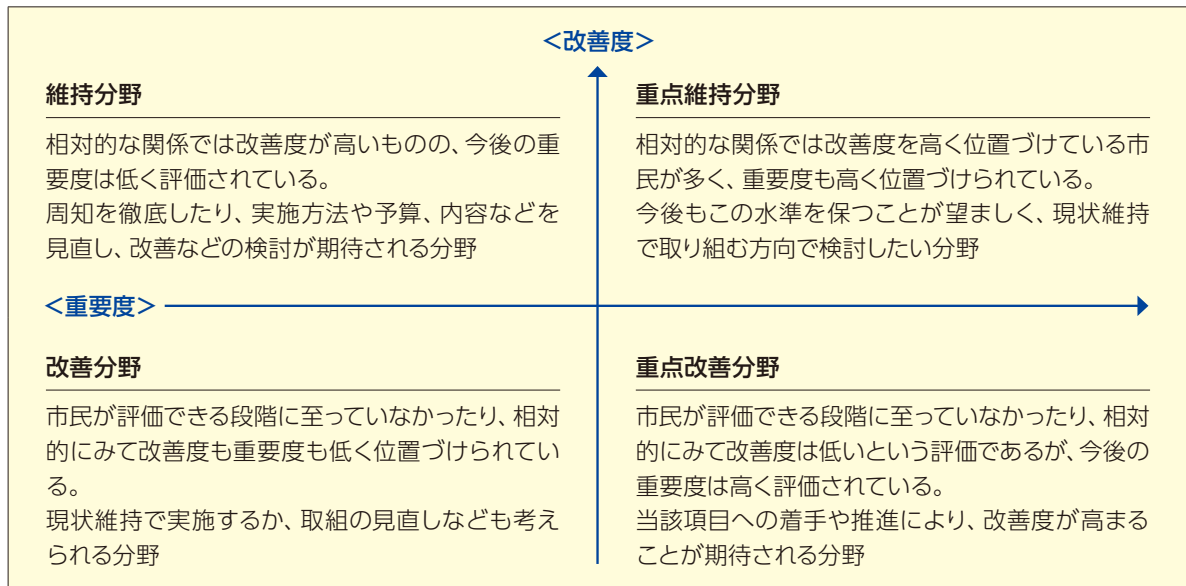
<分析結果>

「改善度」を縦軸に、「重要度」を横軸にして、すべての設問項目の平均ポイントを元にCS（Customer Satisfaction = 顧客満足）分析の座標軸を求めると、改善度=0.11、重要度=1.00となり、各項目の平均ポイントをプロットすると次の図となります。

CS分析の座標軸を元にして各項目間の相対的な関係を次の図のように4つの方向性（ゾーン）で整理します。



<4つの方向性 (ゾーン) の考え方>



「重点改善分野」には、「子どもの教育環境」が分類され、「重点維持分野」には「防犯・防災などの生活安全対策」「保健・医療サービスの受けやすさ」「安全で歩きやすい道路環境」「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」などが分類されています。

また、「改善分野」には、「地元の商店街」「町内会などの自治組織の活動」「夏祭りなどの地域の行事・イベント」などが分類され、「維持分野」には、「電話・インターネットなどの通信環境」「芸術や文化にふれる機会、学習する環境」「スポーツに参加する機会、楽しむ環境」などが分類されています。

<p>維持分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 街並み・景観 ⑨ 電話・インターネットなどの通信環境 ⑩ 芸術や文化にふれる機会、学習する環境 ⑪ スポーツに参加する機会、楽しむ環境 	<p>重点維持分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防犯・防災などの生活安全対策 ② 保健・医療サービスの受けやすさ ③ 緑や水辺などの自然環境 ⑤ 安全で歩きやすい道路環境 ⑥ 鉄道・バスなどの公共交通の利便性 ⑦ 買い物物の利便性 ⑮ 誰もが安心して暮らすための福祉環境
<p>改善分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 地元の商店街 ⑫ 育児相談・保育園などの育児サポート環境 ⑭ 就労時間・就労内容などの働く環境 ⑯ 町内会などの自治組織の活動 ⑰ 夏祭りなどの地域の行事・イベント 	<p>重点改善分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 子どもの教育環境



(2) シンポジウム・ワークショップなど

各種の市民参加の取組を通して、「今後のまちづくり」や「理想のまち」についてのご意見をいただきました。

① シンポジウム

西東京市住民基本台帳に登録されている18歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮して無作為抽出した3,000人に案内状及びアンケート用紙を郵送する新たな取組を実施しました。

「まちづくりシンポジウム」では、総合計画策定審議会会長による講演や市民団体などによる取組の発表、意見交換などを行いました。

② 市民ワークショップ

市内在住、在勤、在学、又は市内で活動されている方を対象として「まちづくり市民ワークショップ」を実施しました。

③ 子どもワークショップ

市内の小学生・中学生を対象とした「子どもワークショップ」を実施しました。

④ 高校生ヒアリング

市内在学の高校生を対象とした「高校生ヒアリング」を実施しました。

⑤ 企業・団体ヒアリング

本市で活動している企業・団体を対象として「企業・団体ヒアリング」を実施しました。



市民参加の取組から得られた主な意見

まちづくりの方向	取組	主な意見
みんなでつくる まちづくり	シンポジウム	・各分野で魅力的なビジョンをもって活動している個人・団体が 多い。今後はそれらの活動をつなぎ、コーディネートする必要 がある。
	市民 ワークショップ	・各施策に関する市民への説明機会を増やす必要がある。 ・地域コミュニティの育成には本腰を入れてリーダーの育成（例え ばリーダー育成講座開催など）をする必要がある。
	子ども ワークショップ	・苦労や工夫を重ねて頑張る人が住んでいることは素晴らしい。
	高校生 ヒアリング	・あいさつや近隣の人とのつながりがあるまち。
	企業・団体 ヒアリング	・住んでよかったと思えるまちになる必要がある。 ・東大農場を活用し外部から人が来なくなる仕掛けが必要である。
創造性の育つ まちづくり	シンポジウム	・子どもたちが大人になってもこのまちで暮らしたい、自分の手で このまちをつくりたいと思えるまちにする必要がある。
	市民 ワークショップ	・地域の中での子どもの居場所をつくる必要がある。 ・学童クラブや児童館の子どもを見守るスタッフの体制充実を図 る必要がある。
	子ども ワークショップ	・子どもが遊ぶ場所がないと、ストレスもたまるし、運動をしな いと丈夫な体はつukれない。遊ぶ場所も必要である。
	高校生 ヒアリング	・仕事を通じて地域の人と交流ができ、僕たちができる仕事がたく さんあるまち。
	企業・団体 ヒアリング	・子育てを社会全体で担うビジョンの設定が必要である。 ・「もう一人育てよう」と思えるサービスの拡充が必要である。
笑顔で暮らす まちづくり	シンポジウム	・超高齢化社会にこたえる公設の高齢者施設（例えば福祉会館な ど）に改善する必要がある。
	市民 ワークショップ	・高齢者が地域で安心して暮らせる住まい・施設の充実が必要。 ・地域における高齢者の自立や支えあい意識の向上が必要。
	子ども ワークショップ	・障害のある人も仕事ができ、農業をする人たちもたくさんい て、いつもきれいな野菜を食べることができるまち。
	高校生 ヒアリング	・子どもが安心して暮らせるまち。
	企業・団体 ヒアリング	・若年層の暮らしやすい魅力あるまちと高齢者にやさしいまちづく りが必要である。 ・いつまでも地域で暮らし続けるためのしくみづくりが必要。



まちづくりの方向	取組	主な意見
環境にやさしい まちづくり	シンポジウム	・まちのみどりが減り、屋敷林も減っているので、今生きている木を何十年、何百年守り育てる必要がある。
	市民 ワークショップ	・市民が宅地のみどりを増やすなど、民地のみどりを増やす取組が必要である。 ・みどりに配慮した開発を行うなど、開発とみどりの保全のバランスをとる必要がある。
	子ども ワークショップ	・みどりが豊かで、人々との交流が盛んで、にぎやかなまち。
	高校生 ヒアリング	・みどり豊かでエコな暮らしができるまち／静かな環境のまち。
	企業・団体 ヒアリング	・市民と農家・農地・農業が共存できるまちにする必要がある。 ・NPO活動の情報発信に、市報・掲示板などを活用する必要がある。
安全で快適に暮らす まちづくり	シンポジウム	・大震災に備えて、生き残れるまちを全体的な視点でつくる必要がある。
	市民 ワークショップ	・防災を意識したコミュニティづくりを進める必要がある。 ・災害時の避難場所・避難方法の情報共有を徹底する必要がある。
	子ども ワークショップ	・交通が便利のみどりの多いまちにしてほしい。
	高校生ヒアリング	・災害に強く、避難しやすい安全なまち。
	企業・団体 ヒアリング	・地域活性化の中心的存在であるファミリー層が定住しやすい環境づくりが必要である。 ・有事の際の帰宅困難者への対応などの自治体連携が必要である。
活力と魅力ある まちづくり	シンポジウム	・駅前市街地・商店街の活性化が必要である。
	市民 ワークショップ	・都市農業の将来性を認識する必要がある。 ・農作物の流通の活性化（商店街との連携）が必要である。
	子ども ワークショップ	・商店街はいろいろな人ともかかわることができるので、続けてほしい。
	高校生 ヒアリング	・ものづくりの灯を守りながら、製品を通して地域の人に喜んでもらえるまち。
	企業・団体 ヒアリング	・地域資源を活かした地元商店街の活性化や高齢者に対応した商店づくりが必要である。 ・地域商店街のためのアドバイザーが必要である。



6. 計画を推進するために

基本計画では、各施策、事業を推進するに当たり、次の5つの点を計画推進のための基本的な考え方としてとらえ、進めていきます。

■ みんなでつくるまちづくりの推進

個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、多くの人々がまちをよくしていくために一歩前に踏み出し、みんなでまちをつくる行動をおこし、市民同士や市民と市が協働でまちづくりを推進していくことが必要です。

市民がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに推進させるとともに、平成20（2008）年2月に策定された市民活動団体との協働の基本方針に基づき、市民の意向を反映させながら、市民同士や市民と市が協働で事業を推進する市民協働を進めます。

また、みんなでつくるまちづくりを進めるため、市民からの意見（前項「5.今後のまちづくりに関する意見」）も踏まえ、各分野において示した「市民との協働を進めること」の視点を基に、本計画を推進します。

■ 助けあい・支えあいのまちづくり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災の影響や首都直下型地震の発生の可能性などから、災害時における地域コミュニティの重要性や災害に備える地域コミュニティ活動の必要性が再認識されています。

また、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどの課題に対しても、自助・共助（相互扶助）・公助の連携が課題解決につながります。

その一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりは希薄化して、自治会・町内会などの地域活動に参加しない市民も増えており、活動が活発ではない自治会・町内会も存在します。

安全・安心で住みやすいまちづくりを推進するために、平成25（2013）年3月に策定された地域コミュニティ基本方針に基づき、地域コミュニティにかかわる組織の各々の活動を充実させるとともに、組織や団体同士の連携を強化する取組を推進します。

■ 選択と集中による施策の効率化・重点化

基本構想に掲げた「わたしたちの望み〔基本理念〕」と「理想のまち〔将来像〕」を実現するためには、市民ニーズや社会動向、環境の変化を的確に把握し、重点的に取り組むべき施策や事業に優先的に行政資源（予算や人員）を配分する必要があります。

そのため、市民意識調査や行政評価などのしくみを利用して重点化する施策等を「選択」し、行財政改革によって生み出した行政資源を重点化する施策等に「集中」する「選択」と「集中」により施策を推進します。重点化する施策等は毎年度策定する実施計画において計画的に取り組めます。



■ 健全な行財政運営

本市は、「究極の行財政改革」と位置づけた合併以降も、絶え間なく行財政改革を推進してきました。平成22（2010）年3月には、財政環境の厳しさや行政需要の増加を背景として、「地域経営戦略プラン2010—第3次行財政改革大綱—」を策定し、「市の現状を見据えた自治体経営の適正化」「歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化」「効果的なサービス提供のしくみづくり」の3つの基本方針を定めて取り組んできました。

しかし、現下の厳しい社会経済情勢を受けて、市財政運営の硬直化が進む中、それらの取組を着実に推進することは容易ではありません。今後は、総合計画を実行性あるものとするため、第4次行財政改革大綱を総合計画と時期をあわせて策定し、総合計画を行財政運営の側面から支えます。

■ 公共施設の適正配置と施設マネジメントの推進

第3次行財政改革では、公共施設の適正配置・有効活用を重点課題の1つとして位置づけています。市民共有の貴重な資産である公共施設を有効に活用して費用対効果の高いサービスの提供ができるよう、平成23（2011）年3月に定めた「公共施設の適正配置に関する基本方針」に基づき、「改修・更新需要への対応の視点」「量的適正化の視点」「質的適正化の視点」「維持管理コストの適正化の視点」「資金計画の視点」の5つの視点をもって、市政全体を見渡した上での施設資源の再配分や統廃合等も進めることで、需要に対応した施設配置と施設保有量の適正化との両立を図り、総合的かつ長期的な取組を推進します。

7. 基本計画の構成

(1) 基本計画の施策体系

基本計画においては、基本構想に示した「6つのまちづくりの方向」ごとに施策と事業を位置づけ、施策の実行体系を明確化させるとともに、わかりやすい内容としています。

1 分野

基本構想に示した6つのまちづくりの方向の中での目的を示したもの

1-1 施策

分野を実現するために展開する内容と目標を示したもの

1-1-1 課題解決に向けた視点

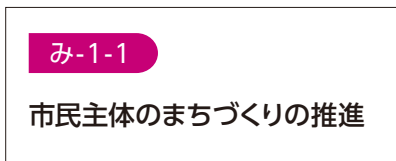
施策を実現するための主な取組内容を示したもの

例) (方向) 「みんなでつくるまちづくり」

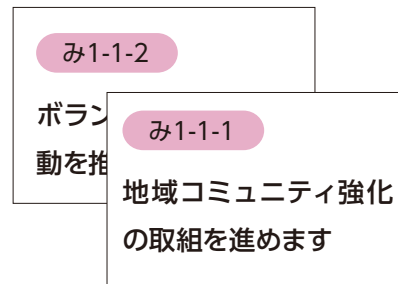
(分野) ・ 「み1：みんなが輝き活躍するまちを実現するために」

(施策) ・ ・ ・ 「み1-1：市民主体のまちづくりの推進」

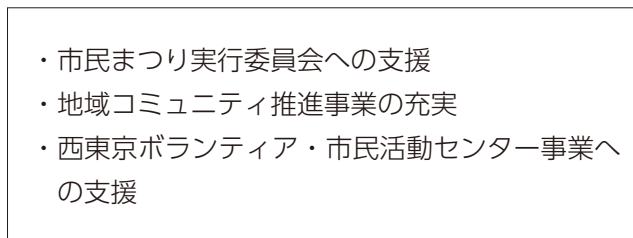
(施策)



(課題解決に向けた視点)



(主要事務事業)

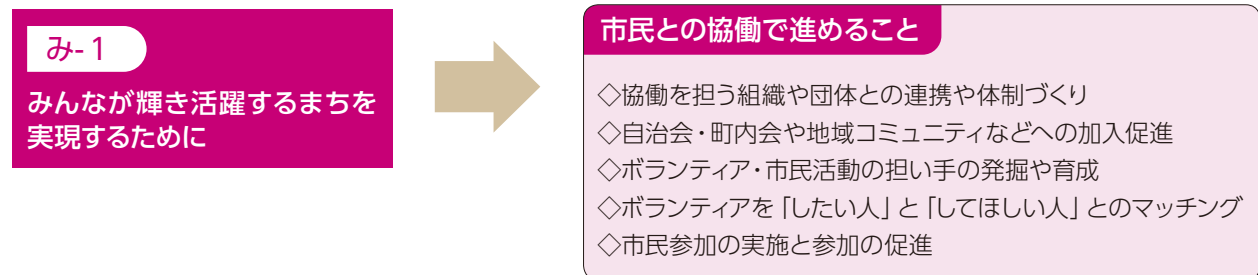


(2) 市民との協働で進めること

基本計画の着実な推進にあたっては、施策の目標を実現する実効性を高めるため、「市民との協働」をさらに強化していくことが重要と考えています。そこで、分野ごとに「市民との協働で進めること」を明確化し、その内容を具体的に掲げています。

例) 「み-1：みんなが輝き活躍するまちを実現するために」(分野)

(分野)



(3) 施策の内容構成

施策の内容構成は、まず施策のめざす姿として「施策目標」を示しています。その目標をめざすにあたって、市の「現状と課題」を外部環境と内部環境の2つの側面（社会情勢や市を取り巻く環境の変化及び今後の動向、施策の現状及びこれまでの市の取組、そして施策の今後の課題等）から示しています。

市の「現状と課題」を踏まえ、市が施策を推進していくための大切なポイントを「施策推進のためのキーワード」として示し、「施策推進のためのキーワード」に基づき、課題解決に向けて市が取り組む方向性を「課題解決に向けた視点」として示しています。

その他、市の現状や課題をわかりやすくするために市の現状データをグラフ等で示すとともに、施策に関連する個別計画を明示しています。難しいことばや聞きなれないことばについては「用語解説」を付しています。

なお、施策を展開する上で中心となる主な担当課を示すことで、かかわりを明確にしています。

(4) 成果指標による評価（目標値の設定）と担当課の明示

基本計画では、各施策の達成状況を評価するため、代表的な指標（成果指標）を設定し、平成24年度または直近の実績値と計画の5年後、10年後の目標値を示しています。この目標値を施策及び事務事業の進捗や達成状況を測る目安として、成果指標に基づく行政評価制度を活用した進行管理を行います。

成果指標は、施策や事業の目標達成状況を「事業実施量」「事業利用量」「事業成果」「全市的な状況（関連の現状）」を数値で把握できるようにするものと、市民意識調査により各施策の「満足度」について、市民の意識を数値化して把握できるようにするものにより示しています。

あわせて指標設定の理由を示し、施策と指標の関係を明らかにしています。

施策の達成状況を総合的に評価する行政評価制度に取り組むことで、施策及び事務事業の優先度を判断し、予算を適正に配分していきます。

※市民意識調査について

市民意識調査とは、市政における施策・事業の満足度・重要度などに関する市民意識を測る調査です。基本計画は、平成24年度に行った市民意識調査の結果も踏まえています。

8. 計画の読み方

【施策推進のためのキーワード】

今後の施策推進に向けた課題・キーワードを示します。

【施策目標】

施策の目標を示します。

み I 1 市民主体のまちづくりの推進

主な担当課：協働コミュニティ課 / 生活福祉課
文化振興課

施策目標

地域の絆を大切に、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいきいきと暮らすための環境を整えます。

現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の方でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題への対応には市民の主体的な活動や協力が必要となっています。

本市では、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んできました。

今後は、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動を促進するための環境づくりや施設機能を充実させるなどの支援を進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を整備し、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組により、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会などを通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を行うことが必要です。

【現状と課題】

施策に関連する社会情勢や市を取り巻く環境の変化と今後の動向を踏まえ、施策の現状と市のこれまでの取組、今後の課題を示します。

施策推進のためのキーワード

- ◆地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動への支援
- ◆地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進
- ◆コミュニティ施設の充実

データ

■ 地域別自治会・町内会の数（平成24年度）

	組織数
西部地域	62
中部地域	46
北東部地域	43
南部地域	81

関連する個別計画

- 地域コミュニティ基本方針
- 地域福祉計画
- 文化芸術振興計画

【データ】

施策に関連するデータ等を示し、市の現状や課題の理解を深めます。

成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「地域活動への支援など市民主体のまちづくりの推進」の取組に対する市民満足度	15.2%	19.0%	23.0%
指標2 自治会・町内会等の加入世帯数	18,186世帯	19,186世帯	20,186世帯

西東京市では、市民が主体となり、市民と市が協働で行うまちづくりを進めており、市が行う「市民主体のまちづくりの推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会の活動は、住民自治・地域コミュニティ推進の柱です。地域コミュニティの中心である自治会・町内会の加入世帯数を増やすことを目標とします。

【成果指標】

施策の達成状況を評価するための代表的な指標を示すとともに、平成24年度（または直近）の実績値と平成30年度及び35年度の目標値を設定します。目標値は、施策の達成度を測るうえでの目安となる数値です。指標と目標値の設定理由も示します。

【関連する個別計画】

施策に関連する市の個別計画を示します。

【課題解決に向けた視点】

課題解決に向けて市が取り組む方向性を示します。

みんなで作るまちづくり

課題解決に向けた視点

み1-1-1

地域コミュニティ強化の取組を進めます

自治会・町内会などの地域活動に参加する市民が少なくなり、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化しています。

一方で、東日本大震災の教訓から、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識されました。

地域のコミュニティ活動の充実、防災・防犯や高齢者への支援、子どもの見守りなど、地域課題の解決に貢献するなど、さまざまな面から必要性や重要性が指摘されています。

地域を担う組織や団体との連携・協力的体制づくりを進めるとともに、市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入促進を図ります。

また、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとともに、担い手の発掘や育成、地域交流や世代間の交流などの促進に取り組みます。



西東京市地域コミュニティ基本方針

み1-1-2

ボランティア・市民活動を推進します

地域コミュニティの再構築を進めるためには、市民の主体的な活動を活性化することが重要であり、市民主体の活動を進める上でボランティアは大きな役割を担っています。

ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげるために西東京ボランティア・市民活動センター^(※)などと連携し、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。

また、地域の活動に次世代を担う子どもたちの参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。



地域コミュニティ

み1

みんなが輝き活躍するまちを実現するために

【用語解説】

難しいことばや聞きなれないことばの解説を示します。

用語解説

※ 西東京ボランティア・市民活動センター
西東京市社会福祉協議会が運営しており、ボランティア活動や市民活動に参加したい人の活動の場の紹介、ボランティアを必要としている人へのボランティアの紹介、各種講座や相談の実施を行っている。

各論

みんなで作るまちづくり

み

み-1 みんなが輝き活躍するまち
を実現するために

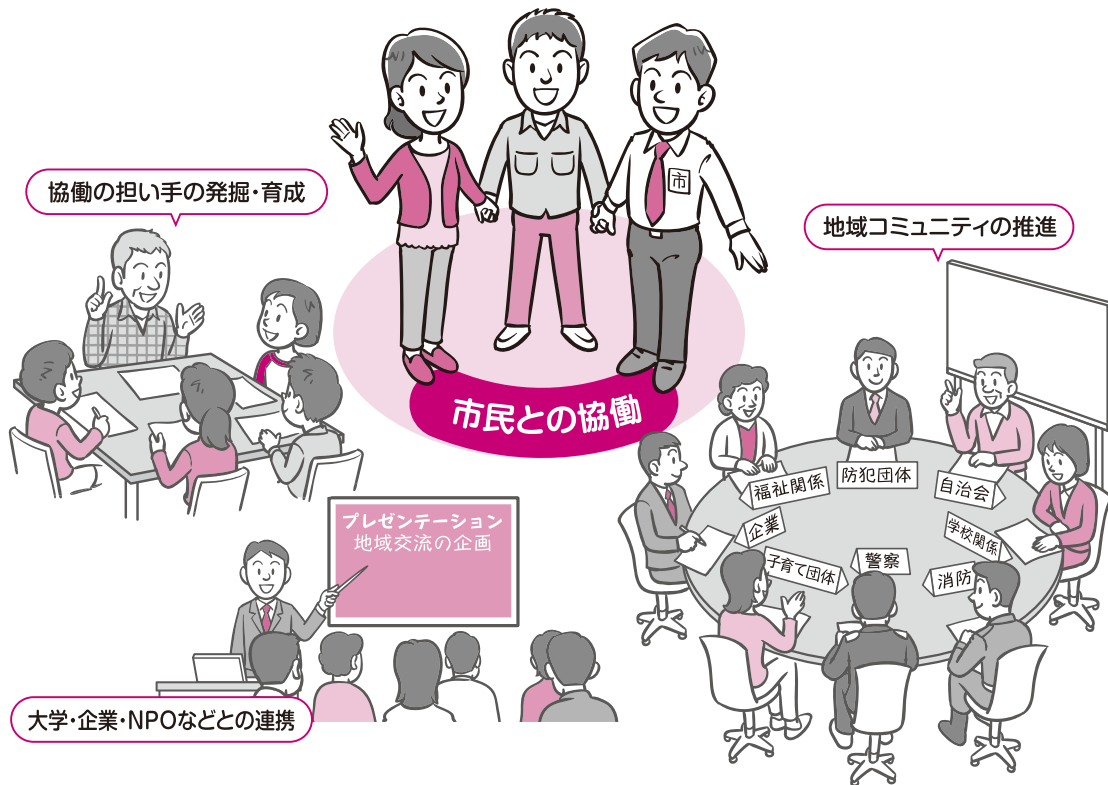
み-2 一人ひとりが尊重される社会
を構築するために

み-3 市民が満足し持続発展する
まちであるために

み - 1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために

市民との協働で進めること

- ◇協働を担う組織や団体との連携や体制づくり
- ◇自治会・町内会や地域コミュニティなどへの加入促進
- ◇ボランティア・市民活動の担い手の発掘や育成
- ◇ボランティアを「したい人」と「してほしい人」とのマッチング
- ◇市民参加の実施と参加の促進



み-1-1 市民主体のまちづくりの推進

- み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます
- み1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

み-1-2 協働のまちづくりの推進

- み1-2-1 協働のまちづくりを実践する市職員の育成に努めます
- み1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます
- み1-2-3 協働のしくみづくりを進めます

み 1 1 市民主体のまちづくりの推進

施策目標

地域の絆を大切にし、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいきいきと暮らすための環境を整えます。

現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題への対応には市民の主体的な活動や協力が必要となっています。

本市では、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んできました。

今後は、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動を促進するための環境づくりや施設機能を充実させるなどの支援を進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を整備し、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組により、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会などを通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を行うことが必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動への支援
- ◆地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進
- ◆コミュニティ施設の充実

📄 関連する個別計画

- 地域コミュニティ基本方針
- 地域福祉計画
- 文化芸術振興計画

📊 データ

■ 地域別自治会・町内会の数（平成24年度）

	組織数
西部地域	62
中部地域	46
北東部地域	43
南部地域	81

📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「地域活動への支援など市民主体のまちづくりの推進」の取組に対する市民満足度	15.2%	19.0%	23.0%

西東京市では、市民が主体となり、市民と市が協働で行うまちづくりを進めており、市が行う「市民主体のまちづくりの推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 自治会・町内会等の加入世帯数	18,186世帯	19,186世帯	20,186世帯
--------------------	----------	----------	----------

地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会の活動は、住民自治・地域コミュニティ推進の柱です。地域コミュニティの中心である自治会・町内会の加入世帯数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

み1-1-1

地域コミュニティ強化の取組を進めます

自治会・町内会などの地域活動に参加する市民が少なくなり、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化しています。

一方で、東日本大震災の教訓から、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識されました。

地域のコミュニティ活動の充実、防災・防犯や高齢者への支援、子どもの見守りなど、地域課題の解決に貢献するなど、さまざまな面から必要性や重要性が指摘されています。

地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めるとともに、市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入促進を図ります。

また、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとともに、担い手の発掘や育成、地域交流や世代間の交流などの促進に取り組めます。



西東京市地域コミュニティ基本方針

み1-1-2

ボランティア・市民活動を推進します

地域コミュニティの再構築を進めるためには、市民の主体的な活動を活性化することが重要であり、市民主体の活動を進める上でボランティアは大きな役割を担っています。

ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげるために西東京ボランティア・市民活動センター^(※)などと連携し、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。

また、地域の活動に次世代を担う子どもたちの参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。



地域コミュニティ

み
1

みんなが輝き活躍するまちを実現するために

用語解説

※ 西東京ボランティア・市民活動センター
西東京市社会福祉協議会が運営しており、ボランティア活動や市民活動に参加したい人の活動の場の紹介、ボランティアを必要としている人へのボランティアの紹介、各種講座や相談の実施を行っている。

み 12 協働のまちづくりの推進

施策目標

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

現状と課題

わたしたちの地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより環境が大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることがむずかしい状況となっています。

本市では、西東京市市民参加条例を制定し、市の政策形成過程における市民参加のしくみの充実と強化を図り、市民ニーズにあった施策を行ってきました。

また、協働によるまちづくりに向けた取組として「市民活動団体との協働の基本方針」の策定や、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」^(※1)の設置、NPO等企画提案事業の実施など、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。

市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、行政だけではなく市民自らも地域のことを考え、市政への関心を高めるとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOや企業、大学、行政機関などの地域活動を担う組織や団体が協働でまちづくりに取り組むことが重要です。

今後は、こうした取組を継続するとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成のための検討が必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

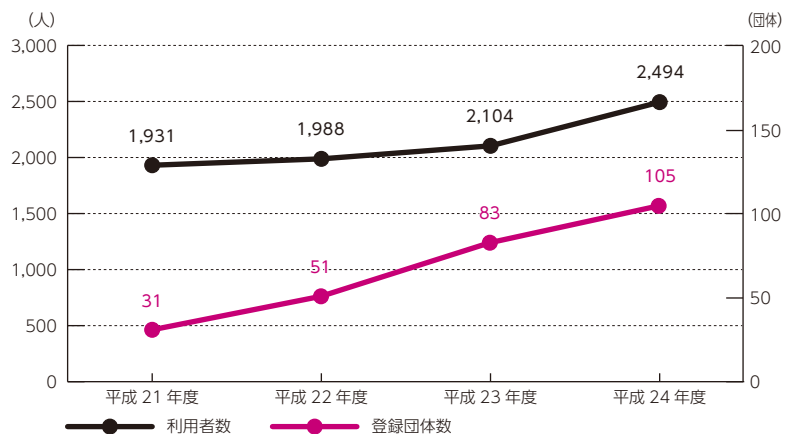
- ◆ボランティア・市民活動団体、NPOなどの自立に向けた育成、支援
- ◆ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学との連携によるまちづくり

📄 関連する個別計画

- 市民活動団体との協働の基本方針
- 市民参加条例

📊 データ

■ 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」利用者数、登録団体数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「まちづくりや市政への市民参画など協働のまちづくりの推進」の取組に対する市民満足度	11.3%	15.0%	19.0%

西東京市では、市民参加や協働のしくみづくりを積極的に進めていますが、市が行っている「まちづくりや市政への市民参画など協働のまちづくりの推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 企業・大学・NPOなどとの協働事業数	104件	130件	160件
------------------------	------	------	------

企業・大学・NPO・団体との連携や協働事業の拡充がまちづくりを推進する力になります。このような企業・大学・NPO等との協働事業数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

み1-2-1

協働のまちづくりを実践する市職員の育成に努めます

これからのまちづくりは、行政だけで進めるのではなく、市民の力が反映できる環境を整えつつ、市民の市政への参加を促進させ、お互いに協力する中で課題を発見し、解決に向けた取組を検討するなど、協働の取組が重要となります。

そのため、市民と同じ視点に立ち、新たな関係性を踏まえた上で課題を共有し、協働のまちづくりを主体的に進め、目標に向けた取組ができる職員の育成やコーディネート能力^(※2)の向上のための研修などに取り組みます。

み1-2-2

市民参加を機軸としたまちづくりを進めます

わたしたちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、市民の価値観も多様化しています。多様な市民ニーズに的確に対応していくために、さまざまな立場の市民の意見を幅広く聞きながら、政策形成に活かすことが必要です。

西東京市市民参加条例に基づき、政策形成過程において市民意見を的確に取り入れるために、審議会などの市民公募枠の確保やパブリックコメント^(※3)、市民説明会、市民ワークショップなどの実施のほか、新たな市民参加の手法についても検討を進めます。

み1-2-3

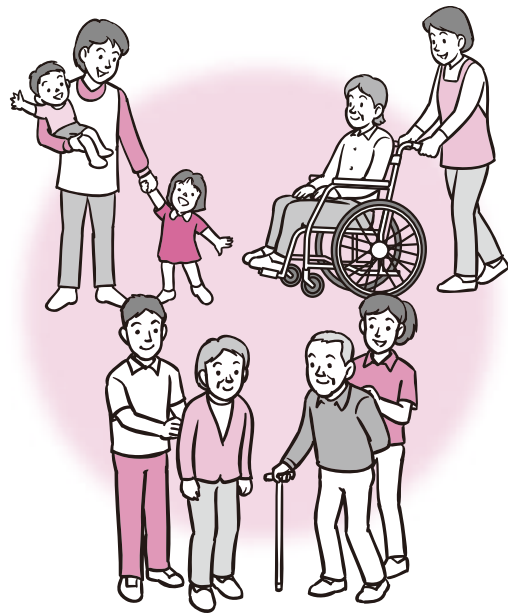
協働のしくみづくりを進めます

協働を円滑に進めるためには情報提供や支援などのしくみが大切です。

西東京ボランティア・市民活動センターや市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を拠点として、ボランティア・市民活動団体、NPOなどへのさまざまな支援を行い、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図り、協働によるまちづくりを推進します。

また、人材育成や生涯学習の面で大学などとの相互協力事業を行うなど、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学が連携したまちづくりに取り組みます。

さらに、市民活動団体、NPOと行政との相互理解を深めるため、「市民活動団体との協働の基本方針」の市職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方などについての研修の充実を図ります。



用語解説

※1 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」

西東京市における市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、さまざまな協働の形を生み出していくことを目的に設立された。

※2 コーディネート能力

関係者間の連携や調整を行う能力のことで、人々のニーズや要望に応えるよう適切な情報を提供したり、人、情報、資源を結びつけて役割分担を行ったりする能力

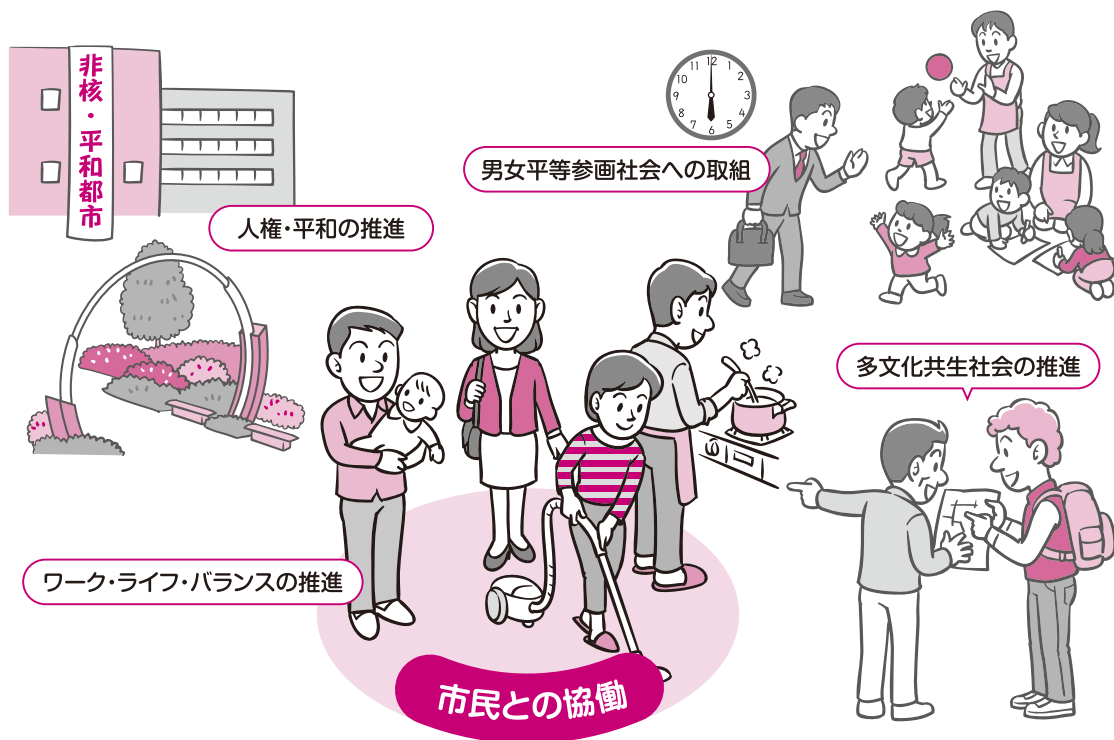
※3 パブリックコメント

公的な機関が、法令、規則、命令などを制定する際に、広く意見や改善案などを求める手続のこと。西東京市では、市民参加条例に基づき、市の政策案の策定にあたり、市民の意見を聴く「パブリックコメント(市民意見提出手続制度)」として実施している。

み - 2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

市民との協働で進めること

- ◇多様化する人権問題への対応や啓発活動
- ◇外国籍市民との相互理解と支援の取組
- ◇戦争体験の次世代への継承や平和の意義を考える啓発活動
- ◇男女平等やワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動



み-2-1 人権と平和の尊重

- み2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます
- み2-1-2 平和意識の醸成を進めます

み-2-2 国際化の推進

- み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます
- み2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

み-2-3 男女平等参画社会の推進

- み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

み 21 人権と平和の尊重

施策目標

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

現状と課題

学校や職場などさまざまな場所で起きている人権問題や世界で多発する紛争や武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は多様化・複雑化しています。

本市では、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。

子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高めるとともに関係機関との連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動などを進めることが必要です。

また、「非核・平和都市宣言」^(※1)を行い、4月12日を「西東京市平和の日」^(※2)と定めるなど、平和意識を高めるとともに、普及啓発活動などを行ってきました。

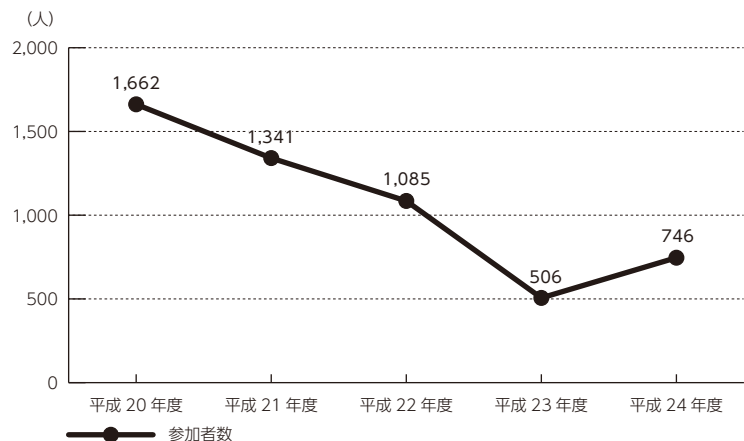
平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、若い世代への継承が課題となっています。

🔑 施策推進のためのキーワード

◆人権意識と平和意識の醸成のための教育、普及活動

📊 データ

■ 非核・平和に関する事業への参加者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「人権と平和の尊重」の取組に対する市民満足度	20.2%	24.0%	28.0%

市民の人権問題に対する意識を高め、平和の尊重を促進するために、市が行っている「人権と平和の尊重」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 人権や平和に関する啓発活動・学習活動への参加者数	774人	813人	851人
------------------------------	------	------	------

市民の人権問題に対する意識を高め、平和の尊重を促進するためには、啓発活動や学習活動が重要です。これらの活動の参加者を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

み2-1-1

人権尊重意識の醸成を進めます

さまざまな分野や市民生活のあらゆる場面において、すべての人々の人権が尊重されるための取組が必要です。

東京都人権施策推進指針^(※3)などに基づき、学校をはじめとしてさまざまな機会や場を通じて、発達段階や実情に応じた人権啓発^(※4)活動を進めます。

また、関係機関などと連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実を進めるとともに、特に、近年増加傾向となっている家庭内暴力やいじめ、虐待などの問題解決のため、相談体制等の充実を図ります。



み2-1-2

平和意識の醸成を進めます

平和へのわたしたちの望みにもかかわらず、今なお世界の各地で地域紛争や武力衝突が発生しています。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざし、「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を進め、平和意識の醸成を進めます。

また、「西東京市平和の日」などを通じて、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取組や、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。



平和のリング

み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために

用語解説

※1 非核・平和都市宣言

核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、西東京市では市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言した。

※2 西東京市平和の日

太平洋戦争中の昭和20年4月12日に西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となったその体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

※3 東京都人権施策推進指針

21世紀を展望して総合的に人権施策を推進するために、東京都が平成12年11月に策定した基本理念とその実現のための道すじを明らかにした指針のこと。

※4 人権啓発

人権意識を高め、差別のない社会の確立を図るための情報提供、学習や市民交流などの活動



み 22 国際化の推進

施策目標

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

現状と課題

社会経済のグローバル化^(※1)の進展に伴い、国際化はますます進んでおり、外国籍市民^(※2)の長期滞在化・定住化もみられます。

今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開などが望まれています。

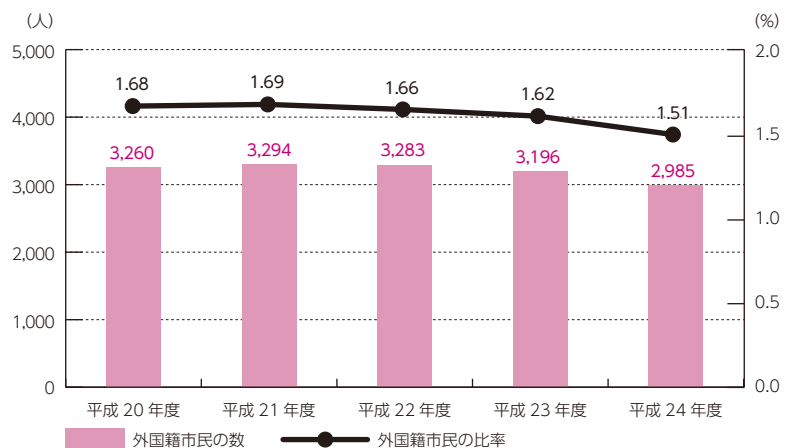
市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活がおくれるよう、住民サービスやサポート体制の充実に努め、日本人と外国人がお互いに住みやすく、多様な文化や伝統、考え方にふれることができる魅力的なまちを築く必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆多文化共生センターを拠点としたサポート体制の整備
- ◆専門性の高い人材育成
- ◆外国籍市民への情報提供

📊 データ

■ 外国籍市民の数及び比率の推移（毎年度末時点）



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「外国籍市民へのサポート体制や国際交流など国際化の推進」の取組に対する市民満足度	13.2%	16.0%	18.0%

西東京市では外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられ、それに対応して市が行っている「外国籍市民へのサポート体制や国際交流など国際化の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 多文化共生に関するボランティアの数	290人	400人	500人
-----------------------	------	------	------

外国籍市民と日本国籍市民とが地域のなかで交流し、お互いを思いやる多文化共生社会の形成にあたっては、多文化交流を推進する担い手が重要です。この担い手としてのボランティアの数を増やすことを目標とします。

指標3 外国籍市民への情報提供数	33情報	70情報	100情報
------------------	------	------	-------

外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられるなかで、外国籍市民への行政サービスを向上するためには、多言語等による情報提供が重要です。このような外国籍市民への情報提供数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

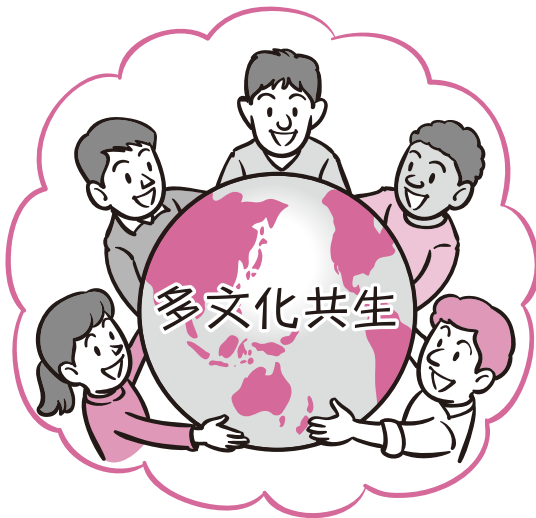
み2-2-1

多文化共生社会の形成を進めます

国際結婚の増加や経済の国際化などにより、外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられます。それに伴い、外国籍市民が抱える課題も複雑化・多様化しています。

今後はより一層の細やかなサポート体制が必要とされるとともに、地域に暮らす住民としてお互いに理解しあい、活躍できる場の構築が望まれています。そのためにも地域の市民活動団体などの協働体制が欠かせません。

また、多様な考え方や文化にふれることができる魅力的なまちをめざし、日本や世界の文化にふれる機会を充実させ、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育などを進めることにより、さまざまな国籍、言語、文化、年齢の方が交流し、支えあうことができるように努めます。



み2-2-2

外国籍市民へのサービスの向上を支援します

外国籍市民が住民基本台帳^(※3)に記録されるようになり、外国籍市民に対する行政サービスの向上が求められています。

通訳派遣制度の活用や、ホームページ、各種パンフレット、案内表示情報などのやさしい日本語・多言語化によって日本語を母語としない人にも分かりやすく、正確な情報を届けるとともに、多角的な媒体の活用によって、効果的な情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。

また、多文化共生センターを拠点として、専門性の高い人材の育成や相談事業の充実、ボランティアネットワークの構築などのサポート体制の整備を進めます。



国際交流事業(子ども対象英語で楽しく)



多文化共生センター

み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために

用語解説

- ※1 グローバル化
政治、経済、文化などの様々な側面において、既存の国家や地域の垣根を越えた地球規模での資本や情報のやり取りが行われること。
- ※2 外国籍市民
西東京市に住む、日本以外の国籍を持つ市民

- ※3 住民基本台帳
市区町村長が、住民基本台帳法に基づき、住民(外国人を含む)全員について個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、作成する公的な台帳のことで、コンピュータ管理されている。



み 23 男女平等参画社会の推進

施策目標

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

現状と課題

男女平等参画社会の考え方は、男女が性別により差別されることなく、一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。

国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、また東京都では平成24年に「男女平等参画のための東京都行動計画2012」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定し、男女平等参画社会の推進に努めています。

本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談などへの対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。

今後は、就業形態や価値観の多様化、核家族化の進行などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、ワーク・ライフ・バランス^(※)(仕事と生活の調和)を推進し、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの交流やネットワークづくりの取組が必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

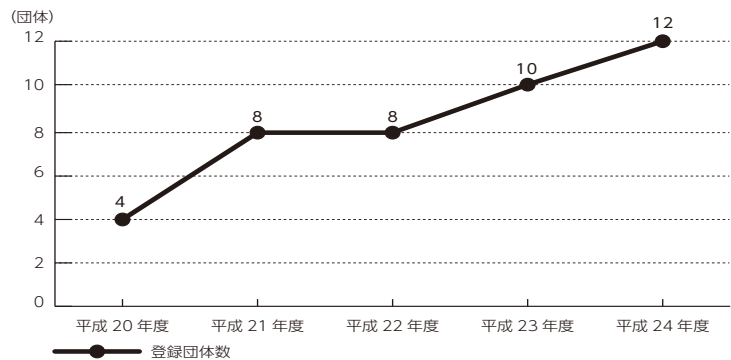
- ◆男女平等推進センター「パリテ」を拠点とした活動
- ◆女性相談などの体制の充実

📄 関連する個別計画

- 男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画

📊 データ

■ 男女平等推進センター「パリテ」の登録団体数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「男女平等参画の推進」の取組に対する市民満足度	16.6%	19.0%	21.0%

性別に関わりなく一人ひとりが個性を発揮できるように、市が行っている「男女平等参画の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 男女平等推進センター「パリテ」登録団体数	12	20	30
--------------------------	----	----	----

西東京市では男女平等参画推進計画を策定し推進していますが、これを進めるためには市民団体の活動が重要です。男女平等参画の拠点としての男女平等推進センター「パリテ」の登録団体数を増やすことを目標とします。

指標3 男女の固定的性別役割分担意識の解消について、理解のある人の割合	46.5%	60.0%	65.0%
-------------------------------------	-------	-------	-------

男女平等参画社会の形成にあたっては、市民の関心と意識の向上を図り、特に家庭における男女の固定的性別役割分担意識の解消が重要であり、理解のある人の割合を指標として目標管理します。



課題解決に向けた視点

み2-3-1

男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を發揮し、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画する男女平等参画社会の実現は継続して進めるべき課題です。

男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画に基づき、あらゆる場での男女平等が促進されるよう、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、市民、市民活動団体、NPO、企業などとも連携しながら、講座の開催や交流機会の拡大、男女平等についての情報の提供を進めます。

また、市政においても女性の職域拡大・管理的立場への参画などを進めるとともに、行政委員会、附属機関委員などへの参画も促進します。

さらに、女性を取り巻く多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、女性も個人として尊重しあえる意識を醸成し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動を進めます。



情報誌パリテ

み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために



用語解説

※ ワーク・ライフ・バランス

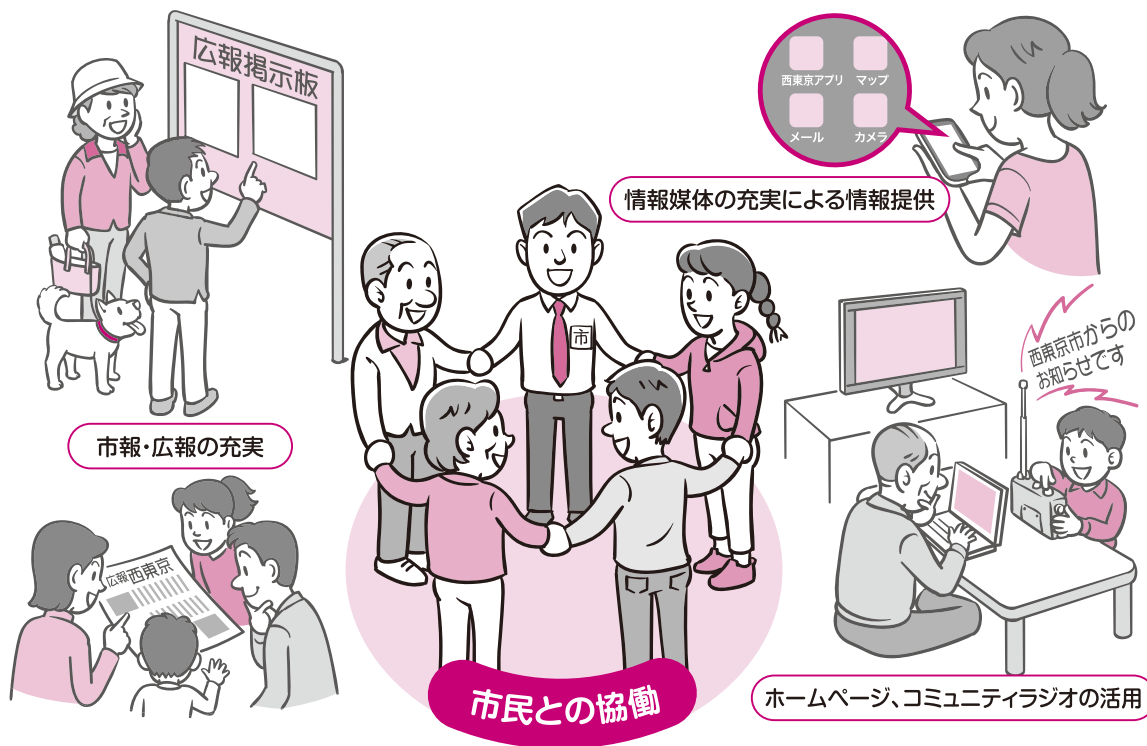
家庭や地域生活、会社（仕事場）などにおいて、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるような仕事と生活の調和のこと。



み - 3 市民が満足し持続発展するまちであるために

市民との協働で進めること

◇市民と市とのコミュニケーションの活性化



み-3-1 開かれた市政の推進

- み3-1-1 広報広聴の充実に努めます
- み3-1-2 積極的な情報公開を進めます
- み3-1-3 行政手続などの電子化を進めます

み-3-2 健全な自治体の経営

- み3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます
- み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます
- み3-2-3 広域行政の推進を図ります

み 3 1 開かれた市政の推進

施策目標

市民と市との双方向の情報交流を促進するとともに、市民が情報を得やすいしくみを整え、市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

現状と課題

情報通信技術（ICT）の発達や普及により、市民と市とのコミュニケーション手段は多様化しています。

本市では、市報やホームページ、コミュニティラジオなどの情報媒体を活用し、すべての市民が情報を得ることができるよう、市政の情報提供の充実に取り組んでいます。

情報公開^(※1)に関しては、公文書^(※2)の公開や行政資料の提供を行うとともに、「公文書等の管理に関する法律」が平成23年に施行されたことにより、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書の管理が求められています。

今後は、市報の政策広報としての役割の強化、だれにも利用しやすいホームページとして新しいユニバーサルデザインの適用、公文書リストの電子化・ホームページへの公開などを行うとともに情報リテラシーにも配慮する必要があります。

また、行政手続などの電子化^(※3)を継続して推進するとともにソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用による市民とのコミュニケーションの向上、災害時の情報や子育て情報など必要な時に必要な情報を得ることができるしくみづくりを進める必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

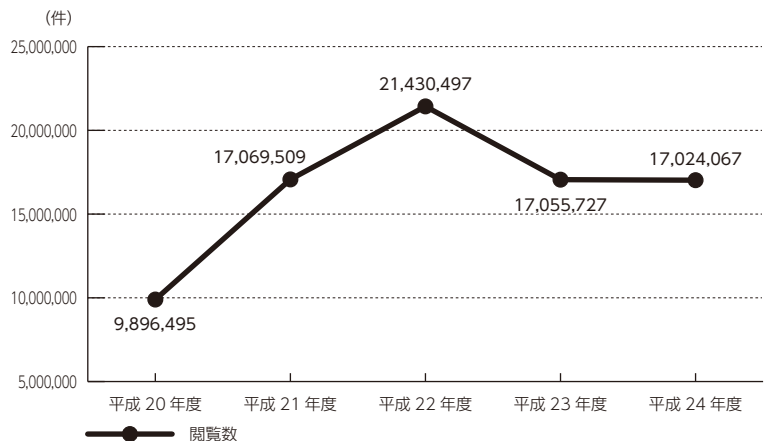
- ◆行政情報サービスの提供方法の充実
- ◆ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討
- ◆市ホームページの利用しやすさの向上
- ◆公文書管理の充実・強化と情報公開の体制整備
- ◆行政手続などの電子化継続

📄 関連する個別計画

- 情報セキュリティポリシー
- 地域情報化基本計画
- 情報システム最適化計画

📊 データ

■ 市ホームページの閲覧数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「市の情報開示・情報公開など開かれた市政の推進」の取組に対する市民満足度	41.0%	46.0%	50.0%

市民が情報を得やすいしくみをつくるために、市が行っている「情報開示・情報公開など開かれた市政の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 ホームページのページ閲覧数	17,024,067件	17,875,000件	18,768,000件
-------------------	-------------	-------------	-------------

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするためには、広報広聴の充実やまちに関心を持つ人を増やすことが重要です。市の重要なコミュニケーションツールである市のホームページへのページ閲覧数を高めることを目標とします。



課題解決に向けた視点

み3-1-1

広報広聴の充実に努めます

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするために、広報広聴は重要です。

市民とのコミュニケーション手段として、広報西東京、ホームページ、コミュニティラジオ、CATVなどによる情報発信に加え、情報通信技術（ICT）の発達や普及により、ツイッター^(※4)をはじめとするソーシャルネットワーキングサービス(SNS)などの情報手段の活用を進めます。

また、市のホームページについては、だれもが必要とするサービスにアクセスでき、できるだけわかりやすい情報掲載を心がけつつ、さらなる利便性の向上に努めます。

み3-1-2

積極的な情報公開を進めます

市政の透明性を担保する上で情報公開制度は重要です。

公文書の開示や行政資料の提供を行うなどの積極的な情報公開を進めるとともに、情報公開請求などにも迅速に対応するため、公文書の保存及び管理のしくみを整備します。

また、公文書は地域・歴史資料としての役割もあることから、市民が利用しやすいしくみづくりに努めます。

市政情報公開の電子化については、一層の市民周知を図り、多様なツールの活用による情報提供を充実させます。

み3-1-3

行政手続などの電子化を進めます

情報通信技術（ICT）の活用による行政手続の電子化は、市民に対する行政サービスの質の向上と事務の効率化に大きく寄与します。

地域情報化基本計画に基づき、市政のあらゆる分野における電子化を進めるとともに、市民の利便性向上のため、行政情報やオープンデータなどの提供の充実に図り、地域情報化を継続して進めます。

また、個人情報^(※5)などを大量に保有する市の情報資産^(※6)の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う市職員に対する情報セキュリティ^(※7)教育の徹底を図ります。



用語解説

- ※1 情報公開
国や自治体などが業務上の記録（公文書）などを広く一般に開示すること。
- ※2 公文書
国または地方公共団体の機関の職員がその職務上作成し、又は收受した文書
- ※3 行政手続などの電子化
市民や企業などが行政機関に対して行う申請や届出などをインターネットや専用端末により電子的に行えるようにすること。
- ※4 ツイッター
パソコンや携帯電話、スマートフォンなどから、ツイートと呼ばれる140文字以内の短い文（情報）を発信・投稿できる情報サービス（ソーシャルメディア）で、ツイッター社によって提供されている。西東京市では、ツイッターの他、新たな情報発信ツールとしてフェイスブックも運用している。

- ※5 個人情報
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真などの個人についての属性情報のうち、組み合わせることによりその個人を特定できる情報のこと。
- ※6 情報資産
顧客情報、財務経営情報、人事情報、技術情報など、組織が持つ何らかの価値を持った情報のこと。
- ※7 情報セキュリティ
情報の機密性（アクセスを認められた者だけがその情報にアクセスできる状態を確保する）、完全性（情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保する）、可用性（アクセスを認められた者が必要時に中断することなく情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保する）の3つを維持すること。

み 3 2 健全な自治体の経営

施策目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

現状と課題

厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けた行財政改革の推進が必要です。本市では、平成22年に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、行財政改革の推進を図ってきました。

限られた行政資源（予算・人員）の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」による施策の重点化が必要です。

また、効率的な公共施設の運営のため、「公共施設適正配置基本計画」や「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。

今後は、社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し、安定的な行政サービスを維持するため、引き続き健全な自治体経営を行うとともに、市職員の能力向上のための研修の充実や利便性の高い行政サービスの提供、公共施設の適正配置と庁舎の統合に向けた検討を進める必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

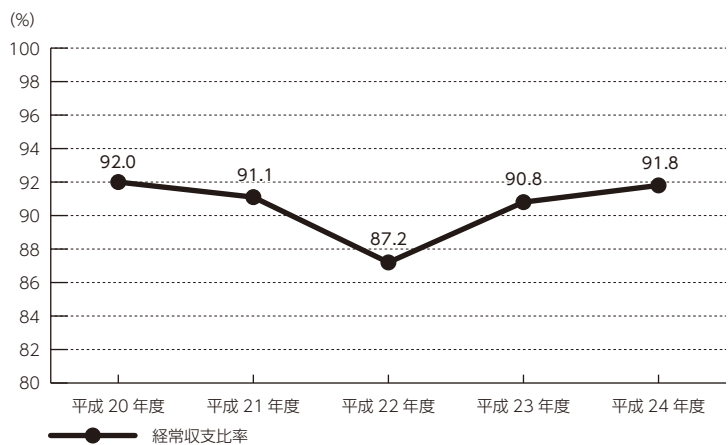
- ◆行財政改革大綱の策定・推進
- ◆公共施設の適正配置・有効活用
- ◆行政評価制度の継続実施
- ◆市職員の育成

📄 関連する個別計画

- 公共施設の適正配置等に関する基本計画
- 公共施設保全計画
- 行財政改革大綱
- 人材育成基本方針

📊 データ

■ 経常収支比率の推移



📈 成果指標

指標名		平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1	「行財政改革など健全な自治体の経営」の取組に対する市民満足度	30.6%	35.0%	40.0%

市の現状と将来を見据えた自治体経営の適正化を図るために、市が行っている「行財政改革など健全な自治体の経営」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2	経常収支比率	91.8%	90%を超えない範囲	平成30年度の目標値を維持
-----	--------	-------	------------	---------------

財政の健全性を知る上で経常収支比率の把握は重要で、経常収支比率が低いほど財政の弾力性があるといわれています。財政の健全性を高めるため、経常収支比率を改善することを目標とします。



課題解決に向けた視点

み3-2-1

行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます

社会経済情勢を的確にとらえた上で、さまざまな事業の推進を図るためには、財政的な裏づけの確保が重要となります。

そのため行財政改革大綱を策定し、経営の発想に基づいた将来への備え、選択と集中による適正な行政資源の配分、効果的なサービス提供のしくみづくり、安定的な自主財源の確保を積極的に進めるとともに、庁舎の統合整備に向けた取組を含めた公共施設の適正配置・有効活用、民間活力の活用推進^(※1)やファシリティマネジメント^(※2)に基づく公共施設の運営など、総合的・長期的な視点に立った経営を推進します。

また、施策や事務事業の実施状況を定期的に評価・検証するための行政評価制度の運用を継続して実施するとともに、財政状況の公開や出前講座の実施などを通して、改善・見直しに努めます。

み3-2-2

地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます

地方分権の進展により地方に権限の移譲が進められ、市町村の自主性や自立性が高められ、自らの判断のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことができるようになります。

地方分権の実現に向けて、地域の実態や市民ニーズを的確に把握するとともに、権限の移譲に伴う条例・規則の制定や基準の設定などについての適切な対応を図ります。

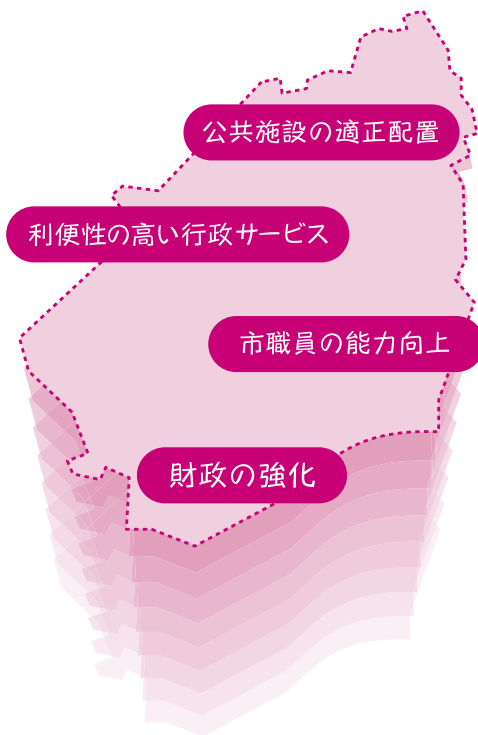
また、各分野における政策立案能力や政策法務^(※3)能力を高めるための研修や各業務において必要な専門性を向上させるための研修などに取り組むことで、職員力や組織力の向上を図ります。

み3-2-3

広域行政の推進を図ります

幹線道路、河川、ごみ処理、鉄道連続立体交差事業など、広域的に対応すべき課題については、国、東京都、関連自治体との連携が必要です。

広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、多摩六都科学館組合などの一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会^(※4)による事業を進めます。



用語解説

- ※1 民間活力の活用推進
行政が担ってきた業務を民間事業者が担うことにより、サービス水準の向上やコスト節減が見込まれる場合に、その業務の実施を民間事業者に行わせること。民営化、指定管理者制度、民間委託、PFIなどの手法がある。
- ※2 ファシリティマネジメント
企業・団体などが保有し、又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

- ※3 政策法務
自治体が、自主的に条例立案などを行ったり、自己決定・自己責任のもとで法令を自主的に解釈し執行・運用したり、争訟の結果を評価し立法や事務執行の見直しにつなげること。
- ※4 多摩北部都市広域行政圏協議会
小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市による広域行政圏で、イベントの開催、名所・特産品などの情報提供などの文化事業や図書館の相互利用等のサービスを提供している。愛称である「多摩六都」は、西東京市が旧田無市と旧保谷市の時代に6市で構成されていたことから名づけられた。



創造性の育つまちづくり

創

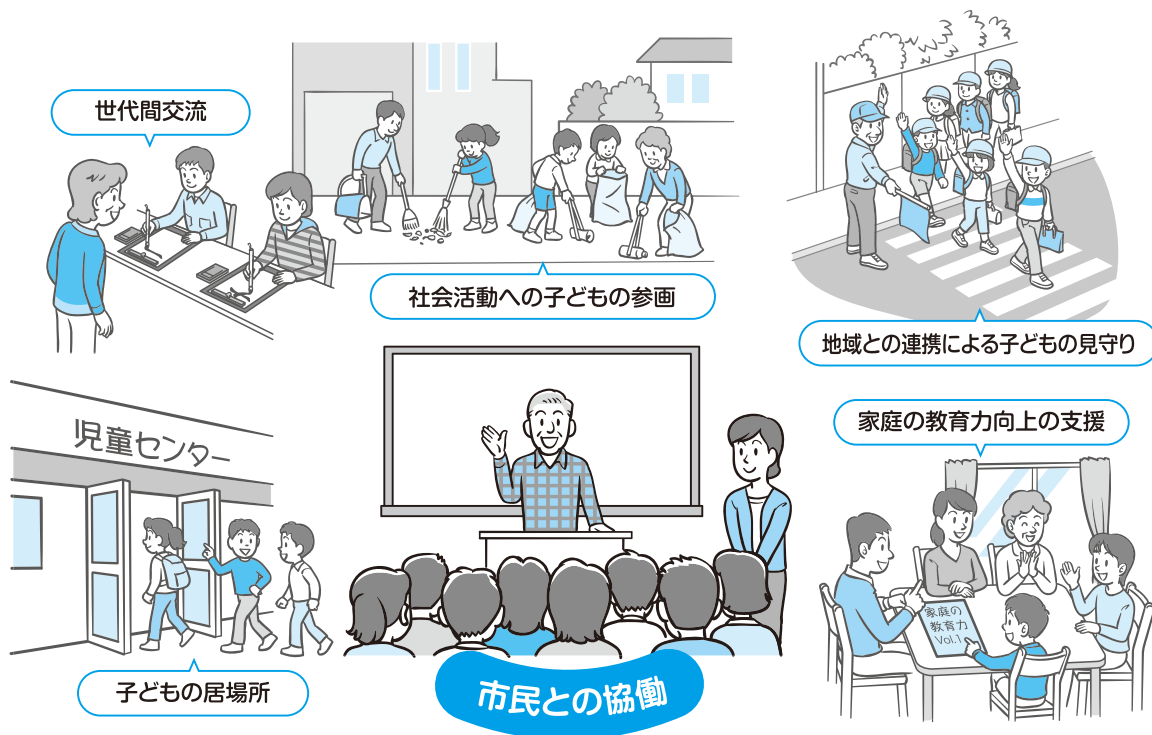
創-1 創造性豊かな子どもたちが育つために

創-2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

創 - 1 創造性豊かな子どもたちが育つために

市民との協働で進めること

- ◇子どもの人権侵害の発生を未然に防止する取組
- ◇子どもや若者の地域交流への参画意欲の促進
- ◇子育て家庭と子育て支援団体との連携
- ◇特色ある学校づくり
- ◇児童の登下校時の見守り活動
- ◇開かれた学校づくり



創-1-1 子どもの参画の推進

- 創1-1-1 子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます
- 創1-1-2 家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します
- 創1-1-3 若者の自立や社会参加を支援します

創-1-2 子育て支援の拡充

- 創1-2-1 多様な子育て支援サービスの充実に努めます
- 創1-2-2 子育て支援団体などへの支援及び連携を図ります

創-1-3 学校教育の充実

- 創1-3-1 学校教育環境の向上を図ります
- 創1-3-2 特別支援教育の充実に努めます
- 創1-3-3 教育相談機能の充実に努めます
- 創1-3-4 学校・家庭・地域の連携を支援します
- 創1-3-5 家庭の教育力の向上を支援します

創 1 1 子どもの参画の推進

施策目標

子どもたちが人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくことができるよう、主体的に参画して育つことのできる環境を整えます。

現状と課題

少子高齢化により子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行や共働き世帯の増加など、社会環境は変化しています。

また、いじめや体罰、ひきこもりや不登校、児童虐待などは依然として社会問題となっており、そうした経験が、子どものその後の成長に影響を与え、社会にうまく適応できず、若年無業者^(※1)が増加する原因のひとつになっています。

本市では、子ども家庭支援センターや学校、児童館、学童クラブ、公民館などが子育て支援^(※2)、子どもの居場所づくり、子どもたちが活動する場の創出を進めてきました。

今後は、地域とのふれあいを深め、子どもたちが地域の一員として参画していくことが課題です。

また、これから社会で活躍していく若者世代への支援も課題となっています。

🔑 施策推進のためのキーワード

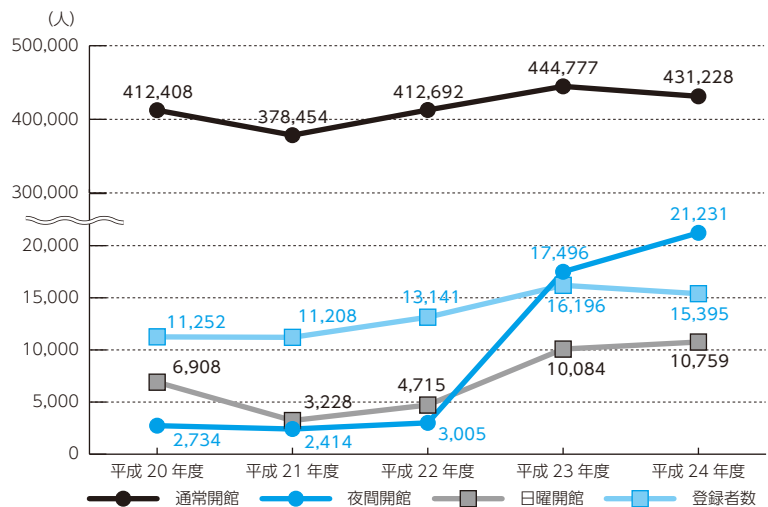
- ◆地域の連携による子育て支援、子どもの居場所づくり、活動の場の形成
- ◆子どもの育成を地域で見守るネットワーク
- ◆他世代との交流促進による地域参加
- ◆子どもの状況に応じた相談
- ◆若者支援体制が必要

📄 関連する個別計画

- 子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）

📊 データ

■ 児童館利用者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「子どもの参画の推進」の取組に対する市民満足度	22.4%	26.0%	30.0%

子どもたちが自分らしく生きていくことができるように、市が行っている「子どもの参画の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 青少年育成会における地域活動実施回数	100回	105回	110回
------------------------	------	------	------

子どもが自ら考え行動することや地域の中で世代間を越えて交流することは子どもの豊かな成長にとって重要です。世代間を越えた交流の場である青少年育成会における地域活動実施回数を高めることを目標とします。



課題解決に向けた視点

創1-1-1

子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

社会の急激な変化や多様化などにより、子どもを取り巻く社会環境や教育環境の悪化が心配されています。

いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止に努めるとともに、これらの人権侵害が起きた場合でも、早期に発見できるように、相談体制の充実を図ります。

また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。

創1-1-2

家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、家族だけでは子どもたちの育ちを見守ることがむずかしくなっています。

子どもたちの居場所の確保や、世代を越えた交流機会の確保に引き続き取り組みます。

さらに、学校・家庭・地域が連携することで子どもたちの地域社会への参画意欲を促し、子どもたちが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

また、特に近年では、子どもの基本的な生活習慣の乱れや社会性の低下などが見られ、社会問題化しています。家庭や地域社会における教育力の向上を図り、子どもの育ちを支援します。

創1-1-3

若者の自立や社会参加を支援します

社会にうまく適応できない若者が多くみられ、ひきこもりや不登校、若年無業者の増加などが社会問題となっています。

義務教育が終了してから子育て世代になるまでの間も、それぞれの悩みや問題に応じて相談できる体制を検討します。

また、若者が地域の活動に参加したり活躍できるための支援体制を構築します。

創
1

創造性豊かな子どもたちが育つために

用語解説

※1 若年無業者

家事も通学もしていない15歳から39歳までの無業者のうち、就業を希望しながら求職活動をしていない者（非求職者）と就業を希望していない者（非就業希望者）のこと。

※2 子育て支援

子ども自身の育つ力を見守り、育み伸ばすという観点の子育ての考え方



創 12 子育て支援の拡充

施策目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

現状と課題

核家族化の進行や働く女性が増加する中で、保育サービスの需要はますます高まっています。

本市では、これまで子ども家庭支援センターの設置、病児・病後児保育の実施、一時保育の拡充など、安心して子どもを育てることができる環境づくりに積極的に取り組んできました。同時に待機児童^(※1)対策として保育施設の整備も進めてきましたが、ここ数年の待機児童数は200人前後を推移しており、保育施設は不足している状況です。

平成27年度から実施される、子ども・子育て支援新制度では、総合的な子育て支援の計画とその方策が求められており、ニーズの把握に基づくサービスの確保が課題となっています。

また、新制度を着実に推進させる一方で、子育てグループ^(※2)や地域の自主サークルなどへの支援をとおして、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

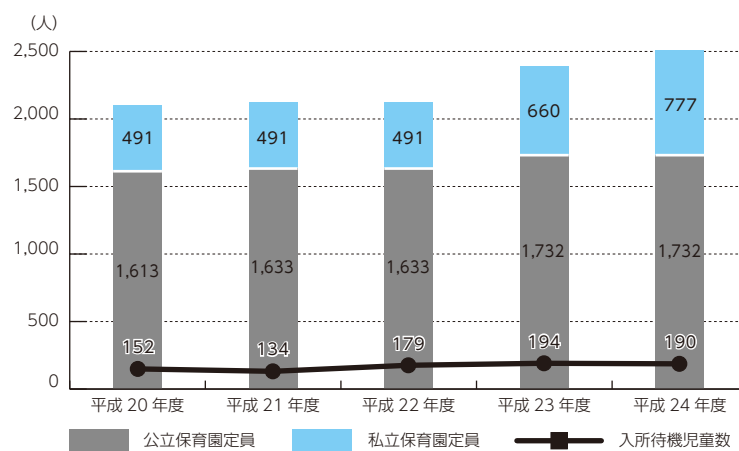
- ◆将来人口を見越した保育サービスの確保
- ◆子育て家庭のニーズに対応したサービスの提供
- ◆地域や子育てサークル、子育て支援団体^(※3)と連携した子育て支援

📄 関連する個別計画

- 子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）

📊 データ

■ 保育所の定員と待機児童数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「子育て支援の拡充」の取組に対する市民満足度	18.6%	21.0%	25.0%

子どもを安心して産み育てられるように、市が行っている「子育て支援の拡充」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 待機児童数	184人	50人	0人
-----------	------	-----	----

女性の社会参加や仕事との両立には子育て支援として保育所等の施設整備が重要です。保育の需要に見合った十分な施設の整備を進め、保育所の待機児童数を減らすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

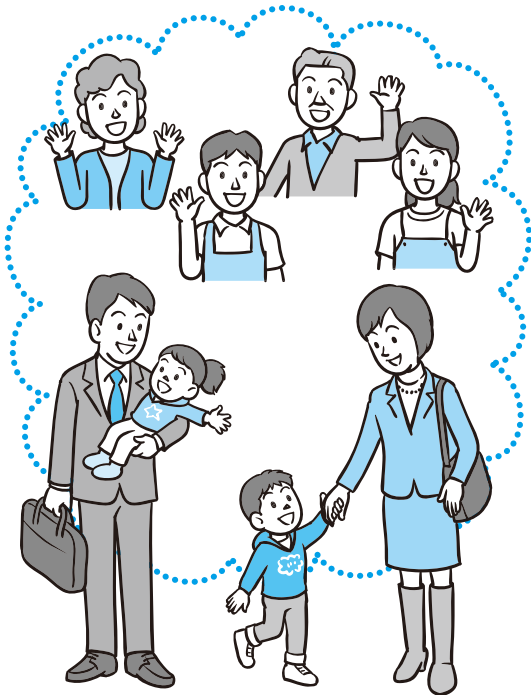
創1-2-1

多様な子育て支援サービスの充実に努めます

核家族化の進行や働く女性の増加などにより保育需要は高まっており、本市においても保育所の整備を進めてきましたが、依然として待機児童数は横ばいとなっています。

今後も将来人口を勘案しつつ、民間事業者などと協力し、教育・保育の総合的なサービスの提供を視野に入れた、さまざまな待機児童対策に取り組む必要があります。

また、子育て家庭のニーズを的確にとらえ、多様な保育サービスの提供や相談事業などを実施し、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。



創1-2-2

子育て支援団体などへの支援及び連携を図ります

子育て家庭と地域とのつながりが希薄になることで、子育て家庭の孤立化や、育児不安の増大がみられます。このような状況を改善するためには、地域で活動している子育てグループなどへの参加も有効です。

こうした子育てグループやNPOなどの子育て支援団体に対しては、その主体性を尊重しつつ、相談、アドバイス、情報発信に努めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進します。

また、子育てグループや子育て支援団体などとの連携を進め、地域との結びつきを支えていきます。



子育て広場（乳幼児交流施設）

創
1

創造性豊かな子どもたちが育つために

用語解説

※1 待機児童

保育所入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所が満員であるなどの理由で保育所に入所できない状態にある児童

※2 子育てグループ

子育て中の親同士が協力し、ともに支えあって、子どもの健全な育成や親自身の資質向上のためにさまざまな活動を行うグループ

※3 子育て支援団体

子育て世代を応援するために交流会、講演会、相談会、情報提供、健診の実施など、様々な取組を行っている各種団体



創 13 学校教育の充実

施策目標

一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします。

現状と課題

国際化や情報通信技術（ICT）の普及などに伴い、教育の内容は多様化してきています。子どもたちが生きる力を育み確かな学力を身につけるための学習内容の対応が進む一方で、いじめや不登校などの問題、子どもの基本的な生活習慣の乱れや社会性の低下などが社会問題となっています。

本市では、子どもたちがいきいきと学ぶために、特色ある学校づくりの推進や教育相談などを実施するとともに、情報インフラや空調設備の配置などの環境整備にも力を入れてきました。さらに、地域に対しては、学校施設開放運営協議会の協力のもと、学校施設の開放を実施してきました。

市立小・中学校の多くは、昭和30年代から40年代に建てられているため、今後の計画的な建替え改修等の対応が必要となるとともに、地域によって児童・生徒数に偏りが生じている現状を踏まえ、適正規模・適正配置の検討を進める必要があります。

一方、学校施設の一般への開放については、児童・生徒の安全面を考慮しつつ、地域との調整を進めながら慎重に対応する必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

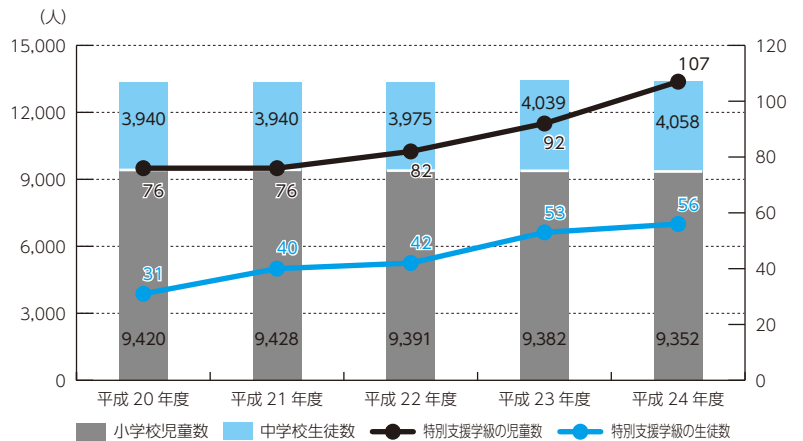
- ◆生きる力を育むための確かな学力の向上
- ◆子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実
- ◆地域とともに子どもを見守るしくみ
- ◆開かれた学校づくりの推進
- ◆家庭の教育力の向上
- ◆適正配置を踏まえた施設などの検討

📄 関連する個別計画

- 教育計画

📊 データ

■ 小学校児童数及び中学校生徒数の推移（毎年度5月1日現在）



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「学校教育の充実」の取組に対する市民満足度	20.1%	25.0%	30.0%
指標2 地域教育協力者活用事業数	238件	307件	352件

教育の内容が多様化するなかで、市が行っている「学校教育の充実」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

学校・家庭・地域の連携において地域教育協力者の果たす役割は重要です。これらの人たちを活かした地域教育協力者活用事業数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

創1-3-1

学校教育環境の向上を図ります

社会環境の変化に伴い、教育の内容は多様化してきており、小学校での英語授業やインターネットを使った学習などの新たな取組が実施されています。

特色ある学校づくりや社会環境の変化に対応したカリキュラムの実施を進めるため、公開授業や研究指定校制度の積極的な活用により教育力を向上させるとともに、児童・生徒にとってより良い学習環境となるよう改善に努めます。

また、市立小・中学校の施設の多くが更新時期を迎えるため、計画的な建替え改修などの対応を進めつつ、適正規模・適正配置の検討を踏まえた取組を進めます。

創1-3-2

特別支援教育^(※1)の充実に努めます

特別な支援が必要な児童・生徒の個別の教育的ニーズにあわせ、子どもの発達に応じた適切な教育の推進が必要です。

各学校での校内委員会^(※2)の充実に努めるとともに、市立小・中学校及び市教育委員会が連携して、学校への専門家の派遣や個別の教育支援計画^(※3)などの活用を進め、一人ひとりを大切に教育を推進します。

また、社会全体の発達障害^(※4)に対する認知度の高まりや子どもの情緒面の問題に対応するための特別支援学級における、知的障害、自閉症、情緒障害の教育の充実に努めるとともに、教員の専門性の向上のための研修や人材の活用、障害に対する理解啓発を積極的に進めます。

創1-3-3

教育相談機能の充実を進めます

子どものいじめや不登校などが社会問題化する中、児童・生徒や保護者からの相談内容も、精神や身体の悩み、学校生活上の問題、親子関係の悩みなど多様化しています。

子どもや保護者にとって身近で安心できる相談機能の充実のために、一人ひとりの状況や社会の変化をとらえた上で、直面する問題や課題に的確に対応するためのスタッフの専門性の向上に努めます。

また、深刻な事態となる前に未然防止するための体制づくりのため、庁内関係部署の横断的な連携や関係機関などとの協力体制の充実に取り組みます。

創1-3-4

学校・家庭・地域の連携を支援します

学校・家庭・地域の連携を深めることは教育力の向上や子どもの安全対策につながります。

学校・家庭・地域が連携した登下校時の見守り活動や、児童・生徒の地域活動、交通事故防止のための安全対策など、地域ぐるみの活動を支援します。

また、家庭や地域の人々に学校に対する理解を深めてもらうため、児童・生徒の安全面に配慮しつつ、開かれた学校づくりを進めます。

創1-3-5

家庭の教育力の向上を支援します

子どもたちが学校で確かな学力を習得するためには、その基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身につけるための家庭の教育力の向上が重要視されています。

そのため、子どもと一緒に参加できる学習機会や各種行事の充実、保護者同士の交流や情報提供などを通して、基本的な生活習慣などを身につけるために必要な支援を進めます。

用語解説

※1 特別支援教育（特別支援学級）

学校教育法に基づき、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズの把握、能力の向上、生活や学習上の困難の改善・克服のための指導や支援のこと（そのための学級）。

※2 校内委員会

特別支援教育の対象となる児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行うために各学校に設置される委員会のこと。

※3 個別の教育支援計画

児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、対応を進めるために作成する。学校が方針を定め、保護者や他の支援機関との連携を進め、指導の効果をあげるために活用する。

※4 発達障害

先天的な様々な要因によって、脳機能に起こる障害で、自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害などがある。

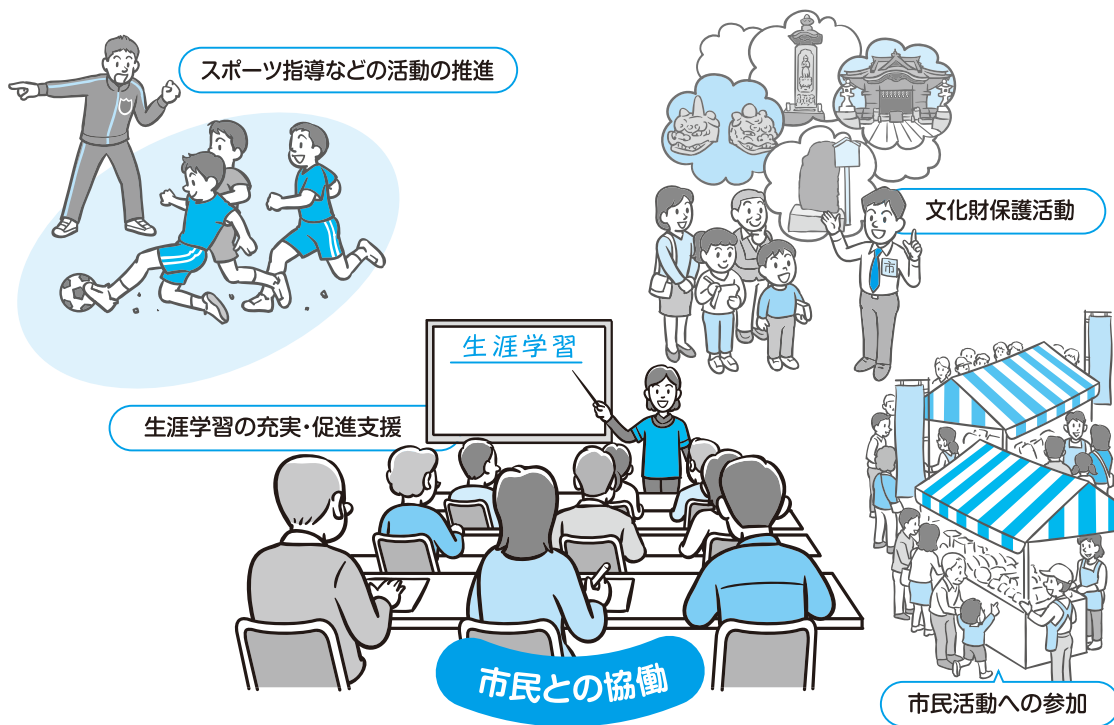


創 - 2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

市民との協働で進めること

- ◇生涯学習の場づくり
- ◇スポーツ指導の推進

- ◇文化芸術活動の担い手やしくみづくり
- ◇文化財にふれる機会や文化財を活用した学習機会づくり



創-2-1 生涯学習環境の充実

- 創2-1-1 生涯学習活動を促進するしくみづくりやネットワークの形成を進めます

創-2-2 学習活動の推進

- 創2-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します
- 創2-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

創-2-3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 創2-3-1 スポーツ環境の整備・充実とスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります
- 創2-3-2 スポーツを通じた地域の活性化を図ります
- 創2-3-3 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組を行います

創-2-4 文化芸術活動の振興

- 創2-4-1 文化芸術活動の充実を図ります
- 創2-4-2 文化財の保護・活用を進めます

創 2 1 生涯学習環境の充実

施策目標

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも自由に学ぶことができるまちづくりを進めます。

現状と課題

だれもがいきいきと生活していけるよう、主体的に学び続けていける生涯学習^(※1)の機会の充実が求められています。

本市では、公民館や図書館、文化施設やスポーツ施設、学校施設などを活用し、生涯学習の場を提供するとともに、教育・文化事業やスポーツイベントの実施、市民文化祭の開催など、さまざまな事業を展開してきました。

しかし、学習情報提供に対する市民ニーズは高く、今後はより一層きめ細かな情報提供サービスが課題となっています。

🔑 施策推進のためのキーワード

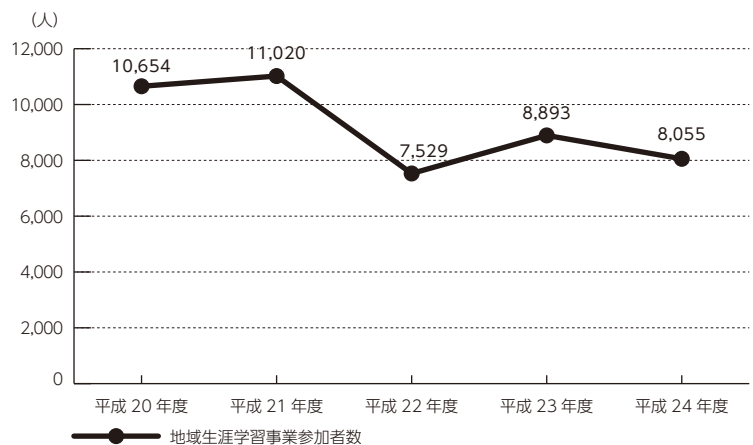
- ◆生涯学習に関する情報発信の充実
- ◆地域内ネットワークによる生涯学習の推進
- ◆市民の自主運営による生涯学習などの支援

📄 関連する個別計画

- 教育計画

📊 データ

■ 地域生涯学習事業^(※2)参加者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「生涯学習環境の充実」の取組に対する市民満足度	24.6%	30.0%	35.0%

市民が生涯にわたっていきいきと生活し、主体的に学び続けられるように、市が行っている「生涯学習環境の充実」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。



課題解決に向けた視点

創2-1-1

生涯学習活動を促進するしくみづくりやネットワークの形成を進めます

趣味や生活に活かされる学びは、だれもが生涯にわたって、いきいきと生活するために必要なものです。

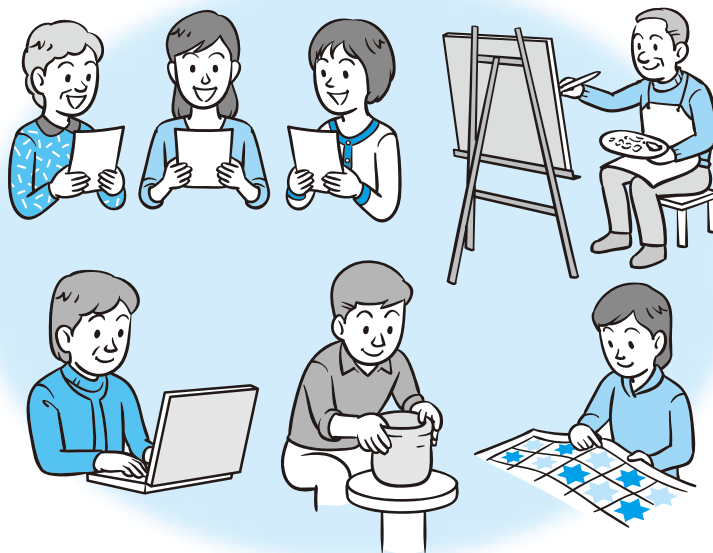
さらに、趣味を通じての仲間づくりや、学んだことを活かして地域で活躍することは、学ぶ意欲を向上させ、より充実した日々をおくる糧にもなります。

自然環境、歴史、文化、芸術、人材などの地域にある資源を活用しつつ、公民館・図書館や学校、市内の大学や民間企業などとも連携し、市民の学習ニーズに応えるための事業の実施、学習や活動の場の提供に引き続き取り組みます。

また、講座や活動内容の紹介など、生涯学習に関する情報を発信するとともに、人材を紹介して市民同士、団体同士の交流の場をつくることにより、市民の自主的な生涯学習活動を支援します。



公民館地域交流活動事業

創
2

多様な学びと文化・スポーツが息づくために

用語解説

※1 生涯学習

人々が、自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づき、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習

※2 地域生涯学習事業

児童・生徒の健全育成及び地域住民の生涯学習活動の推進を目的に、学校施設や地域人材、地域団体を活用し、体験活動や文化・スポーツ活動など、主に土曜日・日曜日を中心に実施されている事業



創 2 2 学習活動の推進

施策目標

市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

現状と課題

公民館や図書館は、幅広い市民を対象とした学習機会を提供する場として大切な場所です。

本市では、公民館を市民の学習活動の拠点と位置づけ、主催事業や公民館市民企画事業を行うとともに、サークル間や市民同士の交流ができる機会を提供してきました。

図書館では、資料の貸出のほか、対面朗読や市報などのデジ資料^(※1)の作成・提供を行うハンディキャップサービス^(※2)、0歳児を対象とした読書動機づけのブックスタート、大人向けの朗読会や子ども向けお話会などを開催してきました。また、インターネットを利用した蔵書検索や予約サービス、メール通知を実施し、勤労者世代の利用拡大を図りました。

今後、公民館では、利用する機会が少なかった青少年や勤労者などのニーズを把握し、あらゆる学習機会や活躍できる場を提供していくことが課題です。図書館では、今後も市民ニーズに応じたサービスが求められ、増加する書籍への対応や、より利用しやすい環境づくりなどが、これからの課題です。

施策推進のためのキーワード

- ◆公民館・図書館のサービスのさらなる充実
- ◆公民館・図書館の地域交流の機会の充実

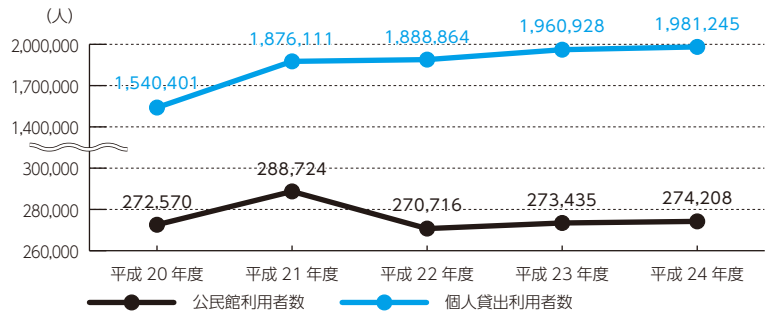
関連する個別計画

- 教育計画
- 子ども読書活動推進計画

成果指標

データ

公民館及び図書館（個人貸出）利用者数の推移



指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「学習活動(公民館)の推進」の取組に対する市民満足度	—	50.0%	55.0%

西東京市では、公民館を市民の学習活動の拠点と位置づけており、市が行っている「学習活動(公民館)の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 「学習活動(図書館)の推進」の取組に対する市民満足度	—	50.0%	55.0%
--------------------------------	---	-------	-------

市民が図書館に求めるサービスも多様化するなかで、市が行っている「学習活動(図書館)の推進」の取組に対する市民の評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標3 公民館事業への参加者数	24,592人	25,592人	26,592人
-----------------	---------	---------	---------

西東京市においては近年、転入者が増加し、市民の学習活動への要求も多様化していると考えられ、そのような市民の要求に公民館がどの程度応えられているかを把握するために、公民館事業への参加者数を増やすことを目標とします。

指標4 図書館の利用者数	1,981,245人	2,200,000人	2,400,000人
--------------	------------	------------	------------

西東京市では図書館の利用は他市と比べて多くなっていますが、さらに市民の満足度を高めていくには、市民の期待にどの程度応えているかの把握が必要です。市民の期待に応えていけば、その結果として図書館の利用者数が増えることになるため、利用者数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

創2-2-1

幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します

公民館は、学びを提供する場であるとともに、自主的な活動を支援するための情報受発信や情報交換の場となります。

より多くの市民が利用しやすくなるよう、ニーズにあった学習機会の提供や、環境づくりに努めます。

また、学習や活動を通じて、サークル間や市民同士の交流が進むよう、機会の提供に引き続き取り組みます。



創2-2-2

市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

図書館は、読書などを通じて、だれもが学ぶことのできる場であるとともに、調査研究の場としても大切な場所です。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民がそれぞれのニーズにあわせて利用できるよう、また、図書館利用が困難な方に対しても利用しやすい環境づくりを進め、サービスの質及び利用環境の向上を図ります。

本市は、図書館以外でも多くの資料を所有しています。市における資料の保存を進めるとともに、これらの機関と連携を図り、資料の提供やデジタル化、レファレンスサービス^(※3)の充実に努めます。

創
2

多様な学びと文化・スポーツが息づくために

用語解説

※1 デイジー資料

デイジー (DAISY: Digital Accessible Information System) は、障害者や高齢者が使えるマルチメディア文書を簡単に作り出せる国際規格のこと。デイジー資料としては、視覚障害者に対する録音資料や点字資料、聴覚障害者に対する字幕付マルチメディア資料などがある。

※2 ハンディキャップサービス

図書館が行っているサービスで、通常の印刷文字による読書が困難な人や図書館へ来館するのが困難な人など、図書館利用に障害のある方へのサービスのこと。

※3 レファレンスサービス

図書館の利用者からの求めに応じ、図書館員がその情報や必要とされる資料を検索、提供、回答することにより、利用者进行業務



創 23 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策目標

市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、生涯を通してスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりをめざします。

現状と課題

健康維持に対する関心の高まりから、スポーツへの関心も高まっており、ジョギングやウォーキングなど手軽にできるスポーツをする人も多くいます。市民意識調査（平成24年9月）においても、スポーツ・レクリエーション活動が、今後最も参加したい地域活動のひとつとなっています。

本市では、スポーツセンターなどの施設運営や、にしはらスポーツクラブ及びココスポ東伏見の2つの総合型地域スポーツクラブ^(※1)の設立を通じて、スポーツを行う機会を提供してきました。

今後は、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、競技スポーツはもちろん、障害者スポーツにも大きな関心が高まることが予想されており、市民ニーズにあったスポーツに親しむ機会の提供や環境づくりが求められています。

施策推進のためのキーワード

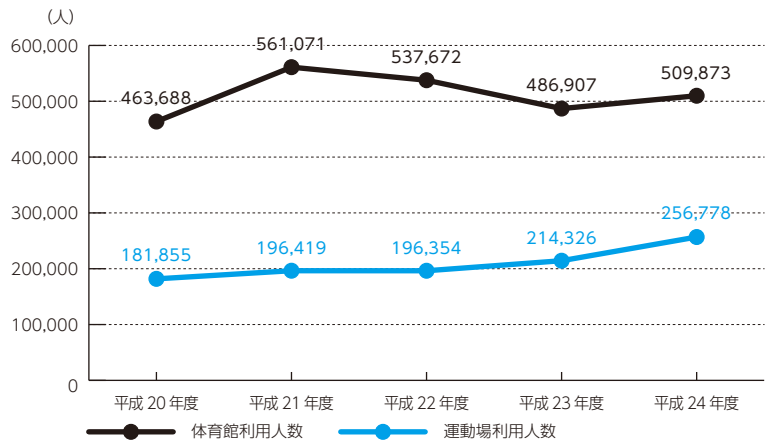
- ◆生涯スポーツ（する・みる・ささえるスポーツ）の環境づくり
- ◆スポーツ指導者の確保、スポーツ推進委員^(※2)の活用と育成

関連する個別計画

- スポーツ推進計画

データ

■ スポーツ施設利用者数の推移



成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「スポーツ活動・イベント機会や施設など生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進」の取組に対する市民満足度	29.9%	40.0%	50.0%

健康志向の高まりからスポーツへの関心が高まっており、市が行っている「スポーツ活動・イベント機会や施設など生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2	スポーツ施設利用者数	766,651人	784,651人	799,651人
-----	------------	----------	----------	----------

市民のスポーツライフの充実のためには、市民が利用しやすいスポーツ施設環境が望まれます。より多くの市民がスポーツ活動に参加できるように、スポーツ施設利用者数が増えることを目標とします。

指標3	スポーツ施設利用団体数	1,917団体	2,517団体	3,017団体
-----	-------------	---------	---------	---------

市民のスポーツライフの充実のためには地域に根付いた様々なスポーツ活動団体が果たす役割が重要です。より多くの市民がスポーツをする機会が増えるように、スポーツ施設利用団体数を増やしていくことを目標とします。



課題解決に向けた視点

創2-3-1

スポーツ環境の整備・充実とスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります

健康維持に対する関心の高まりから、スポーツ・レクリエーション活動を行うための環境や機会の充実が求められています。

スポーツをだれもが、いつでも、どこでも親しめるまちを目指して、生涯スポーツ（する・みる・ささえるスポーツ）の環境づくりを進めるとともに、日常生活での手軽なスポーツの普及・啓発なども推進しつつ、スポーツ推進委員の活用・育成やスポーツ指導者の確保に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や技術などに応じてスポーツやレクリエーション活動ができるよう、より親しみやすいスポーツプログラムの提供に努めます。

創2-3-2

スポーツを通じた地域の活性化を図ります

平成23年の東日本大震災は、地域のつながりの重要性が改めて見直される機会となりました。平成24年11月に実施した「西東京市スポーツに関する市民意識調査」では、地域社会におけるスポーツ振興がもたらす効果について、「地域の人々との交流促進」が最も多くなっており、「地域の誇り、一体感などの創出」も合わせて、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化に期待が寄せられています。

今後は、スポーツ大会・各種イベントの開催などにより、スポーツを通じた地域の活性化につなげていきます。

創2-3-3

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組を行います

2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、競技スポーツはもちろん、障害者スポーツにも大きな関心が高まることが予想されています。

本市においても開催に向けて、スポーツボランティアの育成や気運醸成のための近隣自治体と連携した各種イベントの開催、障害者スポーツの理解促進・普及啓発など、さまざまな取組を進める必要があるとともに、オリンピック・パラリンピックを通じて培われた「オリンピック・レガシー（遺産）」をスポーツの推進に活かしていきます。



南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」



スポーツ大会

用語解説

※1 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。西東京市には、「にしはらスポーツクラブ」と「コスポ東伏見」の2クラブがある。

※2 スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき市区町村のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行うため、市町村教育委員会から委嘱された非常勤職員のこと。



創 2 4 文化芸術活動の振興

施策目標

市民の文化芸術活動を活発にするとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域の文化を大切にすまちをめざします。

現状と課題

文化芸術活動は、創造性を育み、心を豊かにするだけでなく、生きがいを生み出し、新たな交流や人々の絆をつくります。また、文化財^(※1)は、将来にわたって保護していくべき貴重な財産です。

本市では、市民の文化交流への支援や保谷こもればいホールなどを拠点とした文化芸術の振興を進めてきました。また、貴重な縄文時代の遺跡である下野谷(したのや)遺跡などの文化財保護や、民具、農具などの郷土資料、お囃子などの伝統芸能の保存に取り組んできました。さらに、平成22年4月1日に施行された文化芸術振興条例^(※2)の基本理念に基づき、平成24年3月に文化芸術振興計画を策定し、めざすべき姿を「市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りあふれるまち」としました。また、文化芸術活動の推進及び振興を図るため、文化芸術振興基金^(※3)を設置しました。

今後は、より多くの市民が文化芸術や文化財に親しめる環境を整えることが課題です。

🔑 施策推進のためのキーワード

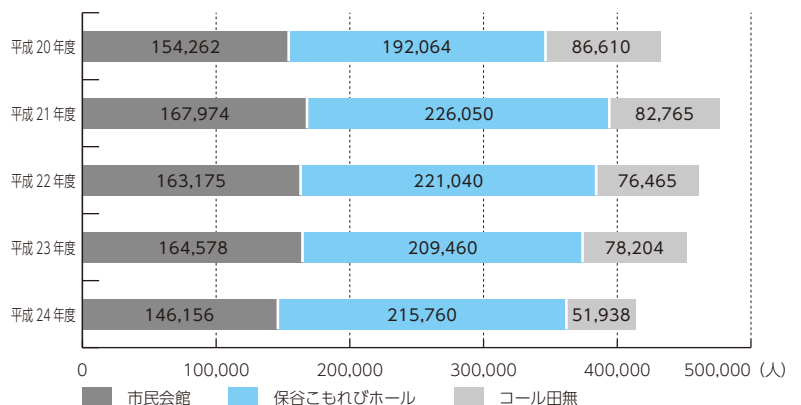
- ◆市民が文化芸術活動に参加するきっかけづくり
- ◆保谷こもればいホールなどを拠点とした文化芸術の振興
- ◆市民が主体的に行う文化芸術活動の支援
- ◆伝統文化などの継承
- ◆文化芸術を担う人づくり
- ◆市民が文化財にふれる機会の創出

📄 関連する個別計画

- 文化芸術振興計画

📊 データ

■ 文化施設における利用者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「市民文化祭などの文化芸術活動の振興」の取組に対する市民満足度	32.4%	36.0%	40.0%

市民が主体的に参加できる文化芸術活動を支えるために、市が行っている「市民文化祭などの文化芸術活動の振興」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 文化ボランティアの人数及び活動延回数	3人 8回	80人 270回	100人 290回
------------------------	----------	-------------	--------------

市民の文化芸術活動の充実を図るためには、それを支える担い手の育成が重要であることから、文化ボランティア活動への参加者数や活動回数を指標として目標管理します。

指標3 郷土資料室への年間入場者数	2,311人	3,000人	3,000人
-------------------	--------	--------	--------

郷土資料室では、教室などを通じて文化財資料などを公開しています。郷土資料への理解や文化財意識の向上において市民に郷土資料室に来てもらうことは重要であり、郷土資料室への年間入場者数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

創2-4-1

文化芸術活動の充実を図ります

多くの市民が文化芸術活動に関心をもち、実際の活動につながるよう、保谷こもれびホールを拠点として、鑑賞の場や体験の機会を提供するとともに、市民が主体的に参加・活動できる環境づくりに取り組みます。

また、市民が主体的に行う文化芸術活動を支えるため、活動の担い手の育成や、青少年などの活動を支える人材の育成としくみづくりを進めます。

さらに、市内で行われているさまざまな市民活動団体や個人による文化芸術活動の連携や交流を促進するとともに、市内事業者や教育機関とのさまざまな交流・協働により、文化芸術活動の活性化や伝統文化などの継承を図ります。



市民文化祭

創2-4-2

文化財の保護・活用を進めます

市内には国、都、市が指定した、寺院、神社、石仏、樹木、お囃子などの文化財があります。文化財は、地域の歴史や文化を知ることができる貴重な財産です。

文化財の保護にあたっては、新たに策定する(仮称)文化財保存・活用計画に基づき、文化財資料の収集や整備とその公開に取り組むとともに、文化財の保存、普及、学習の場となる機会の創出について、調査・研究を進めます。

また、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めるため、ボランティアなどと協力して、市民が文化財にふれ合う機会の創出や文化財を活用した学習機会を提供していきます。

下野谷遺跡^(※4)については、国の史跡として指定している価値があるとの評価を得ており、文化財を活かしたまちづくりに向け、保存・活用を計画的に進めます。



郷土資料室

用語解説

※1 文化財

日本の長い歴史の中で生まれ、維持されてきた文化的財産・所産のこと。文化財保護法と都道府県市町村の文化財保護条例において規定されており、西東京市には、国・都・市指定の文化財が合わせて52件ある。(平成26年3月現在)

※2 文化芸術振興条例

文化芸術振興基本法の規定に基づき、西東京市における文化及び芸術の振興についての基本的な事項を定め、市民、市及び市内で活動する企業、教育機関、市民活動団体等の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的として平成22年4月に施行された西東京市の条例

※3 文化芸術振興基金

西東京市における文化芸術に関する活動を推進し、文化芸術の振興を図るために、平成24年4月に設置された西東京市の基金

※4 下野谷遺跡

西東京市東伏見にある旧石器、縄文時代から近代にわたる約13.5ヘクタールの巨大遺跡。縄文時代中期には、三内丸山遺跡にも並ぶ、関東でも有数の規模を持つ拠点集落があった。

笑顔で暮らすまちづくり

笑

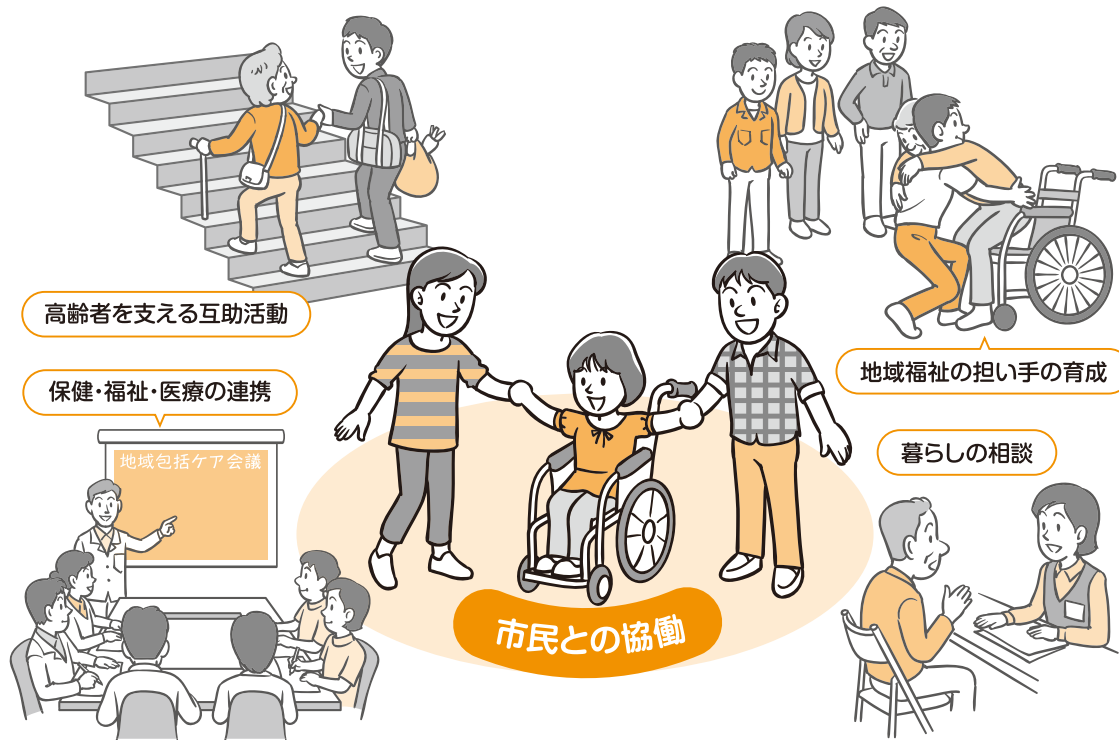
笑-1 だれもが地域で安心して暮らすために

笑-2 いつまでも健康で元気に暮らすために

笑 - 1 だれもが地域で安心して暮らすために

市民との協働で進めること

- ◇地域において助けあい支えあうことのできるしくみづくり
- ◇市民、NPO、団体などが連携した地域福祉を支える体制づくり
- ◇地域福祉の担い手となるボランティアや人材の確保、育成
- ◇認知症の予防やケアのあり方などの普及啓発や早期発見・早期対応の取組
- ◇介護者同士の交流・情報提供や研修会などの取組
- ◇障害者のニーズやライフステージに応じたサービスの提供や相談支援体制の整備
- ◇市民の暮らしを守るための各種相談機能の充実



笑-1-1 地域福祉の推進

- 笑1-1-1 地域福祉の関係機関や団体・地域との連携を強化します
- 笑1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます
- 笑1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます

笑-1-2 高齢者福祉の充実

- 笑1-2-1 地域で高齢者を支える互助のしくみづくりを推進します
- 笑1-2-2 介護サービスの充実と介護予防の推進を図ります
- 笑1-2-3 認知症の方とその家族への支援の充実を図ります

笑-1-3 障害者福祉の充実

- 笑1-3-1 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくりを進めます
- 笑1-3-2 障害者への一体的支援体制を整備します
- 笑1-3-3 障害者に対する理解の促進を図ります

笑-1-4 社会保障制度の運営

- 笑1-4-1 生活の安定と自立のための幅広い支援を行います
- 笑1-4-2 国民健康保険制度の健全な運営を行います
- 笑1-4-3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います
- 笑1-4-4 介護保険制度の健全な運営を行います

笑-1-5 暮らしの相談機能の充実

- 笑1-5-1 暮らしの相談の充実に努めます
- 笑1-5-2 消費者トラブルの未然防止に努めます

笑 1 1 地域福祉の推進

施策目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう福祉のまちの実現をめざします。

現状と課題

少子高齢化や核家族化、単身世帯や高齢者世帯の増加などが進む中、地域における近隣関係が希薄化し、地域での支えあいも弱まるなど、市民を取り巻く生活環境や状況が変化しています。

本市では、これまで地域福祉計画に基づく福祉サービスを進めてきましたが、地域では、未だ多くの課題を抱えており、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政だけでなく地域を皆で支えるための、福祉体制の充実が必要となっています。

一方、これまで地域を支えてきたコミュニティなどでは、担い手不足が問題となっており、福祉人材の育成や地域コミュニティの再構築による地域福祉の充実などが課題となっています。

施策推進のためのキーワード

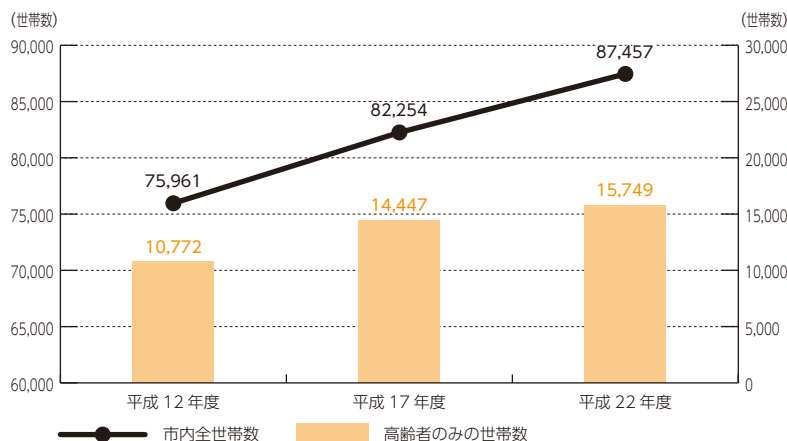
- ◆市民との協働による福祉のまちづくり
- ◆地域コミュニティの再構築による地域福祉の充実
- ◆福祉に関するだれにとっても便利な情報の提供
- ◆地域で支えあうための体制づくり

関連する個別計画

- 地域福祉計画

データ

市内全世帯数と高齢者のみの世帯数の推移



成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「地域で支えあう地域福祉の推進」の取組に対する市民満足度	17.5%	21.0%	25.0%

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、市が行っている「地域で支えあう地域福祉の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 地域福祉推進員(ほっとネット推進員)の登録者数	133人	400人	600人
-----------------------------	------	------	------

西東京市では地域の方で地域の課題を解決するためにほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)を展開し、地域における推進役として市民の方々にほっとネット推進員をお願いしています。ほっとネット活動を更に発展させるために、ほっとネット推進員の登録者数を増やすことを目標とします。

指標3 福祉サービス第三者評価の対象サービス実施数	60件	85件	130件
---------------------------	-----	-----	------

福祉サービスの質の向上のためには、事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価し、その結果を「質を向上させるPDCAサイクル」に乗せることが重要です。それぞれの福祉サービスの質がより向上するように、第三者評価の受審サービス(事業)数を増やし、PDCAサイクルを回す事業数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

笑1-1-1

地域福祉の関係機関や団体・地域との連携を強化します

だれもが地域で安心して暮らすためには、多様な福祉ニーズに対応した、質の高いサービスの提供が必要です。

地域福祉の充実のため、地域と市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、民間事業者などが相互に連携し、地域コミュニティ活動の活性化による地域福祉が推進できるしくみづくりを進め、市民との協働によるまちづくりの視点で市民同士が地域でのつながりをつくりながら、支えあう意識が向上できる取組を進めます。

また、一体的な連携を図る中で福祉ニーズの把握に努め、必要な情報を正確に提供でき、利用者がよりよい福祉サービスを選択し、容易に情報を得ることのできるしくみづくりを進めます。

笑1-1-2

地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます

気軽にだれかと話をしたり、家から外出してくつろげる場があれば、地域の中で孤立することはありません。

地域に存在する福祉拠点や他の公共施設などを有効に活用して、だれでも気軽に集えて、世代を超えた交流もできる場づくりを進めます。

また、場の提供とあわせて、趣味などを通じた交流機会を創出するなど、地域の利用者の実情にあわせた工夫をしつつ、利用しやすい機能についても、検討を進めます。

笑1-1-3

地域福祉を支える人材育成を進めます

多様化する福祉ニーズに応えるためには、行政だけでは補いきれない状況が生じています。地域の福祉活動を進めるには、それぞれの地域の中で市民やNPO、団体などが連携して福祉を支える体制づくりを進めるとともに、地域福祉の担い手となる人材の確保が必要です。

地域福祉を支えるボランティアや人材の確保、育成のためには、多くの市民が関心をもち、気軽に活動に参加できる機運をつくり出すことや学校などでの福祉教育、市民を対象とした体験ボランティアの充実などを進める必要があります。



世代間交流

笑
1

だれもが地域で安心して暮らすために

笑 12 高齢者福祉の充実

施策目標

高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう、市民と協働で高齢者の生活を支えるしくみの実現をめざします。

現状と課題

本市では、高齢化率^(※1)が20%を超え、5人に1人が65歳以上の高齢者となる中、高齢者の健康づくりや介護予防などへの支援、在宅高齢者を支えるサービスの充実、ささえあいネットワークによる高齢者の見守り、関係団体との連携など、さまざまな高齢者福祉の充実に取り組んできました。

また、市内8か所の地域包括支援センター^(※2)では、介護相談や虐待防止、介護予防などの支援とともに、地域ネットワーク連絡会などを活用して、地域のニーズの発見や課題の整理などを行い、さまざまな社会資源と地域住民とのネットワークの構築を進めてきました。

平成35年には市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となることを見込まれている中、今後は、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続をめざす地域包括ケアシステム^(※3)の構築が課題です。

また、今までの福祉サービスでは補えない多様なニーズへの対応、地域で助けあい支えあう意識の醸成、増加が予想される認知症高齢者に対する支援の強化・充実が課題です。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆利用者の視点に立ったサービスの実現
- ◆住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現（地域での互助）
- ◆健康づくりや介護予防の充実
- ◆介護予防の意識啓発の促進
- ◆高齢者の孤立化の防止

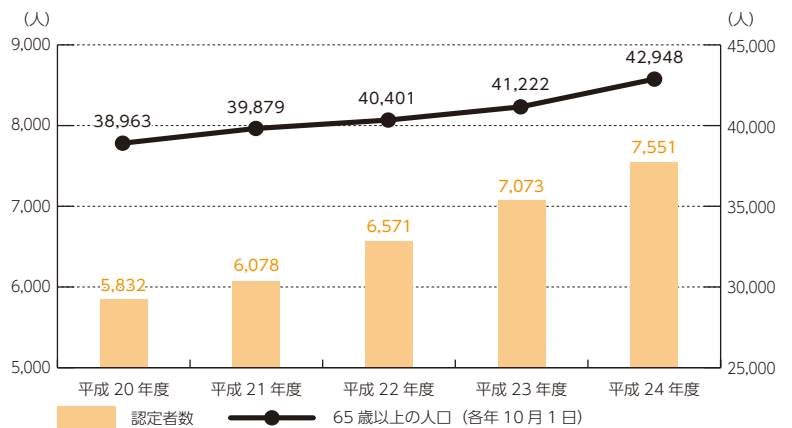
📄 関連する個別計画

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

📊 成果指標

📊 データ

■ 介護保険認定者数(第1号被保険者)の推移



指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「介護予防・介護サービスなど高齢者福祉の充実」の取組に対する市民満足度	21.8%	26.0%	30.0%

高齢者がいつまでも元気で、介護のいらぬ自立した生活をおくれるように、市が行っている「介護予防・介護サービスなど高齢者福祉の充実」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 ささえあいネットワークの協力員の数及び訪問協力員の数	協力員1,010人 訪問協力員281人	協力員1,600人 訪問協力員360人	協力員2,100人 訪問協力員410人
--------------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

今後も高齢者数の増加が見込まれるなか、高齢者が地域の中で安心して暮らすため、地域住民、事業所、民生委員、地域包括支援センター、市が相互に連携し合うささえあいネットワークは重要です。ささえあいネットワークをより充実させるため、それを支える協力員及び訪問協力員の数が増えることを目標とします。

指標3 地域包括支援センター相談・対応件数	27,849件	32,000件	33,000件
-----------------------	---------	---------	---------

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるうえで、高齢者が気軽に相談できる場があることが必要です。その意味で、地域包括支援センターの相談機能の果たす役割は重要で、地域包括支援センターへの相談・対応件数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

笑1-2-1

地域で高齢者を支える互助のしくみづくりを推進します

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の急増は、高齢者の孤立化への対応や日常生活への支援など、さまざまな課題を生じさせています。

高齢者の暮らしを見守り、住み慣れた暮らしを支えるためには、地域においてお互いが助けあい支えあうことのできるしくみづくり、多様化するニーズの把握とその対応が必要です。

自助・共助（互助）・公助の考え方を基本に、市民やNPO・団体、事業者と連携して、地域の力を活かした支えあいの取組を進めます。

笑1-2-2

介護サービスの充実と介護予防の推進を図ります

高齢者がいつまでも元気で、介護のいらぬ自立した生活を続けることは地域の元気の向上につながります。地域包括支援センターを拠点としてさまざまな相談に応じた、介護予防ケアマネジメント^(※4)や介護サービスを進めるとともに、要介護・要支援となった高齢者が、在宅あるいは必要な施設で状況に応じた質の高いサービスが受けられる環境づくりに努めつつ、社会福祉法人やNPO・団体、民間事業者と連携した施設整備を促進します。

また、今後は在宅医療・在宅療養へのニーズの高まりが見込まれており、地域の特性に応じた保健・福祉・医療の包括的な連携が必要となります。このため、多職種連携による地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を進めます。

いつまでも健康な暮らしを実現するための健康づくりや介護予防などの取組についての情報提供や意識啓発を行い、市民の関心を高めるとともに自主的な取組も推進します。

あわせて、高齢者が地域でできる限り自立した生

活をおくるための配食サービスなど、利用者の視点に立った介護保険外の福祉サービスの充実にも取り組めます。

笑1-2-3

認知症の方とその家族への支援の充実を図ります

高齢化の進展や生活環境、生活習慣の変化などに伴い、高齢者や働き盛り世代の認知症の増加が予想されています。認知症になっても安心して暮らすことができ、地域の一員であると実感できる取組が必要となっています。

これまで市は、若い世代も含めた認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症対策に取り組んできました。

今後は、北多摩北部保健医療圏^(※5)における認知症疾患医療センターとも密接に連携しながら、認知症の予防とケアのあり方などの普及啓発や早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

また、家族が介護を負担に感じたり、孤立感を味わうことがないように、介護者同士の交流・情報提供や研修会の開催などの取組を進めます。



用語解説

※1 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

※2 地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために、介護保険法で定められ、各区市町村に設置されている機関

※3 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療、介護、介護予防、生活支援、住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

※4 介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態となることを予防するため、地域包括支援センターが中心となって、心身の状態の判断（アセスメント）、ケアプランの策定を行い、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行うもの。

※5 北多摩北部保健医療圏

東京都保健医療計画において、住民が短時間に保健医療サービスを受けることができるよう、病床の整備を図るべき地域的単位として定められた圏域のことで、西東京市も含まれる。



笑 13 障害者福祉の充実

施策目標

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができ、障害のある人もない人も共生できるまちをめざします。

現状と課題

障害者基本法の改正や、障害者総合支援法の施行により、個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会）の実現が求められています。

本市では、これまで障害者総合支援センター「フレンドリー」^(※1)を整備するなど、障害のある人の地域での生活を支援する取組を進めてきました。しかし、日常生活や社会生活をおくる中で支援が必要な人は年々増加しています。発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者など、支援を必要とする人の態様も多様化しています。そのため、支援体制を強化するとともに、共生社会を実現していくためには、障害や障害者に対する理解や、民間活力の導入が不可欠です。

今後は、市民や関係団体と協働し、多様化するニーズやライフステージ^(※2)に応じた障害者福祉施策の充実を図ることや、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動、障害者を抱える家族の孤立化防止支援、障害者の就労の場を増やすための支援体制などを、総合的かつ計画的に進めていくことが必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆相談支援体制の充実
- ◆市民や関係団体と協働し、障害者福祉施策の充実を図る
- ◆市民の障害者への理解を高める普及・啓発や情報提供

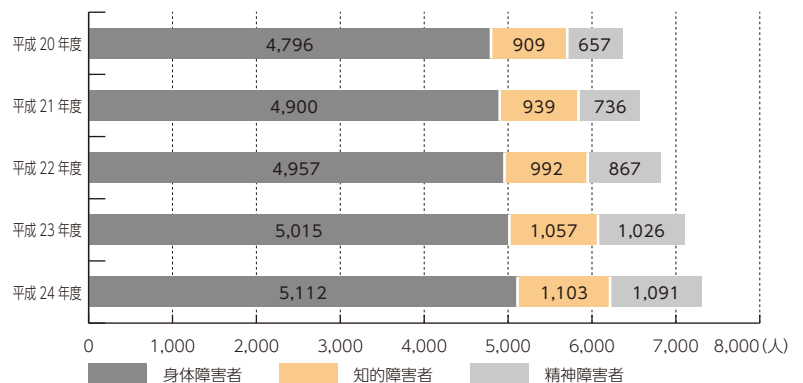
📄 関連する個別計画

- 障害者基本計画
- 障害福祉計画

📊 成果指標

📊 データ

■ 障害者数の推移



指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「障害者福祉の充実」の取組に対する市民満足度	15.8%	18.0%	20.0%
指標2 グループホーム ^(※3) 等の利用者人数	100人	175人	216人
指標3 地域活動支援センター利用者数	201人	310人	389人

障害のある人が住み慣れた地域で暮らしていけるように、市が行っている「障害福祉の充実」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

自立をめざす障害者が、施設や病院から住み慣れた地域に移行して暮らしていくためには、少人数で共同生活を行うグループホームの果たす役割は重要であり、グループホーム利用者人数を増やすことを目標とします。

地域で暮らす障害者の生活を支援し、様々な相談に応じる社会復帰施設として地域活動支援センターの果たす役割は重要であり、センター利用者数が増えることを目標とします。



課題解決に向けた視点

笑1-3-1

住み慣れた地域で暮らせるしくみづくりを進めます

障害者が地域コミュニティの一員として、住み慣れた地域で生活をおくるには、一人ひとりの多様なニーズに応えられる体制を充実させることが必要です。

そのため、ライフステージを通じて切れ目のない支援に努めるとともに、障害の状況に配慮した情報の提供を充実させます。

また、支援を必要とする障害者の住まいとして、グループホームなどの少人数での居住形態へのニーズが高まっており、民間活力の導入による整備促進を支援していきます。

笑1-3-2

障害者への一体的支援体制を整備します

年々障害者の数が増加する中、身近な地域で自分にあったサービスを選択し、適切な利用が受けられる障害者福祉の体制強化が必要となっています。

関係機関や社会福祉法人、NPO、障害者団体、地域などと連携した、市内相談支援ネットワーク^(※4)の構築により、障害者のニーズやライフステージに応じたサービスの提供や相談支援体制の整備を進めることで、障害者福祉の充実を図ります。



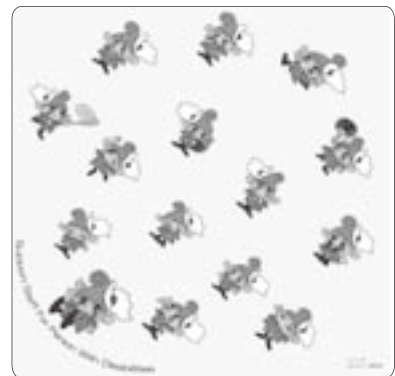
ヘルプカード

笑1-3-3

障害者に対する理解の促進を図ります

障害のある人もない人も共生できる社会の実現のためには、障害や障害者に対する理解を深めることやお互いを理解し合う必要があります。

そのため、普及・啓発活動や交流会、ヘルプカードや障害者サポーター制度など、さまざまな機会を通じて障害や障害者への理解向上のための取組を進めます。



サポートバンダナ

笑
1

だれもが地域で安心して暮らすために

用語解説

※1 障害者総合支援センター「フレンドリー」

障害の種別にかかわらず、西東京市に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点であり、ノーマライゼーションの促進を図るための施設

※2 ライフステージ

人の一生において節目となる出来事で、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などによって区分される生活環境の段階のこと。

※3 グループホーム

障害者総合支援法による共同生活援助事業（障害者に対して共同生活住居において、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う事業）を実施する施設のこと。

※4 市内相談支援ネットワーク

西東京市において、相談支援センター「えぼっく」を中心に、保谷障害者福祉センターや支援センター「ハーモニー」などの事業所のネットワーク化を図り、ライフステージを通じた切れ目のない相談支援を行うもの。



笑 14 社会保障制度の運営

施策目標

市民の健康と生活の安定のため、社会保障制度の適正で健全な運営に努めます。

現状と課題

少子高齢化の進展や就業構造の変化、経済の長期低迷などにより、日本の社会保険制度の運営は大変厳しい状況となっています。

本市では、これまで、生活保護の適正な実施、国民健康保険^(※1)、高齢者への医療保険、介護保険の健全な運営と保険料の徴収率向上に努めてきましたが、今後も社会経済情勢に対応した、より一層適正で健全な制度運営が求められています。

また、生活保護受給者の就労による自立を後押しする「改正生活保護法」や経済的に困窮している人を早期に支援するための「生活困窮者自立支援法」などの施行に伴い、国の動向などにも注視した対応が求められています。

🔑 施策推進のためのキーワード

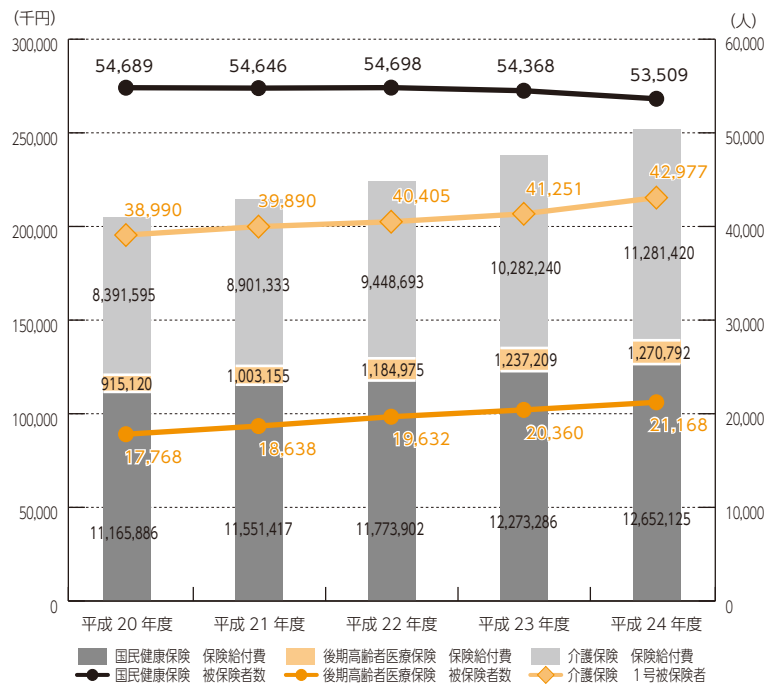
- ◆各保険制度の健全な運営
- ◆制度改正に伴う市民への周知と適切な運営
- ◆生活保護世帯の生活の安定と自立の強化

📄 関連する個別計画

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

📊 データ

■ 各保険制度の被保険者数 (年度末) 及び給付費の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「社会保障制度の運営」の取組に対する市民満足度	16.0%	20.0%	25.0%

健康で文化的な市民生活のためには、社会保障制度の適正かつ健全な運営が重要です。市が行っている「社会保障制度の運営」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。



課題解決に向けた視点

笑1-4-1

生活の安定と自立のための幅広い支援を行います

生活基盤の劣化などの影響により生活困窮者が増加しており、特に稼働年齢世代^(※2)の生活保護受給者の増加は深刻な問題です。今後は、生活の安定と自立・孤立化防止のための支援が必要です。

生活保護制度の適正な運営を進めるとともに、生活保護受給者の自立を促すための支援体制の充実や生活保護に至る前の生活困窮者の支援などを行い、生活の安定と社会的な自立、社会とつながることによる孤立化の防止などに努めます。

笑1-4-2

国民健康保険制度の健全な運営を行います

社会状況の変化や高齢化の進展などにより、国民健康保険の被保険者の医療費は増加しており、国民健康保険制度の健全な運営のためには、保険料の見直しや徴収率の向上による財政の改善が必要です。

市民への制度理解の啓発活動を推進するとともに、医療費の適正化に向けたさまざまな取組を進めます。

笑1-4-3

高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います

今後想定される高齢者の医療保険制度^(※3)の見直しに対する速やかな対応が必要となります。

制度の見直しに関する周知を図りつつ、加入者の理解を進め、制度の健全な運営を図ります。

笑1-4-4

介護保険制度の健全な運営を行います

高齢化の進展など介護保険制度^(※4)を取り巻く環境は大きく変化しており、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に則り適正な運営に努める必要があります。

介護保険制度の健全な運営を進めつつ、介護サービスの充実に努めます。

笑
1

だれもが地域で安心して暮らすために

用語解説

- ※1 国民健康保険
国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する必要な保険給付を行うための社会保険で、主に市町村が運営している。
- ※2 稼働年齢世代
満15歳以上65歳未満の働くことのできる年齢の世代
- ※3 高齢者の医療保険制度
平成20年4月より施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた後期高齢者医療保険制度のことで、75歳以上

の方を対象としている。都内の全ての区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が主体となって運営している。

- ※4 介護保険制度
介護が必要な人や家族の負担を社会全体で支える制度で、加齢等に伴い介護を必要とする人に対して、介護事業者が行う保健医療サービスや福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたもの。



笑 15 暮らしの相談機能の充実

施策目標

相談機能を充実させ、安心して生活できるまちをめざします。

現状と課題

近年、インターネットや携帯端末^(※1)などの情報通信技術 (ICT) の発展や普及により、市民生活を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。市民の暮らしのトラブルは多岐にわたり、消費生活相談では相談当事者が低年齢化する一方で、高齢者からの相談も増加しています。

本市では、これまで、消費、法律、税、不動産、行政関係などの暮らし全般の相談事業を行ってきました。特に、消費生活相談においては、東京都消費生活総合センター^(※2)と連携した取組を行うとともに、消費者センターを中心として、新たな問題・手口への対応、トラブル防止のための啓発事業、消費生活講座などの開催を実施してきました。

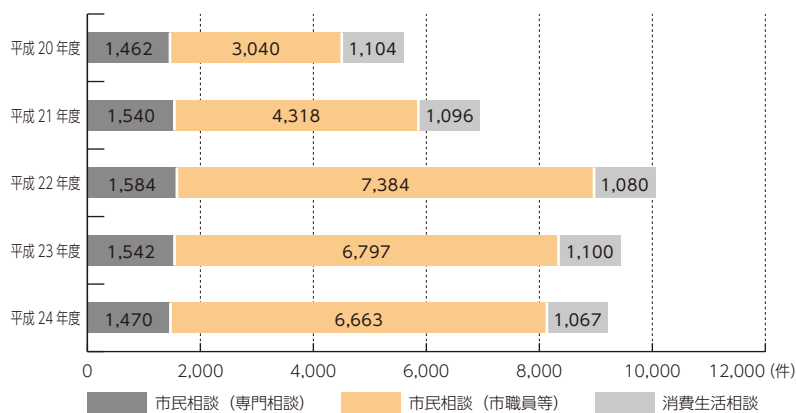
今後は、さらなる多様化・複雑化が予測されるさまざまな分野の相談への対応や市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築と迅速でわかりやすい情報提供が求められています。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆各種講座・市民相談事業を通じた普及啓発活動
- ◆情報化の進展による新たな問題や手口への対応
- ◆多様化・複雑化するさまざまな問題に対応した各種専門相談の実施

📊 データ

■ 市民相談及び消費生活相談件数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する市民満足度	18.4%	22.0%	25.0%

近年、転入者の増加や消費者トラブルの増加により、暮らしの相談機能の重要性は高まっています。市の「暮らしの相談機能の充実」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 消費生活講座などの参加者数	773人	800人	1,000人
-------------------	------	------	--------

消費トラブルを未然に防止して市民が安心して暮らせるようにするためには、消費生活講座などの教育・啓発が重要です。消費生活講座などの参加者を増やすことを目標とします。

指標3 消費生活相談件数	1,067件	1,000件	1,000件
--------------	--------	--------	--------

市民が安心して暮らすためには、消費生活の安定と向上が重要です。そのため、消費生活に関する情報提供や相談事業を充実させ、トラブルを未然に防ぐことにより、消費生活相談件数を減らしていきます。



課題解決に向けた視点

笑1-5-1

暮らしの相談の充実に努めます

思いもよらない問題が生じた時に、身近に相談することのできる場所があれば安心して生活することができます。

多様化したさまざまな問題の解決に向けての市民相談や専門相談などの暮らしの相談機能を充実させるとともに、わかりやすい情報の提供を進めます。

笑1-5-2

消費者トラブルの未然防止に努めます

情報化の進展などを背景に、消費環境は多様化・複雑化しています。

市民の暮らしを守るために、相談しやすい体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携による消費者トラブルの未然防止や拡大防止に努めます。

また、トラブルにあわないための取組として、消費生活講座などによる消費者教育の推進や、積極的な情報提供に努めます。

笑
1

だれもが地域で安心して暮らすために

用語解説

※1 携帯端末

手のひら程度の大きさで、携帯して利用できる通信機器や情報機器の総称。スマートフォンやタブレット端末などが代表例

※2 東京都消費生活総合センター

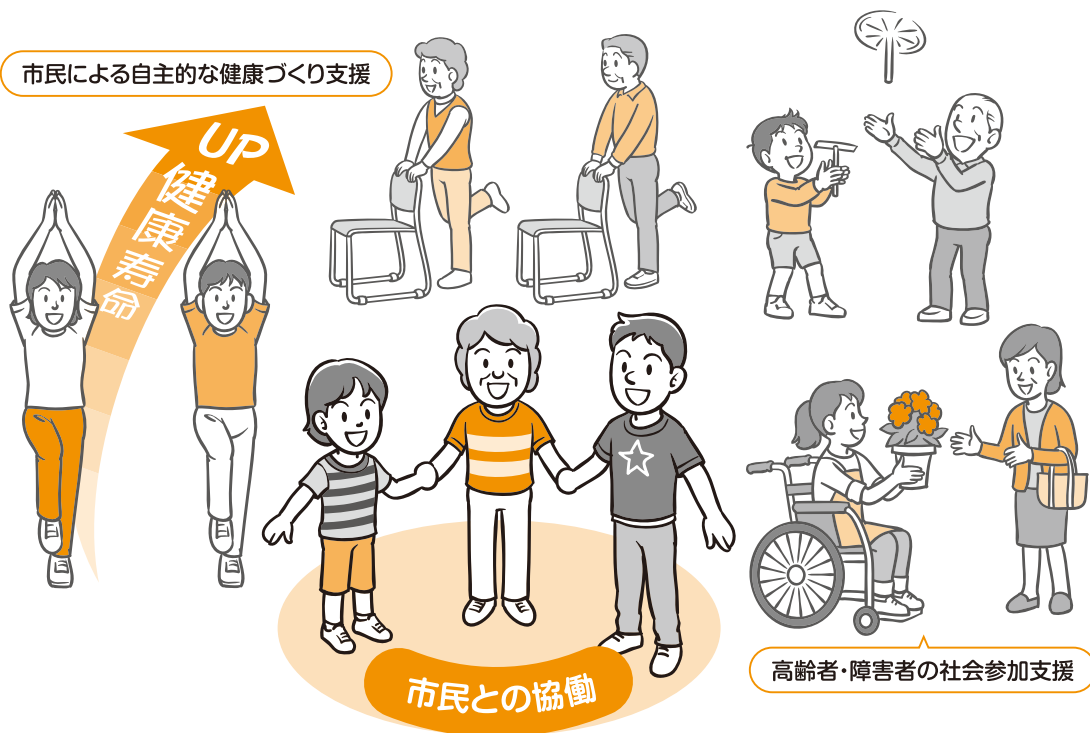
都民に対して、製品、食品、健康などのくらしに役立つ情報提供や、消費生活相談、出前講座を含む各種講座、各種調査・商品テストなどを行っている都の施設



笑 - 2 いつまでも健康で元気に暮らすために

市民との協働で進めること

- ◇地域における健康づくり
- ◇高齢者の教養、文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動への参加、学習や発表の機会の充実
- ◇高齢者がボランティア・NPO活動に積極的に参加できるしくみづくりや体制の充実
- ◇障害者が理解され、地域で活動できるしくみづくり
- ◇障害者の就労移行支援や就労継続支援



笑-2-1 健康づくりの推進

- 笑2-1-1 市民の主体的な健康づくりを支援します
- 笑2-1-2 地域医療体制の整備・充実を図ります
- 笑2-1-3 健康都市を推進します

笑-2-2 高齢者の生きがいづくりの充実

- 笑2-2-1 高齢者の社会参加や就労への支援を推進します

笑-2-3 障害者の社会参加の拡大

- 笑2-3-1 障害者の多様な社会参加や雇用・就労への支援を推進します

笑 21 健康づくりの推進

施策目標

だれもが健康に生活できるよう、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた、こころとからだの健康づくりを支援します。

現状と課題

健康維持の観点から、健康づくりに対する関心が高まっています。一方で医療費の増大は大きな問題となっており、健康寿命^(※1)の延伸のための生活習慣病^(※2)を含む病気予防の対策が求められています。

本市では、市民が病気にならないための市民自身が行う健康づくりを支援するため、健康相談や栄養相談、健康診査、母子保健事業などを積極的に実施・推進するとともに、夜間・休日医療及び小児救急医療などについても、市内の医療機関・団体と連携し、医療体制を整えてきました。

今後は、市民自身が行う健康づくりの支援を強化・充実するとともに、生活習慣病や食育^(※3)に関する情報提供、医療及び医療機関の情報提供、健康相談、健康教育、各種スポーツ教室などを行う必要があります。

また、住み慣れた地域で暮らし続けるための地域医療体制^(※4)の整備や充実、健康づくり活動を行う団体などとの連携、ワクチン接種・がん検診受診率を向上させる対策などに取り組む必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

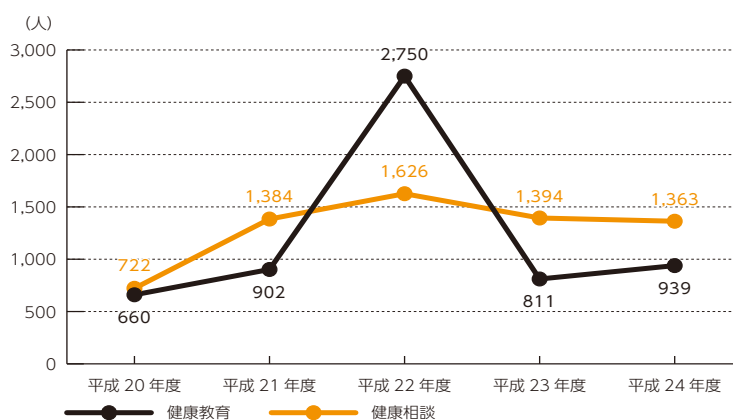
- ◆市民の自主的な健康づくりの支援
- ◆生活習慣病などへの対応を含めた健康診査、健康相談・教育の充実
- ◆地域医療体制の整備・充実

📄 関連する個別計画

- 健康づくり推進プラン
- 食育推進計画
- 健康都市宣言^(※5)

📊 データ

■ 健康教育及び健康相談への参加者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「健康づくりの推進」の取組に対する市民満足度	25.1%	30.0%	35.0%

市民が健康に暮らしていけるように、市が行っている「健康づくりの推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 「地域医療体制の整備」に対する市民満足度	23.5%	26.0%	30.0%
--------------------------	-------	-------	-------

市民が生活する身近な地域で安心した医療サービスが受けられるように、市が行っている「地域医療体制の整備」の取組に対する市民の評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標3	がん検診の受診率	胃がん検診		肺がん検診		大腸がん検診		子宮頸がん検診		乳がん検診	
		実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
		4.8%	5.2%	5.8%	6.6%	31.6%	32.6%	17.6%	18.2%	21.3%	21.5%
		5.6%	5.6%	7.1%	7.1%	34.1%	34.1%	18.4%	18.4%	21.7%	21.7%

がんで死亡する日本人は多く、市民が主体的に健康管理を行う上でがん検診の果たす役割は重要です。がんの早期発見を推進するため、がん検診の受診率を高めることを目標とします。



課題解決に向けた視点

笑2-1-1

市民の主体的な健康づくりを支援します

市民が健康に暮らしていくためには、市民の健康への関心を高めるとともに、市民自身が健康づくりに取り組むことが必要です。

市民の主体的な健康づくりを支援するために、生活習慣病やこころの健康などをはじめとした健康に関する意識啓発や情報提供を進めるとともに、病気と介護の予防のための相談や健（検）診の充実、乳幼児とその保護者や妊産婦に対する相談や健康管理など、きめ細かな支援を進めます。

また、ワクチン接種・がん検診などの受診率向上のための取組を強化することで、病気の予防に努めます。

笑2-1-2

地域医療体制の整備・充実を図ります

医療へのニーズは多様化しており、市民が生活する身近な地域で安心して医療が受けられるような地域医療体制の強化が必要となっています。日頃から安心して相談や診察を受けることができる、かかりつけ医、歯科医、薬局の普及を進めます。

また、病気の治療と介護などの複合的なニーズも増加しています。保健・福祉・医療の連携による在宅療養^(※6)等のサポート体制の構築を進め、かかりつけ医と救急医療・高度医療の機能をもつ地域の中核病院などとの連携の強化や、医療機関相互の広域的な連携による医療の充実を要請していきます。

笑2-1-3

健康都市^(※7)を推進します

本市は、健康を「人」と「環境」の両面からとらえ、市民自らが努力（自助）し、互いに助けあう（共助）とともに、公共とも連携（公助）して、さまざまな分野で協働することにより、生涯健康で一人ひとりが輝き互いに支えあうまちの実現をめざした健康都市宣言を行いました。

市民の健康を促進するため、「健康状態の把握」「食・栄養のバランス」「運動・スポーツの習慣化」「休養・こころの健康の確保」「学び・創造への取組」の5つの目標を中心に、市民の生涯にわたる健康づくりを進め、健康都市を推進します。

市民や団体などへの支援を行うことにより、地域における健康づくりを進めます。

笑
2

いつまでも健康で元気に暮らすために

用語解説

※1 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

※2 生活習慣病

バランスの悪い食事、喫煙、運動不足などの生活習慣が要因となって発生する諸疾病のことで、糖尿病、脂質異常症、高血圧・高尿酸血症などがある。

※3 食育

様々な学習や体験などの経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

※4 地域医療体制

地域住民に対して、保健予防、疾病治療及び更生医療などを包括的に実施するための医療機関などの体制

※5 健康都市宣言

西東京市が、市民共通の願いとして、生涯健康で「一人ひとりが輝き互いに支え合うまち」の実現のために、健康を「人」と「環境」の両面から捉え、市民自らが努力（自助）し、互いに助けあう（共助）とともに、公共とも連携する（公助）ことで、様々な分野の協働により「健康都市」をめざすことを平成23年8月20日に宣言したもの。

※6 在宅療養支援

高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養生活が行えるよう、医療や介護のサービスを提供すること。

※7 健康都市

WHO（世界保健機関）が提唱した都市の考え方で、健康を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、市民みんなで、健康づくりを達成するために環境も含めたまちづくりの取組をしていくこと。



笑 22 高齢者の生きがいづくりの充実

施策目標

高齢者が地域の中で生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

現状と課題

高齢者が、精神的にも肉体的にも健康で元気に人生をおくるためには、生きがいをもつことも大切です。

本市では、高齢者の生きがいづくりを支援する取組として、健康づくりや介護予防及び就労、他世代や地域との交流などに対する支援を行ってきました。しかし、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、高齢者と地域とのかかわりや交流は希薄化しつつあります。

今後は、高齢者が生きがいをもって元気に暮らし、希望する活動や自己実現に取り組むことができるよう、学習や発表、他世代との交流、スポーツ・レクリエーション、社会貢献などの活動機会の創出、就労や起業のための支援など、高齢者の社会参加と生きがいづくりへの取組やわかりやすい情報提供を進める必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

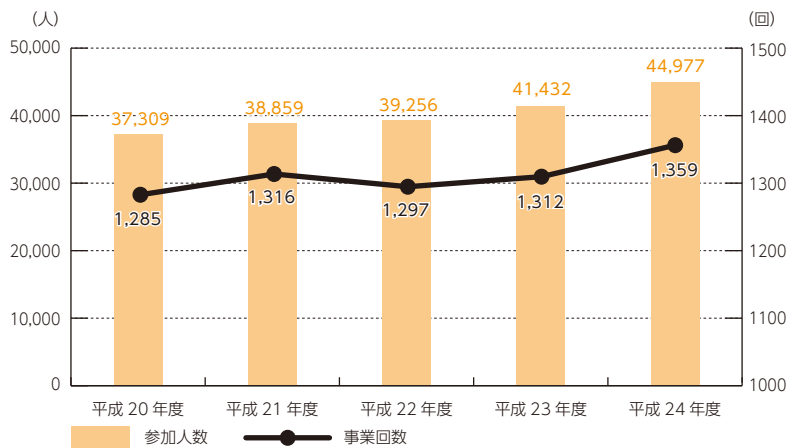
- ◆社会参加と生きがいづくりのための情報提供と相談支援
- ◆交流の場の提供などのしくみづくり
- ◆就労を通じた生きがいづくり

📄 関連する個別計画

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

📊 データ

■ 高齢者生きがい推進事業実施回数及び延べ参加人数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「団塊の世代や高齢者の生きがいづくりの充実」の取組に対する市民満足度	13.8%	20.0%	25.0%

高齢者数が年々増加するなかで、市が行っている「団塊の世代や高齢者の生きがいづくりの充実」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 高齢者生きがい推進事業への参加者数	参加延べ人数 44,664人	参加延べ人数 48,000人	参加延べ人数 50,000人
-----------------------	-------------------	-------------------	-------------------

高齢期の生活を健全で明るく豊かなものとする上で高齢者生きがい推進事業の果たす役割は重要です。事業への参加者数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

笑2-2-1

高齢者の社会参加や就労への支援を推進します

他世代との交流やこれまで培ってきた知識・経験などを活かして活躍できる場、趣味や就労などを通じた出会いなどがあることで、生きがいを感じて生活することができます。

高齢者が教養、文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動に参加したり、学習や発表したりすることのできる機会の充実を図るとともに、多様な社会参加を支援するため、ニーズに応じた相談支援や情報提供を進め、高齢者の積極的な社会参加を支援します。

また、だれもが楽しみながら、いきいきと地域のボランティア活動やNPO活動などへ参加できるよう、社会福祉協議会や関係機関と連携しボランティア・ポイント制度などの新たな仕組みづくりを検討します。

働きたい高齢者のための研修や講習、就職相談などについて、公共職業安定所（ハローワーク）^{※1}やシルバー人材センター^{※2}と連携し、引き続き就労を支援します。



住吉会館ルピナス(老人福祉センター)

笑
2

いつまでも健康で元気に暮らすために

用語解説

※1 公共職業安定所（ハローワーク）

国民に安定した雇用機会を確保することを目的として、国（厚生労働省）が設置する行政機関で、求職者に対する職業紹介、相談・指導、雇用保険の受給手続、事業者に対する求人の受理、雇用保険、国の助成金・補助金の申請などのサービスを提供する。

※2 シルバー人材センター

高齢者が経験や知識を活かし働くことにより、生きがいを得るとともに地域社会に貢献することを目的として、高齢者の雇用の安定等に関する法律によって市町村の区域ごとに設立された公益法人



笑 23 障害者の社会参加の拡大

施策目標

障害のある人が、地域の中でいきいきと生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

現状と課題

個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会^(※1)）の実現のためには、障害者の多様な形での社会参加と、障害や障害者に対する市民の理解が不可欠です。

本市では、障害者がいきいきと地域で活動できるよう、障害者やその家族に関する意識啓発、講演会などの地域イベント支援、社会参加のための移動支援^(※2)、スポーツなどへの参加支援、市役所での職場体験実習^(※3)の実施など、障害者の社会参加及び就労を促進させるための取組を推進してきました。

今後は、社会参加のために必要となる移動支援やコミュニケーション支援などの地域生活支援事業^(※4)の充実や、障害者総合支援センター「フレンドリー」における地域交流や普及・啓発活動の推進が求められています。

また、障害者就労支援センター「一歩」^(※5)を拠点に、関係者が相互に連携するしくみによる障害者の雇用・就労の機会拡大に向けた取組が必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

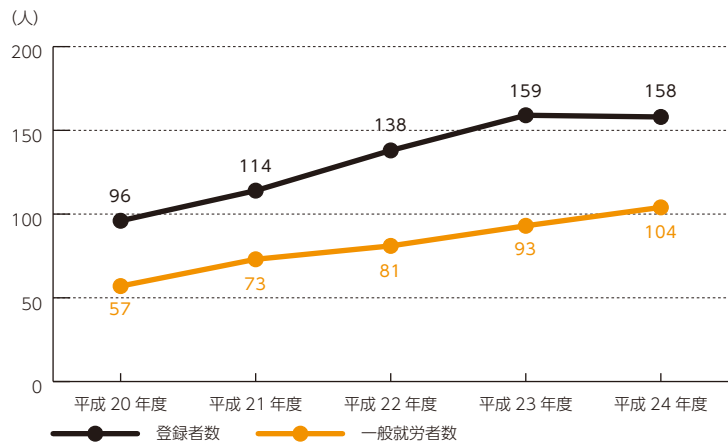
- ◆ 障害者に対する理解の促進
- ◆ 障害者の社会参加支援
- ◆ 障害者就労支援の充実

📄 関連する個別計画

- 障害者基本計画
- 障害福祉計画

📊 データ

■ 就労支援センター「一歩」の登録者数及び一般就労者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「雇用促進など障害者の社会参加の拡大」の取組に対する市民満足度	8.8%	12.0%	15.0%

障害のある人が自立して生活していくために、市が行っている「雇用促進など障害者の社会参加の拡大」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 就労援助事業への登録者数	158人	214人	277人
------------------	------	------	------

障害者が地域でいきいきと暮らしていくために、障害者の多様な社会参加を促す就労援助事業が行われています。この事業への登録者数を増やすことを目標とします。

指標3 障害者(児)スポーツ事業への参加者数	211人	284人	364人
------------------------	------	------	------

障害者(児)が地域でいきいきと暮らし、スポーツ活動を楽しむことができる障害者(児)スポーツ事業は重要です。この事業への参加者数を高めることを目標とします。



課題解決に向けた視点

笑2-3-1

障害者の多様な社会参加や雇用・就労への支援を推進します

障害者が地域でいきいきと暮らせる環境を実現するためには、障害や障害者への理解が重要となります。

社会参加のための地域交流や普及啓発を推進し、障害者がいきいきと地域で活動できるしくみづくりを進めるとともに、外出のための移動支援やスポーツ・レクリエーションへの参加支援などのさまざまなサービスを進めます。

また、障害のある人の雇用・就労機会が拡大するよう、障害者就労支援センター「一歩」や公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校及び関係団体との連携を進めます。

さらに、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所について、民間活力の導入による整備促進を支援していきます。



障害者総合支援センター「フレンドリー」

笑
2

いつまでも健康で元気に暮らすために

 用語解説

※1 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことが出来る社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会

※2 移動支援

屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の介助など、外出に伴って必要と認められる身の回りの支援を行うこと。

※3 職場体験実習

就労を希望する障害者に実際の業務に携わってもらい、自分のスキルや会社での適応力を知るとともに、企業などにも障害者雇用に取り組むきっかけとするもの。

※4 地域生活支援事業

障害者が、能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう市町村を中心として行われる事業で、情報提供事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付、移動支援などの事業とされている。

※5 障害者就労支援センター「一歩」

西東京市在住の障害者に対し、就職し働き続けるために必要な情報提供、職業相談、職業適性判定、職場定着支援などのサービスを提供する施設



環境にやさしいまちづくり

環

環-1 みどりの保全と創出を進めるために

環-2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

環 - 1 みどりの保全と創出を進めるために

市民との協働で進めること

- ◇みどりの保全の取組
- ◇公園の維持・管理

- ◇民有地の緑化などの身近なみどりの創出
- ◇農業とのふれあいによる理解を深める取組



環-1-1 みどりの保全・活用

- 環1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します
- 環1-1-2 農地の多面的機能を活用し、保全につながる取組を進めます

環-1-2 みどりの空間の創出

- 環1-2-1 公園・緑地の充実を図ります
- 環1-2-2 身近なみどりを創出するための取組を進めます

環 1 1 みどりの保全・活用

施策目標

市民との協働による公園管理のしくみや、農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

現状と課題

市内には公園や農地などのみどりが存在しています。

身近なみどりは、地球温暖化や公害などの環境問題の防止に役立つとともに、わたしたちの日常生活にやすらぎをもたらします。

本市では、ボランティアの育成や支援、樹林・樹木・生垣の保存の支援などにより身近なみどりの保全・活用に取り組んできましたが、相続や都市開発などの影響から、みどりの総量は、減少する傾向となっています。

次世代に身近なみどりを残し、良好な環境を引き継いでいくためにも、市民との協働による取組や市民の自発的な緑化活動を支援し、みどりの保全を進める必要があります。

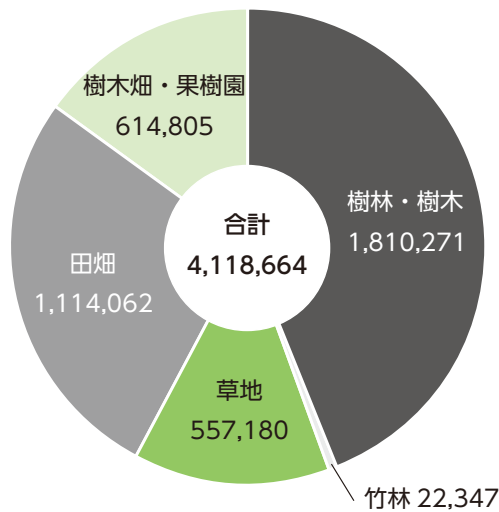
また、農地を保全する取組を進めることにより、貴重なみどりの空間を確保することも必要です。

施策推進のためのキーワード

- ◆市民と協働した公園の維持・管理
- ◆市民と農業のふれあいや交流

データ

■ 緑地の構成（平成20年度）



単位：m²

関連する個別計画

- みどりの基本計画
- 農業振興計画

成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「みどりの保全・活用」の取組に対する市民満足度	35.6%	38.0%	40.0%
指標2 公園ボランティア ^(※) 登録会員数	726人	800人	850人

市民のみどりに対する意識啓発を高めるために、市が行っている「みどりの保全・活用」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

公園のみどりを保全する上で担い手の確保が重要です。この担い手としての公園ボランティア登録会員数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

環1-1-1

みどりを保全・活用するしくみを形成します

みどりを保全・活用していくためには、市民のみどりに対する意識啓発を行うとともに、市民との協働による取組や市民主体の取組を進めていくことが必要です。

このため、市民との協働による公園や緑地などの維持・管理、民有地における樹林・樹木の保存の支援や公園ボランティアの育成などを進めます。

また、市が行うみどりの保全・活用のための取組や支援制度に関する情報提供を行うことにより、みどりの大切さについての理解をさらに高め、みどりの保全に取り組みやすい環境づくりを進めます。

東大生態調和農学機構については、市民が身近でまとまったみどりに親しめるよう、大学や市民と連携しながら保全・活用に努めます。



公園ボランティア

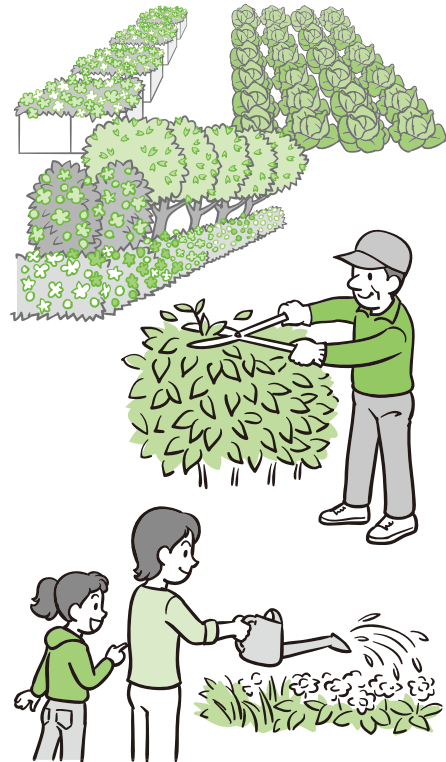
環1-1-2

農地の多面的機能を活用し、保全につながる取組を進めます

農地は、生産活動の場であるとともに、みどりの保全・活用につながる多面的な機能をもっています。

しかし、相続や都市開発の進展に伴い、市内の農地は減少する傾向にあります。

農地の多面的な機能の活用を促進するために、市民が農業とふれあい、交流する機会を提供し、農地の保全に対する理解を深める取組に努めます。

環
1

みどりの保全と創出を進めるために

用語解説

※ 公園ボランティア

自治体などに登録した上で、公園内の清掃、除草、樹木・花壇の手入れなどを自発的かつ無償で行う人々のこと。西東京市の全体公園数196箇所に対し、ボランティアが活動している公園数は76箇所ある。

環 12 みどりの空間の創出

施策目標

公園や緑地の拡充に加え、道路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化を進め、目に映るみどりの創出をめざします。

現状と課題

身近なみどりの創出は、わたしたちの暮らしにやすらぎを与えるとともに、まちの景観という面からも重要な役割をはたしています。

本市は、公園の整備や道路・公共施設、生垣などの身近な場所での緑化を進めてきました。

その一方で、近隣他市と比べると一人あたりの公園面積が少ないという状況となっていることから、公園や広場の充実が求められています。

また、公共施設の緑化や民有地の緑化支援などによる新たなみどりの創出の取組が必要です。今あるみどりを効果的に活用しながら、みどりを豊かに感じることができる魅力ある景観づくりなどの取組が必要です。

施策推進のためのキーワード

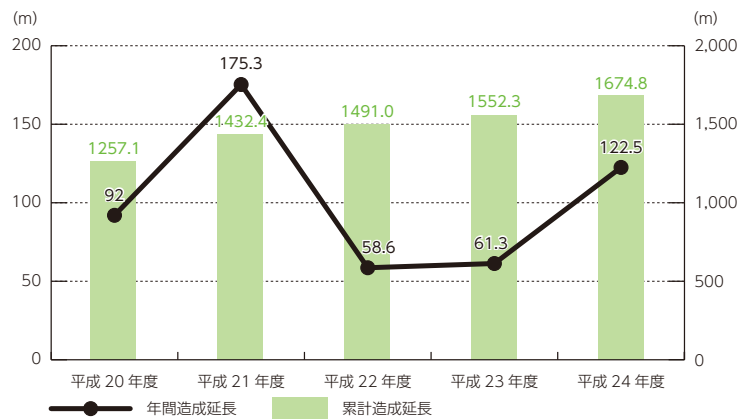
- ◆市民の憩いの場、災害時の避難場所となる公園の確保
- ◆公共施設の緑化など身近な緑化活動の推進
- ◆民有地などの緑化支援

関連する個別計画

- みどりの基本計画
- 公園・緑地の適正配置方針

データ

■ 生垣造成延長の推移



成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「公園・緑地などみどりの空間の創出」の取組に対する市民満足度	40.3%	43.0%	45.0%

市民の身近なみどりを増やすために、市が行っている「公園・緑地などみどりの空間の創出」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 補助金の交付を受けて造成された生垣の長さ(累計)	1,674.8m	2,450m	3,150m
------------------------------	----------	--------	--------

みどりを創出するためには、公園、広場の整備だけでなく、民有地の緑化の推進も必要です。そのため、生垣造成の補助制度により、みどりを増やす支援を行います。

指標3 「花いっぱい運動 ^(※1) 」で年間に植え付けした花壇数	41か所	50か所	50か所
---	------	------	------

身近なみどりを創出するために、公園や広場の花壇への花いっぱい運動が行われています。この運動で植え付けした花壇数を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

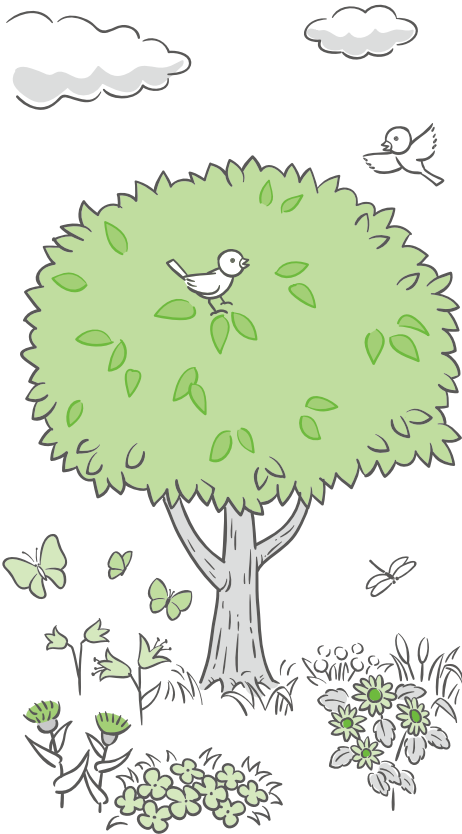
環1-2-1

公園・緑地の充実を図ります

公園や緑地は市民の憩いの場であるとともに、災害時の避難場所にもなります。

また、みどりの保全という視点からも公園や緑地の充実重要です。

借地公園や解除された生産緑地^(※2)などの計画的な買い取りや市域全体を見渡したバランスのとれた公園配置・整備などの検討を進めるつつ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しむことができる公園・緑地の充実に取り組みます。



環1-2-2

身近なみどりを創出するための取組を進めます

市民の身近なみどりを増やすためには、行政だけではなく、市民との協働によりみどりを保全し、創出する取組が大きな力となります。

これまで市民と市が協働で取り組んできた公園の花いっぱい運動などは効果をあげています。

今後は、民有地の緑化などに市民が主体的に取り組むことを促すような取組の検討を進めるとともに、公共施設の緑化などを引き続き推進しながら、協働による身近なみどりの創出を進めます。



花の会

環
1

みどりの保全と創出を進めるために

用語解説

※1 花いっぱい運動

市民の緑化への関心を高めるとともに、潤いのある豊かなまちづくりの実現を図るために、公園などの公共用地に設けた花壇のデザインや植え付け、管理などを市民と協働で行う活動のこと。

※2 生産緑地

良好な都市環境の形成を図るために、市街化区域内の農地の持つ緑地機能を積極的に評価し、公害や災害防止、農業と調和した都市環境の形成に役立つ農地として、都市計画手続きを経て指定した農地のこと。

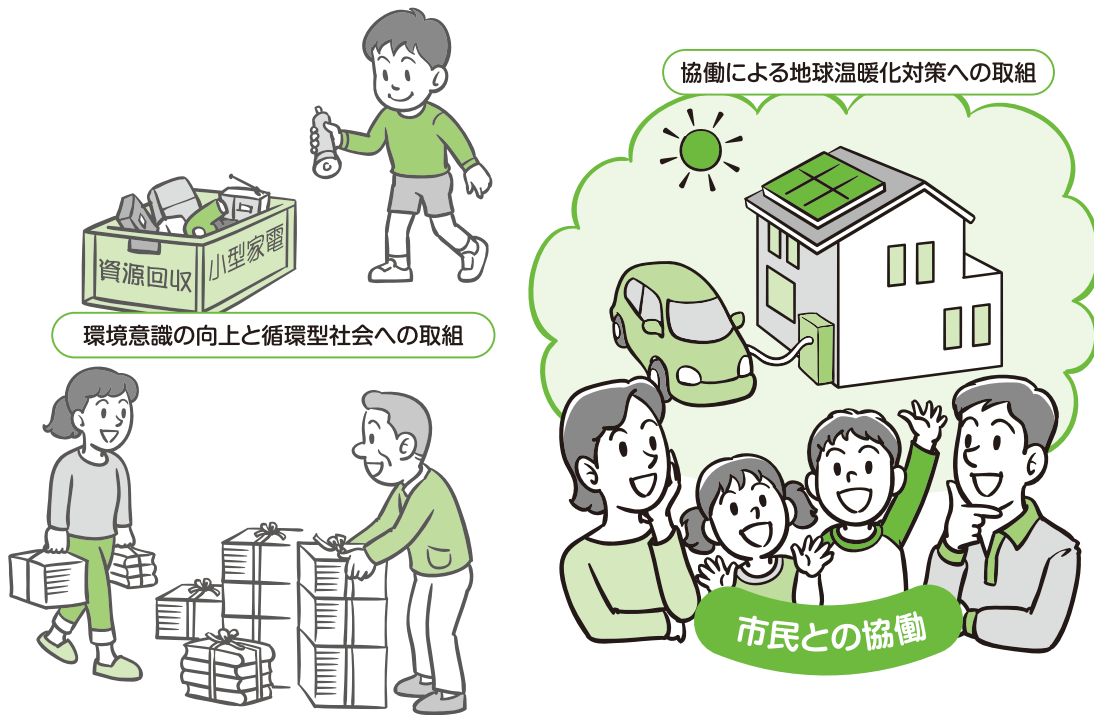


環 - 2

持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

市民との協働で進めること

- ◇環境意識を高めるための取組
- ◇ごみの発生抑制と再使用・再生使用の促進と意識啓発
- ◇ごみ・資源物の集団回収活動の継続的な実施
- ◇省資源・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及促進
- ◇地球温暖化対策に対する市民理解の促進



環-2-1 環境意識の向上

- 環2-1-1 市民、事業者、行政の環境を大切にする意識づくりに努めます

環-2-2 循環型社会の構築

- 環2-2-1 ごみの発生抑制・再使用・再生使用及び廃棄物処理対策に努めます

環-2-3 生活環境の維持

- 環2-3-1 大気汚染などの公害の防止に取り組みます

環-2-4 球温暖化対策の推進

- 環2-4-1 公共施設から排出される温室効果ガスを削減します
- 環2-4-2 市内から排出される温室効果ガスを削減します

環 2 1 環境意識の向上

施策目標

環境を大切にするしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民、事業者、行政の環境意識の高いまちをめざします。

現状と課題

環境問題に対する関心は年々高まっており、世界的な取組が進んでいます。地球温暖化などの環境問題の原因と影響は複雑であり、市民、事業者、行政が連携し、環境問題に総合的に対応することが必要とされています。

本市では、環境基本条例^(※1)及び環境基本計画に基づき、環境保全の取組を体系的に進めており、環境施策の実施状況の点検や環境マネジメントシステムの運用などに取り組んできました。

また、エコプラザ西東京^(※2)などを拠点として、市民や事業者が環境問題を理解し環境保全に自発的に取り組んでいくための環境学習活動を実施しています。

今後は、市民一人ひとりが環境問題に取り組むために、市民活動団体などとも連携しながら、身近な環境問題を題材とした環境学習活動や情報提供などのさらなる充実を図り、市民、事業者、行政の環境意識を高めることが必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

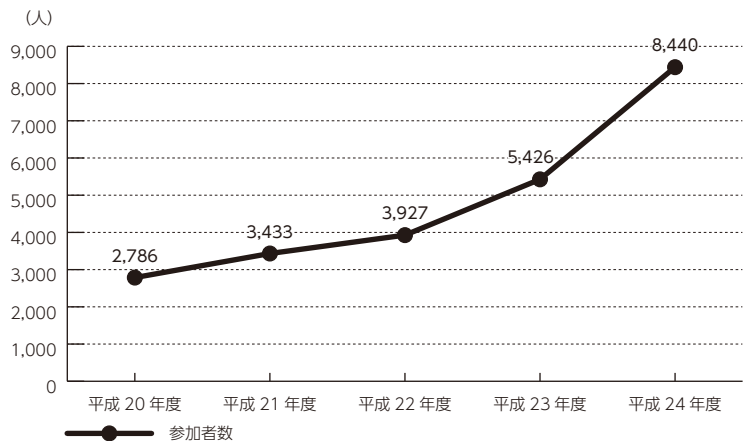
- ◆ 環境施策の実施状況の点検
- ◆ 環境マネジメントシステムの運用
- ◆ エコプラザ西東京を拠点とした環境学習や環境情報の提供

📄 関連する個別計画

- 環境基本計画
- 環境学習基本方針

📊 データ

■ 環境学習推進事業への参加者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「環境学習の場や機会の提供など環境意識の向上」の取組に対する市民満足度	17.3%	21.0%	25.0%
指標2 環境マネジメントシステム認証取得の事業所数	34事業所	40事業所	50事業所
指標3 環境フェスティバルの参加者数	約6,000人	7,200人	7,200人

環境問題に関する関心が年々高まる中、市が行っている「環境学習の場や機会の提供など環境意識の向上」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

事業者の環境意識を高めるために、環境マネジメントシステムの導入は重要です。認証取得の事業所数を増やすことを目標とします。

市民の環境意識を高めるために、環境フェスティバルの果たす役割は重要です。このフェスティバルへの参加者を増やすことを目標とします。



課題解決に向けた視点

環2-1-1

市民、事業者、行政の環境を大切にする意識づくりに努めます

環境を大切にする意識を育み行動するためには、市民、事業者、行政がお互いに、環境にかかわる現状や課題を認識し、理解を深めた上で、問題意識を共有することが大切です。

そのため、環境リーダーやエコプラザ西東京協力員などと連携しながら、環境学習の機会創出や環境情報の提供を行うなど、市民、事業者、行政の環境意識をさらに高めるための取組を充実させるとともに、環境フェスティバルなどを活用して環境情報を幅広く市民に提供する活動を進めます。

また、環境マネジメントシステムの運用などに率先して取り組み、環境施策の実施状況の点検を定期的に行うとともに、環境負荷の低減に努めます。



太陽電池(夏休み講座)



環境学習



環境フェスティバル

環
2

持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

用語解説

※1 環境基本条例

西東京市において、市民、事業者及び市が協働することにより、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造することを目的として、平成14年4月より施行されている条例で、環境基本計画の策定、市が講ずる環境施策、地球環境の保全、環境審議会の運営などについて定めている。

※2 エコプラザ西東京

環境の保全と循環型社会の形成を推進するために平成20年にオープンした環境学習の拠点施設で、環境講座やイベントの開催、環境学習教材の貸出しなど市民の環境学習活動を支援している。



環 2 2 循環型社会の構築

施策目標

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみの減量化・再使用・再生使用の取組を通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

現状と課題

ごみ問題は自治体における共通の課題です。

本市が利用する広域的な廃棄物の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場^(※1)の延命は、本市のみならず多摩地域にとっても課題となっています。このため、本市では家庭ごみの有料化や、生ごみ電動処理機^(※2)などの購入助成、冊子などによる啓発活動を進めてきた結果、市民意識の高まりや協力により、市民一人一日あたりのごみの排出量とリサイクル率が全国でもトップクラスとなっています。

今後は、市民、事業者、行政によるごみの発生抑制やごみの減量化をさらに推進するとともに、発生したごみの再使用・再生使用を促進し、循環型社会の構築に取り組むことが求められています。

このため、エコプラザ西東京を拠点とした循環型社会構築のための啓発活動を充実させるとともに、市民の自主的な取組に対する支援、ごみ収集に関する事業者への対応の強化といった多面的な取組を展開していくことが必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

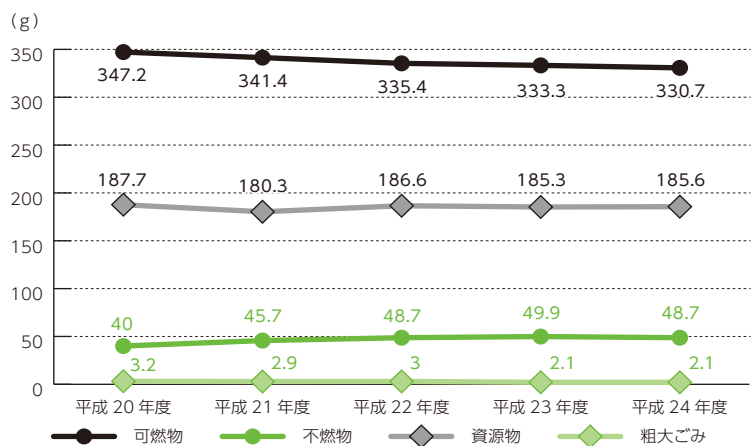
- ◆ごみ発生の原因を抑制するしくみの構築
- ◆エコプラザ西東京を拠点としたごみの発生抑制・再使用・再生使用の促進

📄 関連する個別計画

- 一般廃棄物処理基本計画
- 分別収集計画

📊 データ

■ 1日1人当たりごみ・資源排出量の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「ごみの減量化やリサイクルの推進など循環型社会の構築」の取組に対する市民満足度	52.9%	56.0%	60.0%

持続可能な社会を構築するために、市が行っている「ごみの減量化やリサイクルの推進など循環型社会の構築」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 一人当たりのごみ収集量(ごみ原単位)	567.1g	559g	551g
------------------------	--------	------	------

ごみの発生抑制や減量化の取組の効果をj知るうえで、一人当たりのごみ収集量の把握は重要です。一人当たりのごみ収集量を減らすことを目標とします。

指標3 資源化率	33.0%	35.9%	37.1%
----------	-------	-------	-------

平成24年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、平成33年度における資源化率の長期目標を37.1%と設定しています。今後も引き続きこの資源化率の水準を達成できるよう、ごみの再使用・再生使用の促進に取組みます。



課題解決に向けた視点

環2-2-1

ごみの発生抑制・再使用・再生使用及び廃棄物処理対策に努めます

ごみ問題は、市民生活や事業者の企業活動に直接影響する課題です。

ごみの発生源を抑制するためには、これまでの取組を継続しつつ、市民、事業者、行政がそれぞれにごみ問題の現状と課題を認識し、協力して課題解決に取り組むことが必要です。

そのために、エコプラザ西東京を拠点にごみの発生抑制と再使用・再生使用を促進する意識啓発や新たな情報提供手段の検討などを行い、循環型社会の構築をめざした仕組みづくりを進めます。

自治会・町内会などを中心に行われている、ごみ・資源物の集団回収活動を継続して実施します。

最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のエコセメント化^(※3)事業を継続して推進し、搬入配分量の削減を進めます。



小型家電集積所



出前講座

環 2

持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

用語解説

※1 ニツ塚廃棄物広域処分場

西東京市が加入する東京たま広域資源循環組合が管理・運営する一般廃棄物（焼却残渣、不燃ごみ及び焼却不適ごみ）の最終処分場で、西多摩郡日の出町にある。

※2 生ごみ電動処理機

家庭で生ごみをたい肥にするために使用する機器のこと。

※3 焼却灰のエコセメント化

エコセメントは、ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントで、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材。多摩地域25市1町のエコセメント化施設が西多摩郡日の出町において平成18年より稼働している。



環 2 3 生活環境の維持

施策目標

自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

現状と課題

公害問題は、国や都による発生源対策が進み、対象物質の多くは環境基準を達成し改善していますが、新たに注目された公害原因物質^(※1)による公害の発生もみられます。

本市では、大気汚染や河川の水質については定期的なモニタリング^(※2)を行っており、発生状況をできるだけ早く把握することによって、早期の対策を行うように努めています。

公害の未然防止は引き続き重要な課題であり、その対策については、国、東京都、近隣自治体と連携して取り組む必要があります。

今後は、引き続き市内におけるモニタリング調査など地域環境を継続的に監視し、万一公害問題が生じた場合には、早期に対策に取り組むことが求められています。

施策推進のためのキーワード

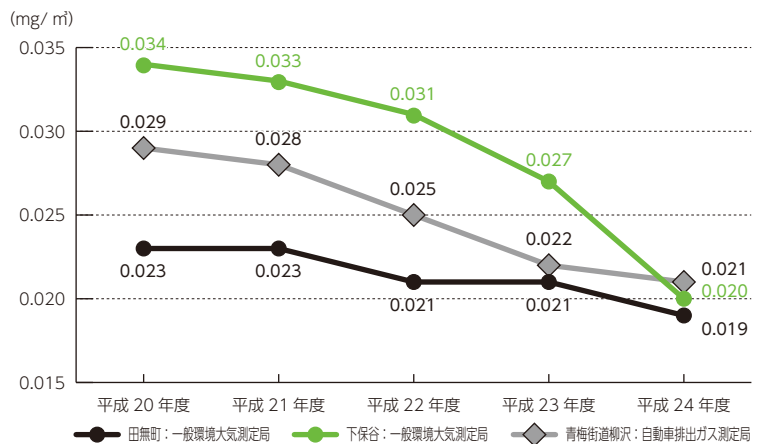
- ◆ 公害原因物質の対策
- ◆ 低公害車^(※3)、電気自動車などの普及促進
- ◆ 市民、事業者、行政の環境意識啓発

関連する個別計画

- 環境基本計画

データ

大気中の浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果 (年平均値)



成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「公害対策など生活環境の維持」の取組に対する市民満足度	24.8%	30.0%	35.0%
指標2 公害の苦情受付件数	79件	55件	40件

自然や市民の生活を守るために、市が行っている「公害対策など生活環境の維持」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

大気汚染や河川の水質についての定期的な調査や早期対策を講じることで市民生活の安心を高めることで、公害に関する苦情受付件数を減らします。



課題解決に向けた視点

環2-3-1

大気汚染などの公害の防止に取り組みます

公害の防止には、継続的な調査による問題の早期発見と、公害原因物質の対策及び市民の意識啓発が必要です。特に大気汚染については、市内における監視にとどまらず、市域を越えた広域的な対策や防止のための取組も必要です。

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などを防ぎ、自然や市民生活を守るために、大気、水質、地下水、騒音、震動などの調査やモニタリングなどを実施するとともに、放射性物質^(※4)やPM2.5^(※5)などの広域的な問題への対策のために、国や東京都、近隣自治体などと連携して対応していきます。

また、大気汚染防止対策のひとつとして、車の排気ガスの削減を進めるため、低公害車や電気自動車などの普及啓発に努めます。

環境監視などについては市民活動団体と連携するなど、市民との協働による公害のない環境づくりを進めるとともに、市民、事業者、行政の環境意識の啓発に努めます。



電気自動車



モニタリング調査(環境測定)

用語解説

※1 公害原因物質

公害の原因のうち、大気、水質、土壌の汚染及び悪臭の原因となる物質のこと。特に、大気汚染の原因物質としては、大気汚染防止法によって、ばい煙、粉じん、自動車排出ガス及び特定物質が指定されている。

※2 モニタリング

監視・追跡のために、継続して同じ手法で行う観測や調査のこと。

※3 低公害車

大気汚染物質(窒素酸化物、一酸化炭素、二酸化炭素など)の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のこと。西東京市では、平成25年度で田無庁舎の全公用車が低公害車となっている。

※4 放射性物質

物質を透過する力のある放射線(アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線など)を出す能力を持った物質のことで、ウラン、プルトニウム、ストロンチウム、セシウムなどがある。

※5 PM2.5

空気中に浮かんでいる粒子のうち、粒径2.5μm(マイクロメートル。2.5mmの1000分の1)以下の粒子をいい、その大きさが人間の肺の奥にまで到達しやすいとされている。



環 2 4 地球温暖化対策の推進

施策目標

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーを導入・活用し、低炭素型のまちをめざします。

現状と課題

石油などのエネルギー消費により発生する温室効果ガス^(※1)などに起因して、世界的に地球温暖化が深刻化し、異常気象や海面上昇などが多くみられるようになりました。国や東京都では地球温暖化対策を進めており、各自治体にも自主的な取組が求められています。

本市では、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、行政が協力して、省資源・省エネルギー^(※2)の促進や太陽光を中心とした再生可能エネルギーの普及に取り組んできました。

今後も、市民、事業者と協力し、地域として地球温暖化対策を進めていくことが課題であり、市民、事業者に対し、地球温暖化対策への理解を促進するために、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入を求める人への情報提供や環境づくりを行う必要があります。

また、行政がモデルケースとなるよう、率先して地球温暖化対策に取り組むことも必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組の促進
- ◆エコプラザ西東京を活用した地球温暖化対策の推進

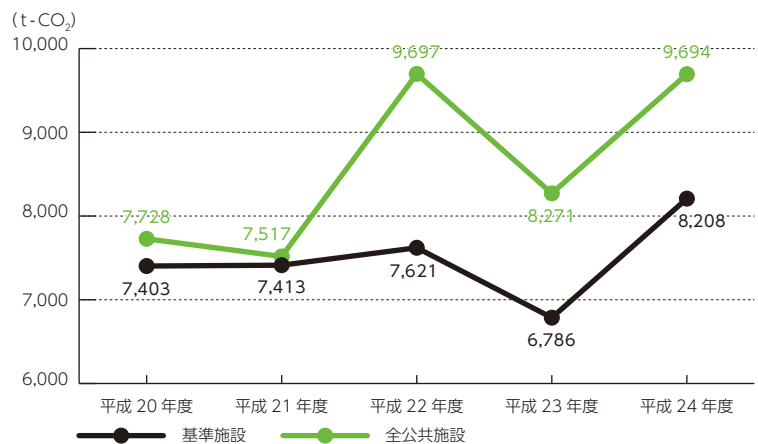
📄 関連する個別計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策地域推進計画
- 地球温暖化対策実行計画

📊 成果指標

📊 データ

■ 市の事務事業による二酸化炭素排出量の推移



指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「再生可能エネルギー、省資源・省エネルギーなど地域温暖化対策の推進」の取組に対する市民満足度	14.8%	20.0%	25.0%

地球温暖化は異常気象を誘発するなど、世界的な問題となっています。地球温暖化を防止するため、市が行っている「再生可能エネルギー、省資源・省エネルギーなど地域温暖化対策の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 市内の温室効果ガス排出量	521千t-CO ₂ (平成22年度実績)	385.1千t-CO ₂	385.1千t-CO ₂
------------------	-------------------------------------	-------------------------	-------------------------

石油などのエネルギー消費で発生する温室効果ガスは地球温暖化の原因の一つといわれており、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の抑制は重要です。地球温暖化を防止するため、市内から発生する温室効果ガス排出量を減らすことを目標とします。

指標3 公共施設・公用車から排出される温室効果ガス ^(※2) の総排出量	9,694 t-CO ₂	9,600 t-CO ₂	9,600 t-CO ₂
---	-------------------------	-------------------------	-------------------------

地球温暖化対策として公共施設から排出される温室効果ガスの削減は重要です。第二次西東京市地球温暖化対策実行計画では、平成32年度の基準排出量から4%削減する10,705t-CO₂を目標としています。この目標は現状で達成していますが、今後もこの水準を維持できるように、公共施設・公用車から排出される温室効果ガスの総排出量を指標として目標管理します。



課題解決に向けた視点

環2-4-1

公共施設から排出される温室効果ガスを削減します

これまで市職員の環境配慮行動や事務事業において排出される温室効果ガスの抑制のための対策に率先して取り組んできました。

今後も、市内の公共施設から排出される温室効果ガスの削減を積極的に進めるとともに、エコプラザ西東京を中心に市民が訪れる施設などにおいて、環境負荷低減への取組や効果をわかりやすく伝え、市民や事業者の自然エネルギーに対する理解や利用促進を図ります。



太陽光パネル(保谷南分庁舎)

環2-4-2

市内から排出される温室効果ガスを削減します

地球温暖化を防止するため、市民、事業者、行政それぞれが対策に取り組む必要があります。

エコプラザ西東京を活用した情報の共有・活用を推進して地球温暖化対策に対する市民の理解を深めるとともに、情報ネットワークの構築に取り組みます。

市内から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組みます。

また、街路灯のLED^(※3)化など、効果検証を踏まえつつ新たな取組についても検討します。

近隣自治体との連携などにより、広域的な取組を検討することで地球温暖化対策の効果を高めます。

環
2

持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

用語解説

- ※1 温室効果ガス
二酸化炭素やメタンなど、大気圏にあって地表からの赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらすガスのことで、地球温暖化の一因とみなされている。
- ※2 省資源・省エネルギー
電気、ガス、水道や燃料などの使用量を抑制し、又は環境に配慮した製品の購入(グリーン購入)に努めることにより、資源・エネルギー消費の無駄を省くこと。

- ※3 LED
Light Emitting Diodeの略で発光ダイオードともいう。低消費電力、長寿命、小型であるため、各種の照明機器に利用されており、最近では家庭内の蛍光灯や電球の代わりとしても利用されている。



安全で快適に暮らすまちづくり

安

安-1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

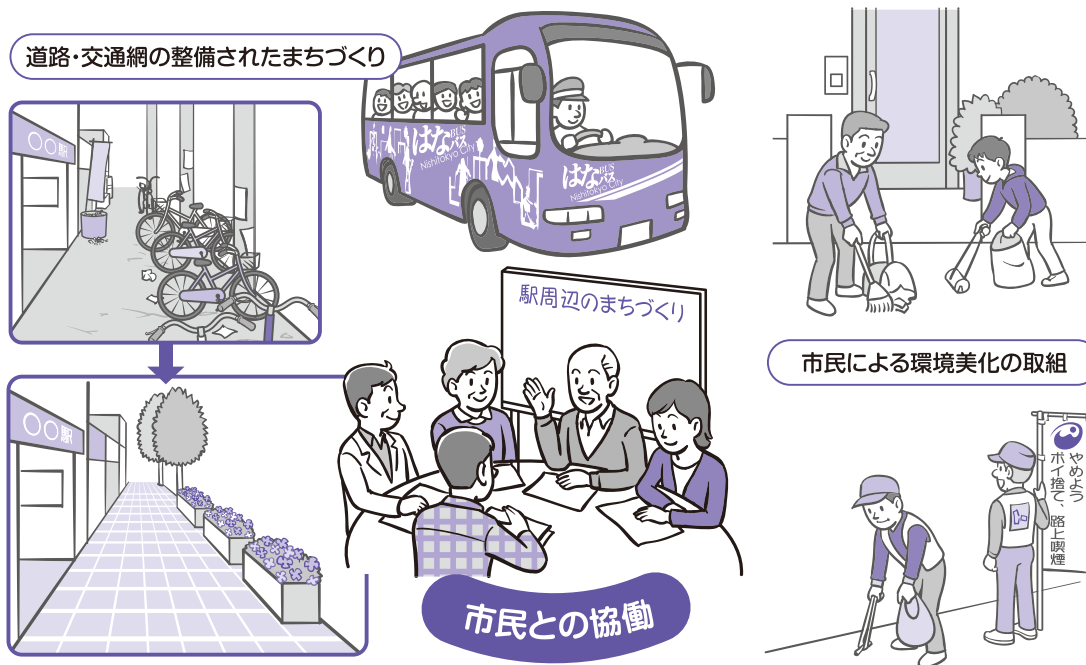
安-2 安全なまちづくりと暮らしのために

安-1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

市民との協働で進めること

- ◇愛着のあるまちなみづくり
- ◇住みやすい住環境づくり
- ◇環境美化の取組

- ◇安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色あるまちづくり



安-1-1 住みやすい住環境の整備

- 安1-1-1 住みやすい住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します
- 安1-1-2 だれもが利用しやすいまちづくりを進めます
- 安1-1-3 駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

安-1-2 道路・交通網の整備

- 安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます
- 安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります
- 安1-2-3 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりに取り組みます

安 1 1 住みやすい住環境の整備

施策目標

市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを進め、住みやすい魅力ある住環境をつくりまします。

現状と課題

快適に暮らせる住みやすい住環境であるためには、地域と調和のとれたまちなみと子どもや若者、高齢者など、だれにとっても利用しやすいまちであることが重要です。

本市は、市民意識調査においても、都心に近いため利便性が高く、みどりが比較的豊かで住み心地のよいまちであると認識されていますが、近年は住宅開発が進展し都市化が進む一方で、農地などのみどりが減少しています。こうした中で、地域の環境と調和のとれた都市開発の誘導及び景観の整備、地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみの整備などが求められています。

今後は、高齢化社会の進展に対応したユニバーサルデザインの導入やバリアフリー^(※1)化をさらに進めるとともに、老朽化した都市基盤への対応が課題となっています。

また、駅周辺などにおいては特徴ある美しいまちなみづくりや人にやさしい安全なまちづくりを、市民、事業者、行政が協働で進める必要があります。

施策推進のためのキーワード

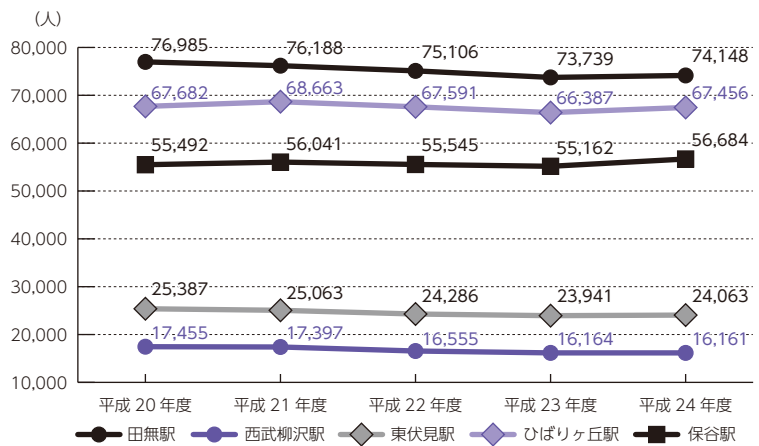
- ◆地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみづくり
- ◆老朽化した施設の計画的な更新
- ◆ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進

関連する個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 住宅マスタープラン
- 人にやさしいまちづくり推進計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 公共下水道プラン

データ

市内駅の1日平均乗降客数



成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「まちなみや景観の整備など住みやすい住環境の整備」の取組に対する市民満足度	24.4%	28.0%	30.0%

快適に暮らせる住みやすい住環境を形成するために、市が行っている「まちなみや景観の整備など住みやすい住環境の整備」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 地区計画決定数(累積)	4地区	11地区	12地区
-----------------	-----	------	------

住みやすい住環境や美しいまちなみづくりを地域の特性に合わせて進めるためのまちづくりの一つの手法である地区計画の決定地区数を目標とします。



課題解決に向けた視点

安1-1-1

住みやすい住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します

都市開発の進展などにより、みどりの減少が進む中、魅力ある住環境の形成を進めるには、地域と調和のとれた開発誘導や景観づくり、愛着のある美しいまちなみの整備などを進める必要があります。

適正な建築基準行政^(※2)の推進と景観づくりのルール化などの魅力ある住環境の整備に向けたしくみづくりを進めるとともに、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かした愛着のあるまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の創造などに取り組めます。

また、市民と協働した環境美化の取組についての検討を進めます。

安1-1-2

だれもが利用しやすいまちづくりを進めます

高齢化が進む中、だれにもやさしい安全なまちが求められています。

だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、外出時の移動や施設などの利用において、バリアフリー化による空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。

また、老朽化が進む都市基盤に関しては、計画的な更新や長寿命化対策についての検討を行います。

安1-1-3

駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

市内には5つの駅があります。駅周辺は、まちの玄関口であるとともに、まちの顔となっています。また、市内の各地域は、駅を中心として、それぞれの特性を持っています。

そのため、まちの顔に相応しい駅周辺の整備や、地域の特色を活かしたまちづくりを進めることが必要です。

権利者や事業者、商業者などと連携し、市民の意見も取り入れながら、安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色のあるまちづくりを進めます。



保谷駅南口

安
1

快適で魅力的な都市空間で暮らすために

用語解説

※1 バリアフリー

障害者や高齢者などの社会的弱者が、社会生活を営む上で支障となる物理的障害や精神的障壁を取り除くための対策、もしくは障害を取り除いた事物及び状態のこと。

※2 建築基準行政

建築基準法に定める建築主事が行う建築確認行政や各種法令の規定に基づき特定行政庁（建築主事を置く行政庁をいう。）が行う許認可行政のこと。



安 12 道路・交通網の整備

施策目標

だれもが日常生活で利便性、安全性、快適性を享受できる総合的な道路・交通環境づくりを進めます。

現状と課題

本市では、道路整備の遅れを指摘する声が多く、市民意識調査（平成24年9月）においても、「安全で歩きやすい道路環境」の重要度が高くなっています。市ではこれまで都市計画道路などの道路整備を進めてきましたが、未だ整備水準は低い状況にあります。

安全で利便性の高い道路や交通機関の存在は、魅力的な都市であるための条件のひとつです。

今後は、安全で快適な道路・交通環境を確保するため、計画的に道路ネットワークの形成を行うとともに、交通管理者^(※1)と連携した交通対策による安全で快適な道路の整備や自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境への取組が求められています。さらに、市民のニーズに応じた「はなバス」の運行に取り組むとともに、交通事業者、NPOなどの多様な主体と連携し、バリアフリー化、交通結節点^(※2)の利便性の向上、ユニバーサルデザインの配慮など、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

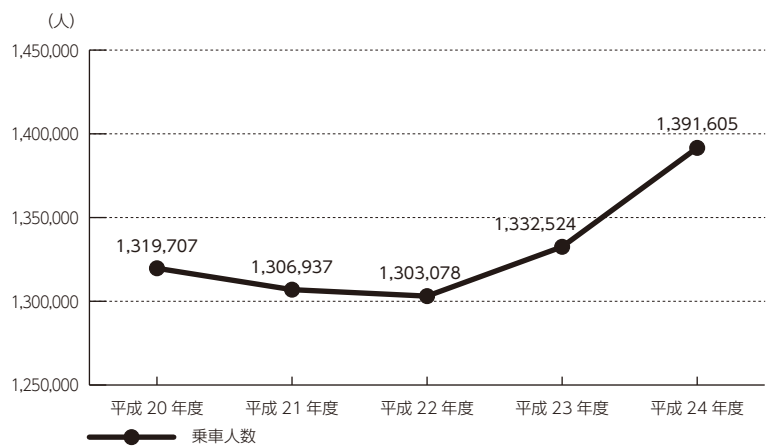
- ◆安全で利便性の高い道路網の構築
- ◆自転車と歩行者、車が共存する道路環境への対応

📄 関連する個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 道路整備計画
- 交通計画
- 交通安全計画

📊 データ

■ コミュニティバス「はなバス」乗車人数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「円滑な車両交通のための道路・交通網の整備」の取組に対する市民満足度	26.7%	31.0%	35.0%

市民が安全で快適に移動できるように、市が行う「円滑な車両交通のための道路・交通網の整備」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 市内の都市計画道路整備率	34.9%	46.0%	計画に基づき整備促進
------------------	-------	-------	------------

安全で快適な道路交通環境を充実させるうえで、都市計画道路の整備は重要です。市内の都市計画道路整備率を高めることを目標とします。



課題解決に向けた視点

安1-2-1

体系的な道路網の整備を進めます

安全で快適な移動を支える道路交通環境の充実
は、魅力的な都市の条件でもあります。

幹線道路^(※3)などの整備により、市民の利便性
の向上や通過交通の抑制、防災性の向上を図ると
ともに、狭い生活道路の計画的な整備を進め
ます。

また、歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の広幅
員化などの調査・研究及び計画的な整備に努め
ます。

安1-2-2

体系的な交通網の整備を図ります

高齢化や環境に配慮した安全・安心な交通体系
の実現をめざすには、市民ニーズに対応し、交通弱
者^(※4)にやさしい公共交通の充実が必要です。

人と環境にやさしく、利用しやすい交通網の整備
を図るとともに、公共交通空白地域の解消を目指し
て、市民ニーズや公共施設へのアクセスに対応した
効率的な「はなバス」の運行に努めます。

また、危険な踏切の解消などのため、鉄道連続
立体交差化に向けた調査・検討を進めます。



安1-2-3

歩行者、自転車、車が共存するまちづくりに取り組
みます

環境にやさしいことや近年の健康志向の高まり、
体力づくりや気分転換などの理由から、自転車利
用者が増えています。

一方では利用時のマナーや安全確保が問題と
なっています。

交通事故などの防止のため、歩行者、自転車、車
が共存することのできるまちづくりを進め、道路上
の安全性の向上に努めます。



西東京都市計画道路3・2・6号線

安
1

快適で魅力的な都市空間で暮らすために

用語解説

※1 交通管理者

交通規制、運転免許、交通情報などを担う都道府県警察部署

※2 交通結節点

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡す
る乗り換え・乗り継ぎ施設で、具体的には、鉄道駅、バスターミ
ナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などを
いう。

※3 幹線道路

地域の道路網において骨格的な位置づけの広幅員・高規格の
道路で、都市間をつなぐ「広域幹線道路」やそれに次ぐ「一般
幹線道路」がある。

※4 交通弱者

運転免許や自家用車を持たないために、移動手段がもっぱら公
共交通に限られる障害者、高齢者、子どもなどをいう。



安-2 安全なまちづくりと暮らしのために

市民との協働で進めること

- ◇自助・共助・公助の認識に基づく防災対策
- ◇地域が一体となった災害時の対応やノウハウの共有化
- ◇災害時の訓練や協力体制のための取組
- ◇災害時要援護者（要配慮者）への支援のしくみづくり
- ◇民間の建築物における耐震化の強化
- ◇安全確保のためのパトロールの推進
- ◇交通安全の取組の強化と意識啓発



安-2-1 災害に強いまちづくり

- 安2-1-1 防災基盤の整備を進めます
- 安2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます
- 安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります
- 安2-1-4 耐震化対策を促進します

安-2-2 防犯・交通安全の推進

- 安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります
- 安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

安-2-3 危機管理体制の整備

- 安2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

安 2 1 災害に強いまちづくり

施策目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成24年9月）においても、「防犯・防災などの生活安全対策」は重要度が高い施策となっています。

本市では、平成19年度に危機管理室を設置するとともに、地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。一方、市内には耐震化されていない施設や建築物が現在も残っています。また、近年は、集中豪雨による都市型水害も起こっています。

今後も、防災基盤^(※1)整備や耐震化対策、雨水溢水対策などを引き続き進めていくことが求められています。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力^(※2)を強化していくことが必要です。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、災害時要援護者（要配慮者）^(※3)への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

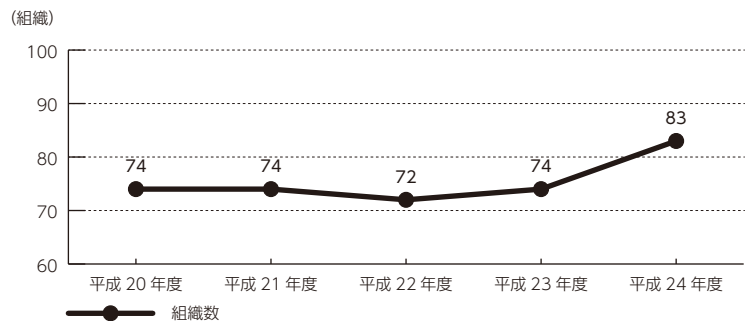
- ◆耐震化の促進
- ◆雨水溢水対策事業の推進
- ◆自助・共助・公助による防災対策

📄 関連する個別計画

- 地域防災計画
- 耐震改修促進計画
- 公共下水道プラン
- 下水道総合地震対策計画
- 市立小学校災害時対応マニュアル
- 避難施設管理運営マニュアル
- 災害時要援護者避難支援プラン全体計画

📊 データ

■ 防災市民組織数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度	15.4%	20.0%	25.0%

市民の生命や財産を守るために、市が行う「災害に強いまちづくり」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 防災市民組織の数	83団体	120団体	150団体
--------------	------	-------	-------

地域における防災活動において、市民が参加する防災市民組織の果たす役割は重要です。自助・共助の意識をもった地域での防災市民組織の数を増やすことを目標とします。

指標3 総合防災訓練等への参加者延べ人数（年間）	3,500人	6,000人	10,000人
--------------------------	--------	--------	---------

市民及び事業者が総合防災訓練や避難施設開設訓練等に参加することは、防災意識や地域防災力の向上につながりとても重要です。総合防災訓練や防災講話等への参加者を増やすことを目標にします。



課題解決に向けた視点

安2-1-1

防災基盤の整備を進めます

防災・減災^(※4)には、市民が主体となった地域防災体制や地域の消防団活動が重要です。

地域における市民一人ひとりの自助・共助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線^(※5)などの充実を進めます。

また、災害時における市民生活の安定確保のため、食料や生活必需品などの充実を図るとともに、学校などで子ども預かり時の安全確保や保護者との連絡体制、緊急情報の連絡体制や効果的な提供手段についても調査・研究を進めます。

安2-1-2

災害時の協力体制の確保に努めます

災害時における市民との協力体制を構築・強化するには、地域で活動している団体などを含めた地域と行政とが一体となった災害時の対応・ノウハウの共有化が必要です。

また、東京都や近隣自治体などとも連携した広域的な対応が求められています。

地域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制の構築に向けた取組を行うとともに、子どもや女性、高齢者や障害者などの視点も取り入れた対策や災害時要援護者（要配慮者）への支援のしくみづくりに努めます。

また、東日本大震災から学んだ防災対策・帰宅困難者^(※6)対策などの検討を進め、自助・共助・公助による防災対策を進めます。

安2-1-3

雨水溢水対策の充実を図ります

増加している集中豪雨による都市型水害への対策が必要となっています。

水害を防ぐため、雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図るとともに、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設^(※7)などの整備を促進します。

安2-1-4

耐震化対策を促進します

防災都市基盤の強化には、公共施設や緊急輸送道路^(※8)沿道の建築物などの耐震化により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

耐震化対策には、公共施設の耐震化を進めるとともに民間の建築物に対する耐震診断・耐震改修などの相談体制の強化及び支援を進めます。



用語解説

※1 防災基盤

災害などに強いまちづくりを推進する上で重要な防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、防火水槽、拠点避難地、防災情報通信施設などの諸施設のこと。

※2 地域防災力

災害発生に備えた事前の避難訓練や物品備蓄によって、災害発生時における適切な避難や対処を実現し、被害を軽減・防止する地域の災害対応能力

※3 災害時要援護者（要配慮者）

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人などの何らかの援助を必要とする者

※4 減災

災害時において発生する被害を想定した上で、被害を低減させる取組のこと。

※5 防災行政無線

非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として整備している無線システム

※6 帰宅困難者

勤務先や外出先などで地震などの自然災害に遭遇した際に、自宅への帰還が困難になった人のこと。

※7 貯留・浸透施設

雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させるなどして、河川への雨水流出量を抑制する施設で、公園や駐車場などの地表面に貯留する方式と、建物の地下に貯留する方式がある。

※8 緊急輸送道路

地震発生直後から必要となる緊急輸送を円滑に行うために、都道府県知事が指定する防災拠点を相互に連絡する高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路のこと。



安 22 防犯・交通安全の推進

施策目標

だれもが安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。

現状と課題

安全・安心して暮らせる住みやすいまちであるためには、犯罪や交通事故などが少ないことも重要な要件です。

本市では、平成16年3月の犯罪のない安全なまちづくり条例の制定により、警察署、防犯協会などとの連携が密になり、防犯活動団体^(※1)も組織され、市民生活の安全は強化されてきました。

一方で、自治会・町内会が減少し、地域の安全を守る上での課題となっています。また、交通安全については、市内での交通事故発生件数、死傷者数はともに減少していますが、児童などが登下校時に交通事故に巻き込まれるケースもみられます。

今後は、地域の防犯や安全・安心を確保するために、地域をよく知る自治会・町内会などの地域コミュニティや防犯活動団体による防犯体制、市民、地域、学校、警察、行政が連携した情報連絡体制の整備の強化など、地域に密着した防犯・交通安全の取組が不可欠です。

また、社会問題化している振り込め詐欺などの被害防止については、関係部署や関係団体と連携した、全市的な被害防止対策の検討が必要です。

施策推進のためのキーワード

- ◆防犯活動団体への支援
- ◆市民、学校、警察、行政が連携した防犯、交通安全への取組の強化
- ◆振り込め詐欺などの対策

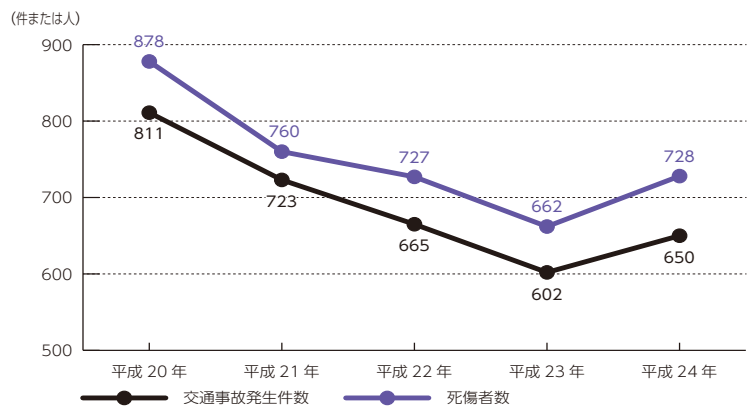
関連する個別計画

- 地域防災計画
- 交通安全計画

成果指標

データ

■ 交通事故発生件数及び死傷者数の推移（西東京市内）



指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「子どもの見守り活動など防犯・交通安全の推進」の取組に対する市民満足度	21.9%	25.0%	30.0%

子どもたちが安心して暮らせる安全なまちづくりを進めるため、市が行っている「子どもの見守り活動など防犯・交通安全の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 刑法犯の発生件数(西東京市)	2,232件	削減	削減
--------------------	--------	----	----

地域の防犯対策の効果を知るうえで、刑法犯の発生件数の把握は重要です。このため、市民や関係機関と連携して防犯活動を強化し、刑法犯の発生件数を減らしていきます。(実績値は1月1日～12月31日のデータ)

指標3 交通事故発生件数(西東京市内)	650件	削減	削減
---------------------	------	----	----

市民と連携した交通安全対策の効果を知るうえで、交通事故発生件数の把握は重要です。そのため、交通安全施設^(※2)の整備や市民や関係機関と連携して交通安全の取組を強化し、交通事故発生件数を減らしていきます。(実績値は1月1日～12月31日のデータ)



課題解決に向けた視点

安2-2-1

市民と連携して防犯体制の強化を図ります

安全・安心な市民生活を支えるには、防犯対策と交通安全対策の取組の強化が必要です。

地域の防犯体制を強化するため、自治会・町内会や関係機関と連携し、防犯活動団体などへの支援を進めるとともに、安全確保のためのパトロールの実施などを進めます。

また、街頭の防犯カメラの設置に関する対応についても検討します。

さらに、被害が増加している振り込め詐欺などの被害防止のため、警察や防犯活動団体との連携を強化します。



安2-2-2

市民と連携して交通安全の推進を図ります

交通弱者の子どもや高齢者の交通安全対策を強化する必要があります。

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を強化するとともに、市民の意識啓発に取り組みます。

また、交通安全施設の整備、子どもの通学時の安全確保のための取組を進めます。



防犯パトロール

用語解説

※1 防犯活動団体

地域住民による自発的な防犯活動を行う団体で、登下校時の児童・生徒の見守り、夜間パトロール、防犯のぼりや安心安全ステッカーの制作、防犯マップの作成などを行っている。

※2 交通安全施設

道路における交通の安全を確保するために必要な施設で、具体的には、信号機、道路標識、横断歩道、分離帯、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などをいう。



安 23 危機管理体制の整備

施策目標

非常時における市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちをめざします。

現状と課題

地震災害や感染症など、生活に多大な影響を及ぼしかねない不測の事態が発生しています。特に東日本大震災では、地震と津波の被害にとどまらず、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散やライフライン^(※1)の混乱、首都圏における公共交通機関の運行停止や帰宅困難者の発生、さらに電力需給の逼迫に伴う計画停電など、これまで想定していなかった事態が多く発生しました。

本市では、これまで、地域防災計画の策定や住民に対する災害情報の提供手段として防災行政無線の整備や国の「全国瞬時警報システム（J-ALERT）^(※2)」への接続などを進めてきました。

今後は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関係機関や生活関連施設などを含めた、災害などに対する全市・全庁的な危機管理体制の構築を推進していく必要があります。

また、非常時に適切な行動が速やかにできるような取組や非常時における情報提供手段の活用についても検討が必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

◆全市・全庁的な危機管理体制の強化

📄 関連する個別計画

- 地域防災計画
- 事業継続計画（BCP）^(※3)

📊 データ

■ 市の防災業務組織体系

本部長室	市長、副市長、教育長、災害対策本部長
危機管理班	危機管理室
支援対策チーム	企画部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
被災市民対策チーム	市民部、福祉部、子育て支援部、生活文化スポーツ部、教育部
まち対策チーム	みどり環境部、都市整備部

📈 成果指標

指標名		平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1	「市の危機管理体制の整備」の取組に対する市民満足度	10.8%	15.0%	20.0%

災害などの危機から市民を守るために、市が行っている「市の危機管理体制の整備」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。



課題解決に向けた視点

安2-3-1

危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

災害などの危機から市民の生命や身体及び財産を守るには、市民、団体、事業者、行政が一体となり、危機管理^(※4)に取り組む必要があります。

全市・全庁的な危機管理体制の強化をめざし、地域防災計画の周知と定期的な見直し、危機管理マニュアルと業務継続計画 (BCP) の適切な運用などを進めるとともに、市民や事業者、市職員の危機管理意識と能力を高めるための教育や訓練、啓発などに取り組みます。

市民への緊急情報の提供に関しては、新しい効果的な情報提供手段についても調査・研究を進めます。



訓練風景 (総合防災訓練)



訓練風景 (合同テロ対応訓練)

安
2

安全なまちづくりと暮らしのために

用語解説

※1 ライフライン

電気、ガス、上下水道、通信、交通などの社会的基盤として生活に欠くことのできない根幹的な施設のこと。

※2 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を通して、住民に緊急情報を伝達するシステム

※3 事業継続計画 (BCP)

大規模な事故や災害や感染症などが発生した場合に、事業を継続して実施できるよう、組織の復旧力や対応力を構築するための手順や情報を文書化した計画

※4 危機管理

大災害や大事故などが発生した際に受ける被害を減らすため、生じた危機を早期に把握・対応し問題解決を図ること。



活力と魅力あるまちづくり

活

活-1

まちの産業が活力を発揮し
活躍するために

活-2

地域性を活かして人が集う
魅力的なまちになるために

活 - 1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために

市民との協働で進めること

- ◇ 商業者・商店街と市民、農家などが連携した取組
- ◇ 地域資源などの活用



活-1-1 産業の振興

- 活1-1-1 農業経営を促進し、都市農業の魅力向上に努めます
- 活1-1-2 農にふれる機会を提供し、農地の保全に取り組みます
- 活1-1-3 多様な商工業の振興を進めます
- 活1-1-4 地域労働環境の向上に努めます

活-1-2 新産業の育成

- 活1-2-1 起業・創業に対する支援や環境整備を進めます
- 活1-2-2 産学公連携の取組を進めます

活 1 1 産業の振興

施策目標

市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。

現状と課題

日本の産業において農業の占める比率は年々減少する傾向にあり、商店街機能の低下も共通してみられる現象です。

本市では、後継者不足や農地の相続に関する税制などの影響で、農家数や農地（生産緑地）面積は年々減少の傾向にあります。また、商業では、商店の廃業などによる空き店舗がみられる一方、工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所などが減少しています。

今後、農業においては、持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、めぐみちゃんメニュー事業の推進や農地の多面的な機能の活用等の検討、農家と市民との交流促進など地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。

商工業については、個々の商工業者の経営の維持・発展につながるよう経営診断や相談機能の充実を図るほか、イベントなどの開催や、空き店舗の活用などを通して商店街の振興のために、市民、事業者、商工会などとの連携をより一層進めていく必要があります。

また、市内の中小企業に対しては、引き続き支援を行うとともに、市民、事業者、行政の連携により地域雇用を促進することも必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆ 農を通じた農業者と市民の相互理解
- ◆ 市内産農産物の付加価値の向上
- ◆ 農商工が連携した地域経済の展開
- ◆ 関係機関との連携による商工業の振興

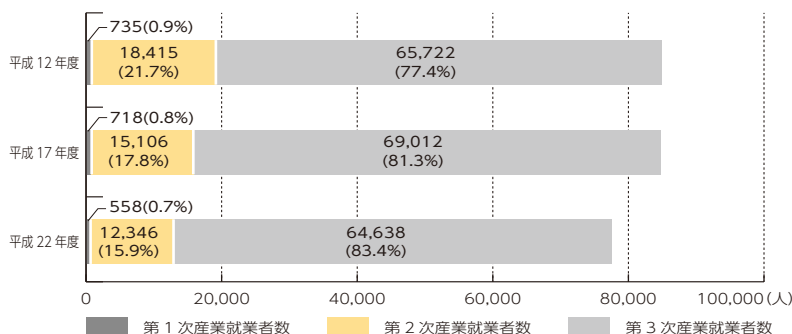
📄 関連する個別計画

- 産業振興マスタープラン
- 農業振興計画

📊 成果指標

📊 データ

■ 産業別就業者数及び構成比の推移



指標名

平成24年度実績値

平成30年度目標値

平成35年度目標値

指標1	「産業の振興」の取組に対する市民満足度	13.4%	16.0%	20.0%
-----	---------------------	-------	-------	-------

市内の産業を活性化するために、市が行っている「産業の振興」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2	市内における農業産出額（農家1戸あたり平均）	3,841千円 (22年度実績値)	4,033千円	4,235千円
-----	------------------------	----------------------	---------	---------

農業経営の促進や都市農業の魅力向上の取組の効果を知るうえで、農業産出額の把握は重要です。市内における農家1戸当たりの平均農業産出額を増やすことを目標とします。

指標3	市内の企業等との連携による取組数	2件	2件	2件
-----	------------------	----	----	----

多様な商工業の振興を図る上で企業等との連携による取組は重要です。このため、市内の企業等との連携による年間の取組数（連携した事業数）を目標とします。



課題解決に向けた視点

活1-1-1

農業経営を促進し、都市農業の魅力向上に努めます

近年、都市部での農業経営には、さまざまな課題があり、維持することがむずかしい状況となっています。

持続可能な農業経営の環境を整えるため、市内産農産物の付加価値を高める取組などを推進するとともに、農業者に対する農業経営の支援とあわせて、JAや農業生産団体との連携を進めます。

さらに、身近にある直売所の情報提供や西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」^(※)を活用した生産・加工流通体制の構築を通じて、市民が市内産農産物の魅力にふれる機会を増やす取組を行います。

また、地域の農業に関する情報提供を進め、魅力の発信とあわせて、農業者と市民との相互理解を深めることで農業が経営しやすい環境を整えます。

活1-1-2

農にふれる機会を提供し、農地の保全に取り組みます

農地の保全を図るため市民の理解と協力を得るには、都市と農業が共生するまちづくり事業などの取組を有効活用することが必要です。

各種農業体験や市内産農産物を購入する機会の提供により、市民が農業・農地とふれあい、都市農業への理解を深める事業を進めます。

また、農業経営に係る各種支援策、市民を対象とした担い手の育成、学校給食などにおける市内産農産物の利用促進などにより、持続可能な農業経営による農地の保全に取り組みます。

活1-1-3

多様な商工業の振興を進めます

地域経済の活性化には、商工業の振興が必要です。

活気にあふれた魅力ある商店や商店街が増えることで多くの人が行き交うにぎわいのあるまちをつくり出すことができます。

地域の特色を活かした戦略的な商業振興などに取り組むとともに、次世代商工業者の育成と入りたくなる店づくりへの支援や、商工業者を含めた、商店街と市民・農家などと連携した取組を推進します。

また、中小企業などの経営の安定化を図るため、関係機関との連携による商工業振興を進めます。

活1-1-4

地域労働環境の向上に努めます

地域労働環境の向上のためには、市民の就業機会の提供や地域内の事業所の労働環境の改善が必要です。

公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した就業支援や労働環境改善のための取組を進めます。



農のアカデミー事業（収穫）

活
1

まちの産業が活力を發揮し活躍するために

用語解説

※ 西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」
「農家と市民が育てる豊かな農業 西東京」をテーマに、一般公募により誕生した、市内で生産された農産物のイメージキャラクター



活 12 新産業の育成

施策目標

起業・創業に対する支援を行い、新産業を育て、地域の活性化をめざします。

現状と課題

景気の低迷や経済のグローバル化による産業構造の変化は、本市の地域経済にも少なからず影響を及ぼしています。

商工業分野では、大規模工場の撤退や縮小、関連事業所の減少のほか、商店街における後継者や空き店舗の課題がある反面、市内では新たに創業する事業者もみられます。

このような状況の中で、西東京商工会が運営する西東京創業支援・経営革新相談センター^(※1)では、社会ニーズに対応したさまざまな支援を進めてきました。

また、本市が住宅都市であることを念頭に、住宅と共生が可能な産業として、ソフトなものづくり産業^(※2)についての調査・研究結果を踏まえて支援を行っていくことが必要です。

今後は、西東京商工会などを中心とした起業、創業の支援の取組やチャレンジショップ事業^(※3)、一店逸品事業^(※4)などの取組の成果をあげていくとともに、さらなる分野横断的な連携が必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

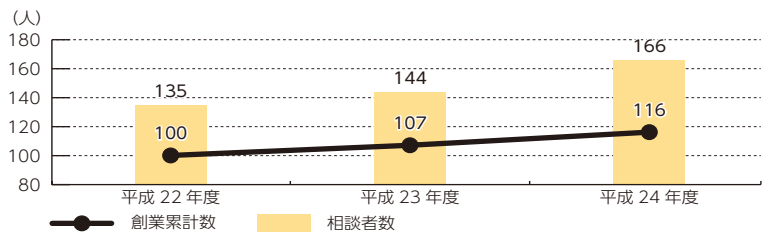
- ◆西東京商工会などを中心とした起業、創業のための支援
- ◆ソフトなものづくり産業への支援

📄 関連する個別計画

- 産業振興マスタープラン

📊 データ

■ 西東京創業支援・経営革新相談センターの利用推移



平成24年度相談件数内訳

相談件数	内 訳					
	経営	経理	融資	情報	創・開業	その他
202	18	4	82	0	95	3

※相談件数は、相談者が一度に複数の内容の相談を行うケースがあるため相談者数とは一致しません。
 ※「その他」：「法律」・「経営革新」

📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「新産業の育成や企業誘致の推進」の取組に対する市民満足度	6.5%	8.0%	10.0%

地域を活性化させるために、市が行っている「新産業の育成や企業誘致の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標2 創業支援事業により起業した件数	9件	15件	15件

新産業を育成するうえで、起業・創業を促す創業支援事業は重要です。起業・創業を促すための創業支援事業により起業した件数を増やすことを目標とします。

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標3 ソフトなものづくり産業事業所の数	248事業所	300事業所	350事業所

市が実施するソフトなものづくり産業の企業誘致や育成支援の効果を知るうえで、ソフトなものづくり産業事業所の立地・創業・集積が重要です。ソフトなものづくり産業事業所数を増やすことを目標とします。



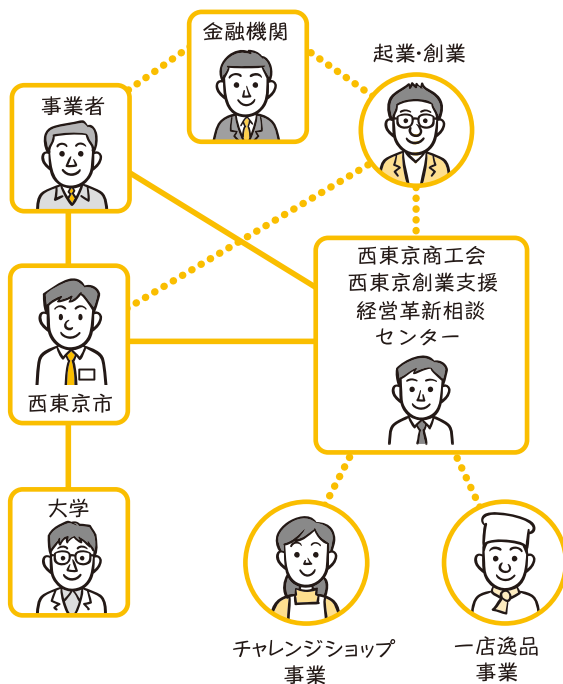
課題解決に向けた視点

活1-2-1

起業・創業に対する支援や環境整備を進めます

新産業の育成には、関係機関と連携した起業・創業しやすいしくみづくりが必要です。

起業・創業を促すため、西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて、創業に関する融資あっせん制度の案内のほか、相談・助言を行い、また、行政においてSOHO^(※5)への支援を通じて、ソフトなものづくり産業の活性化を図ります。



活1-2-2

産学公連携の取組を進めます

新産業の育成による地域の活性化には、市内の大学を活用した取組が効果的です。

そのため、市内の大学、事業者、行政の連携をさらに拡充させ、地域資源、知的資源、技術力の活用などを推進するとともに、産学公の連携促進のための調査・研究や異業種交流などに取り組みます。



西東京創業支援・経営革新相談センター

活1

まちの産業が活力を發揮し活躍するために

用語解説

※1 西東京創業支援・経営革新相談センター

平成14年に開設された西東京商工会が運営する機関で、創業・開業をめざしている人、創業・開業後間もない人、経営革新に取り組みたい人などを対象とした相談や講習会などを実施している。

※2 ソフトなものづくり産業

情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業など）、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、出版業など）、デザイン業、機械設計業に加え、西東京市においては、製造業のうち自社工場を持たない企業や研究開発中心型の企業なども対象に含めている。

※3 チャレンジショップ事業

商店街の賑わいの創出、活性化を図る目的のために、商店街の空き店舗スペースを活用して、創業希望者を支援する事業

※4 一店逸品事業

西東京商工会が実施している事業で、モノやサービスなど各店舗独自のこだわりの「逸品」を確立し、入りたくなるお店づくりを目指す事業

※5 SOHO

Small Office/Home Office の略で、外部とコンピューターネットワークで結んだ自宅や自宅近くの小事務所を仕事場とし、企業からのアウトソーシング業務などを請け負う事業形態又はその事業者をいう。



活-2

地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

市民との協働で進めること

- ◇ひと・もの・ことを活用した「西東京市の魅力（西東京ブランド）」の創出やまちの魅力の向上の推進
- ◇まちの魅力をアピールするための情報発信



活-2-1 まちの魅力の創造

- 活2-1-1 西東京市にある地域資源の利活用の検討を進めます
- 活2-1-2 水とみどりに親しみ、まち歩きを楽しめる環境整備を進めます

活 2 1 まちの魅力の創造

施策目標

自然や歴史、文化などの地域資源を活かし、まちの魅力を向上させるとともに、積極的な情報の発信に取り組みます。

現状と課題

活気あるまちであるためには、市外からも人を呼び込めるような魅力があるとともに、その魅力が十分にアピールされることが必要です。

本市は、5つの鉄道駅が存在し、都市計画道路の整備も進められるなど、交通の便がよく、都心に比べ比較的多いみどりが多く残されています。また、下野谷(したのや)遺跡など、歴史や文化などの地域資源も多くありますが、その魅力を十分にアピールできていないのが現状です。

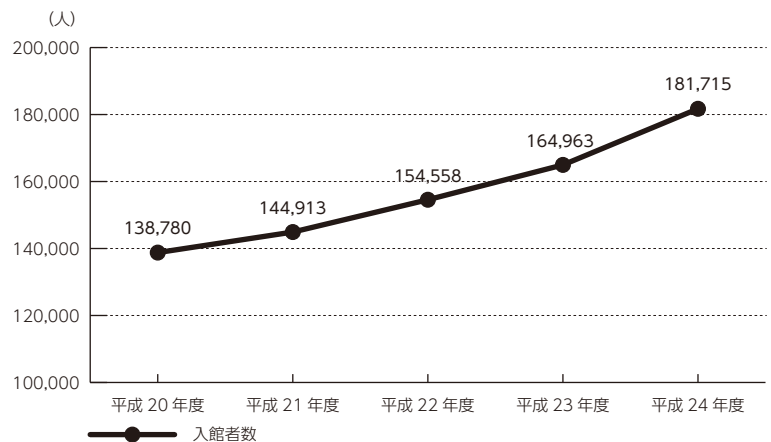
今後は、まちの魅力の向上をめざし、魅力ある景観づくりや、ひと・もの・ことを活用して「西東京ブランド^(※1)」の構築を進めるとともに、地域資源である東大生態調和農学機構、多摩六都科学館などの活用の検討やさまざまな情報媒体を利用した積極的な情報発信をする必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆西東京ブランドの構築
- ◆まちの魅力の情報発信力の強化
- ◆東大生態調和農学機構や多摩六都科学館を活用したまちづくり

📊 データ

■ 多摩六都科学館年間入館者数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「地域資源を活用したまちの魅力の創造」の取組に対する市民満足度	13.5%	19.0%	25.0%

西東京市の自然や歴史、文化などを活かして、市が行っている「地域資源を活用したまちの魅力の創造」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 みどりの散策路めぐりへの参加者数	380人	400人	400人
----------------------	------	------	------

水とみどりに親しみ、まち歩きを楽しむ取組である、みどりの散策路めぐりは、まちの魅力に気づく機会にもなります。多くの市民が参加し、その価値に気づくことで、市の内外にその魅力を発信することもでき、まちの魅力の創造にもつながります。



課題解決に向けた視点

活2-1-1

西東京市にある地域資源の利活用の検討を進めます

人が集う魅力あるまちをつくるためには、市内のさまざまな地域資源の活用、人が集まるきっかけづくり、まちのPRが必要です。

市民のもっている魅力（ひと）や自然環境、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などを有効に活用して、「西東京市の魅力（西東京ブランド）」を広く周知することで、まちの魅力向上につなげます。

特に、市内にある東大生態調和農学機構を活用した市民の交流やイベントの開催などの取組、多摩六都科学館を活用した児童・生徒の交流や科学をテーマとしたイベントの開催などの取組を進めます。

また、まちの魅力をアピールするため、ホームページやコミュニティラジオなどの情報手段を活用した市内外への積極的な情報発信に加え、新たにソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や携帯用アプリケーションを使ったまちの魅力向上のための取組を検討します。



多摩六都科学館

活2-1-2

水とみどりに親しみ、まち歩きを楽しめる環境整備を進めます

水とみどりに親しめる空間やまちを歩いて楽しめる環境は、まちの魅力を高めます。

市内の環境を活かしたまちづくりを進めることで、市外からも多くの人が集い、まちの活性化が図られます。

東伏見公園や石神井川の一体的な整備による新たな水とみどりの景観や既存の公園などの親水機能^{※2}を活用したまちづくりを進めます。

また、市内に点在する公園や歴史資源と散歩道などをネットワーク化させ、だれもがまち歩きを楽しむことのできる散策ルートをつくるなど、市民が心身両面において健康な生活をおくることのできるしくみを整えます。

さらに、このような地域の資源を活用した取組を市民と協働で進めることにより、新たな魅力を創出し、まちの活性化を図ります。



いこいの森公園

活2

地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

用語解説

※1 西東京ブランド

西東京市と他の地域との差別化を図り、地域価値を向上させるために、西東京市の自然・文化・歴史的な地域資源、特産品、地域活動などを活用してできあがる地域イメージの総体を指し、このブランドの確立により、西東京市への誘客や地域経済の活性化につながることが期待されている。

※2 親水機能

海や河川などの水辺を市民に開放し、遊び場に利用するなどの水に親しむ都市施設上の機能



資料編

策定經過

策定経過

1. 審議会

学識経験者と公募市民の計12人で構成され、市長の諮問により第2次基本構想・基本計画策定にかかる事項を検討・審議し、「西東京市第2次総合計画策定にあたっての基本方針」及び「西東京市第2次基本構想案・基本計画案」の答申を行います。

■審議会委員名簿（敬称略、あいうえお順）

選択区分	委員名	所属・役職
学識経験	大河内 一紀	西東京商工会 副会長
	小西 和信（副会長）	武蔵野大学 図書館長 文学部教授
	小林 和彦	東京大学大学院 農学生命科学研究科附属生態調和農学機構 機構長 （平成 25 年 3 月まで）
	嶋田 透 ※委員の交代（後任）	東京大学大学院 農学生命科学研究科附属生態調和農学機構 機構長 （平成 25 年 4 月から）
	蓮見 一夫	西東京市消防委員会 職務代理
	濱野 雅章	西東京市私立幼稚園連絡協議会 会長
	望月 利将	西東京市社会福祉協議会 事務局長 （平成 25 年 3 月まで）
	栗山 孝一 ※委員の交代（後任）	西東京市社会福祉協議会 事務局長 （平成 25 年 4 月から）
	山田 治徳	早稲田大学 政治経済学術院大学院 公共経営研究科 （行政学、公共政策学） 教授
	和田 清美（会長）	首都大学東京 都市教養学部 教授
市民公募	奥田 明子	
	坂口 利彦（副会長）	
	篠 通恵	
	横山 順一郎	

■平成23年度

	開催日	主な内容
第 1 回	平成23年9月20日	・委員委嘱 ・「西東京市第2次総合計画策定にあたっての基本方針」（諮問）
第 2 回	平成23年10月28日	・総合計画策定のイメージと審議会の役割について ・市民参加の手法について ・現行計画における施策（事業）状況点検調査実施について
第 3 回	平成23年11月25日	・企業・団体ヒアリングの調査実施について ・市の現況報告及び人口推計の中間報告
第 4 回	平成24年1月13日	・新たな市民参加の手法について ・基本方針策定における項目案について
第 5 回	平成24年2月10日	・基本方針について
第 6 回	平成24年3月17日	・基本方針について



■平成24年度

	開催日	主な内容
第7回	平成24年4月27日	・「西東京市第2次総合計画の策定のための基本方針」(答申) ・「基本構想案・基本計画案の策定について」(諮問) ・まちづくりシンポジウムについて
第8回	平成24年5月25日	・人口推計調査の結果報告 ・地域生活環境指標の調査報告 ・企業・団体ヒアリングの実施報告
第9回	平成24年9月1日	・まちづくりシンポジウムの実施報告 ・市民ワークショップ(第1回)の実施報告 ・子どもワークショップの実施報告 ・現行計画における施策(事業)状況点検調査の結果報告 ・西東京市基本構想案の検討
第10回	平成24年10月19日	・市民ワークショップ(第2回)の実施報告 ・平成24年度市民意識調査の結果報告(概要) ・西東京市基本構想案の検討
第11回	平成24年11月21日	・高校生ヒアリングの実施報告 ・地方自治法改正に伴う総合計画の取り扱いについて ・平成24年度施策評価の結果報告 ・市を取り巻く環境と今後のまちづくりの課題について ・基本構想「わたしたちの望み[基本理念]」について ・基本計画総論について ・まちづくりの方向及び施策の体系について
第12回	平成24年12月15日	・基本構想・基本計画(総論)について ・市を取り巻く環境と今後のまちづくりの課題について ・まちづくりの方向及び施策の体系について
第13回	平成25年2月23日	・基本計画(各論)(施策のポイント、施策推進の目標)について
第14回	平成25年3月23日	・基本構想・基本計画(総論・各論)について[中間のまとめ]

■平成25年度

	開催日	主な内容
第15回	平成25年4月20日	・基本構想・基本計画(総論・各論)について[中間のまとめ]
—	平成25年5月17日	・「西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」市長報告
第16回	平成25年7月5日	・基本構想・基本計画について ・市民説明会実施報告(市民意見のまとめ)について ・パブリックコメント実施報告(市民意見のまとめ)について
第17回	平成25年7月25日	・基本構想・基本計画について
第18回	平成25年8月6日	・「西東京市第2次基本構想・基本計画案」(答申)

2. 庁内検討委員会

課長級の職員によって構成され、事務局より審議会の検討・審議の進捗を報告し、庁内各課と内容の共有化を図る機会にするとともに、計画策定に関する事項について調査・検討し、その結果を第2次基本構想・基本計画案の策定に反映します。



■平成24年度

	開催日	主な内容
第1回	平成24年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討委員会の位置付けについて ・ これまでの計画策定の取り組み状況等について ・ 基本構想について ・ 作業部会の設置について
第2回	平成24年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定に向けたスケジュールについて ・ 基本構想について ・ 基本計画（総論）について
第3回	平成25年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画（各論）骨子について

■平成25年度

	開催日	主な内容
第4回	平成25年5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想・基本計画（総論・各論）について ・ 今後のスケジュール等について

3. 市民参加

第2次基本構想・基本計画の策定に向けて幅広い年代層の市民や団体、NPO、事業者等の意向を反映するため、さまざまな機会や手法を用いて意見の集約を行います。

■平成23年度

参加手法	実施日	実施場所	実施内容
企業・団体 ヒアリング	平成24年2月～3月	田無庁舎 保谷庁舎 訪問先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済活性化のための立案や地域活動への支援・連携等の検討を行うための基礎資料を得ることを目的として、市内に立地する主な民間事業所や団体・NPO・大学等を対象に、活動の領域・テーマ別にグループディスカッション等によるヒアリング調査を実施 ◇参加団体数 46 団体 ※ヒアリングシートのみ提出：7団体

■平成24年度

参加手法	実施日	実施場所	実施内容
市民意識調査	平成24年5月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査により、市政に対する市民全体の考え方、後期基本計画の進捗状況に対する評価等を把握するための調査を実施 ・ 住民基本台帳に登録された18歳以上の男女個人5,000人 ・ 有効回答数2,408票（有効回収率48.2%）
まちづくり シンポジウム	平成24年6月9日	西東京市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定に向けて広く関心をもってもらうため、シンポジウムを開催し、基調講演・市内団体による活動報告・意見交換会を実施 ・ 市報やホームページによる参加募集と、新たな市民参加手法として、無作為抽出した3,000人へのダイレクトメールによる募集案内及びアンケートを実施 ◇参加者数：190名



第1回 まちづくり 市民ワークショップ	平成24年7月21日、 7月28日	田無庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの手法を取り入れた市民参加による会議を実施 ・6つのまちづくりの方向別にグループに分かれて、市民の視点から目指すべき将来像と市全体の現状や問題点・課題及び解決策等を議論し、最後にグループ発表を実施 ◇参加者数：34名(第1回)、25名(第2回)
第2回 まちづくり 市民ワークショップ	平成24年8月19日、 8月26日	保谷庁舎	
まちづくり 子どもワークショップ (小・中学生)	平成24年8月8日、 8月9日	田無庁舎 市内視察	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う小学生、中学生を対象として「子どもワークショップ」を実施 ・「市内探検」として柳沢北口商店街などの各所見学や農業(収穫)体験、「グループ討議」等をとおして、将来のまちづくりを考え、自分たちの住んでいる地域やまちに対する関心を高めるとともに、子どもの目線からの意見を集約 ・小学生は、市内探検で感じた内容を地図に整理し「私の住む理想のまち」についての作文を作成 ・中学生は、市内探検で感じた内容をグループで議論し、「西東京市が将来どうなったら良いか」を新聞にまとめ、発表 ◇参加者数：13名(小学生)、8名(中学生)
高校生ヒアリング	平成24年9月～ 11月	対象学校	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う高校生を対象として、インタビュー形式で意見聴取を実施 ◇参加者数：28名

■平成25年度

参加手法	実施日	実施場所	実施内容
市民意見提出手続 (パブリックコメント) の実施	平成25年5月31日～ 7月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」に対して、市民意見提出手続(パブリックコメント)を実施 ◇意見数 177件(34名)
第1回 市民説明会開催	平成25年6月2日 14時～	田無庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・「西東京市第2次基本構想・基本計画案 中間のまとめ」に対して、市民説明会を市内4箇所で開催 ◇参加者総数：35名
第2回 市民説明会開催	平成25年6月11日 19時～	防災センター	
第3回 市民説明会開催	平成25年6月15日 14時～	防災センター	
第4回 市民説明会開催	平成25年6月21日 19時～	イングビル	



主要事務事業一覽

主要事務事業一覧

方向・分野	施策名	主要事務事業名	所管課
みんなでつくるまちづくり			
み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために			
み1-1 市民主体のまちづくりの推進			
	市民まつり実行委員会への支援		文化振興課
	地域コミュニティ推進事業の充実		協働コミュニティ課
	西東京ボランティア・市民活動センター事業への支援		生活福祉課
み1-2 協働のまちづくりの推進			
	協働のまちづくりを推進するための職員の意識啓発		協働コミュニティ課
	新たな市民参加手法の検討		企画政策課 秘書広報課
	市民のまちづくり参加への支援		協働コミュニティ課
	市民活動団体の活性化のための支援		協働コミュニティ課
み2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために			
み2-1 人権と平和の尊重			
	人権啓発活動、人権教育、人権相談の実施		協働コミュニティ課
	平和に関する学習・啓発活動の充実		協働コミュニティ課
み2-2 国際化の推進			
	多文化共生の推進		文化振興課
	外国語版生活情報誌の作成		文化振興課
み2-3 男女平等参画社会の推進			
	男女平等参画に関する意識啓発		協働コミュニティ課
	女性相談・婦人相談機能の充実		協働コミュニティ課
み3 市民が満足し持続発展するまちであるために			
み3-1 開かれた市政の推進			
	ホームページの充実		秘書広報課
	行政関連情報の運営管理		情報推進課
	個人番号制度の開始に向けた取組（住基システムの改修）		市民課
	証明書等の発行サービスの充実		市民課
み3-2 健全な自治体の経営			
	行財政改革大綱の推進		企画政策課
	行政評価制度の実施		企画政策課
	庁舎機能の統合整備に向けた取組		企画政策課
	公共施設の適正配置・有効活用		企画政策課
	公共施設ファシリティマネジメントシステムの導入・運用		管財課
	田無庁舎の改修		管財課
	保谷庁舎の改修		管財課
	総合窓口業務の利便性の向上への取組		市民課
	職員育成に向けた取組の充実		職員課 総務法規課



方向・分野	施策名	主要事務事業名	所管課
創造性の育つまちづくり			
創1 創造性豊かな子どもたちが育つために			
創1-1 子どもの参画の推進			
	子どもの人権に関する啓発		子育て支援課
	子ども家庭支援センターの運営		子ども家庭支援センター
	虐待防止のための啓発活動の充実		子ども家庭支援センター
	家庭の教育力向上に向けた取組		子育て支援課 児童青少年課
	青少年育成地域活動への支援		児童青少年課
	プレイリーダーの活用		児童青少年課
	児童館施設の改修		児童青少年課
	学校施設開放事業の充実		社会教育課
	青少年センター機能の充実		児童青少年課
	若者の自立支援の検討		児童青少年課
創1-2 子育て支援の拡充			
	病児・病後児保育室の運営		子育て支援課
	母子家庭の自立に向けた支援		子育て支援課
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施		子育て支援課
	認定こども園への支援		子育て支援課
	待機児童対策の推進		保育課
	保育園施設の改修		保育課
	保育園の民間委託等の実施		保育課
	保育サービス第三者評価制度の実施		保育課
	学童クラブ施設の適正配置の検討		児童青少年課
	ファミリー・サポート・センターの運営		子ども家庭支援センター
	子育て相談、交流広場、一時保育事業の実施		保育課
創1-3 学校教育の充実			
	学校施設の適正規模・適正配置及び学区見直しの検討		教育企画課、学校運営課 教育指導課、教育支援課
	特色ある学校推進事業の実施		学校運営課
	小学校校舎等建替事業の実施（中原小）		学校運営課
	中学校校舎等建替事業の実施（ひばりが丘中・田無第三中）		学校運営課
	小学校校舎等大規模改造事業等の実施		学校運営課
	中学校校舎等大規模改造事業等の実施		学校運営課
	外国人英語指導助手による指導の実施		教育指導課
	特別支援学級の運営		教育企画課、学校運営課 教育指導課、教育支援課
	通級学級の開設		教育企画課 学校運営課
	個に応じた教育支援の充実		教育支援課
	教育相談機能の充実		教育支援課
	適応指導教室の充実		教育支援課

方向・分野	施策名	主要事務事業名	所管課	
		共同事業の企画、実施	教育企画課	
		地域ぐるみの安全体制づくりの推進	教育企画課 教育指導課	
		交通擁護員の配置、スクールガードリーダーの配置	教育企画課 教育指導課	
		地域教育協力者活用事業の実施	教育指導課	
		家庭の教育力向上に向けた取組	教育指導課	
	創2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために			
	創2-1 生涯学習環境の充実			
		生涯学習情報の整備・活用	社会教育課	
	創2-2 学習活動の推進			
		公民館施設の改修	公民館	
		図書館施設の改修	図書館	
		地域・行政資料の電子化の推進	図書館	
		図書管理システムの拡充と情報サービスの充実	図書館	
		子ども読書活動の推進	図書館	
	創2-3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進			
		総合型地域スポーツクラブの定着・推進	スポーツ振興課	
		スポーツ振興事業の実施	スポーツ振興課	
		スポーツ施設の改修	スポーツ振興課	
		スポーツ推進委員の活用	スポーツ振興課	
		近隣自治体と連携したマラソン大会の開催に向けた取組	スポーツ振興課	
		スポーツ環境の充実	スポーツ振興課	
		東伏見公園のスポーツフィールド機能の充実に向けた対応	スポーツ振興課	
	創2-4 文化芸術活動の振興			
		文化振興事業の充実	文化振興課	
		文化芸術振興事業の実施	文化振興課	
	市民文化祭の充実	文化振興課		
	西東京市民会館の改修	文化振興課		
	こもれびホール施設の改修	文化振興課		
	文化財の保存・活用事業の充実	社会教育課		
	郷土資料室の運営	社会教育課		
笑顔で暮らすまちづくり				
笑1 だれもが地域で安心して暮らすために				
笑1-1 地域福祉の推進				
	ふれあいのまちづくり事業への支援	生活福祉課		
	福祉人材の育成・支援事業の実施	生活福祉課		
	地域福祉コーディネーターによる地域福祉の推進	生活福祉課		
	福祉サービス第三者評価制度の活用	生活福祉課		
	地域福祉権利擁護事業への支援	生活福祉課		
	福祉情報の提供方法の調査・研究	生活福祉課		
	地域福祉を支える人材の育成	生活福祉課		



方向・分野	施策名	主要事務事業名	所管課	
	笑1-2	高齢者福祉の充実		
		ささえあいネットワーク事業の充実	高齢者支援課	
		福祉会館施設の改修	高齢者支援課	
		富士町福祉会館と保谷障害者福祉センターの合築に向けた調査・検討	高齢者支援課	
		地域包括支援センター等事業の実施	高齢者支援課	
		地域密着型サービス等重点施設の整備	高齢者支援課	
		保健・福祉・医療連携体制の充実	高齢者支援課	
		多職種連携・意識啓発	高齢者支援課	
	認知症の方への支援	高齢者支援課		
	笑1-3	障害者福祉の充実		
		障害者グループホーム等の整備	障害福祉課	
		富士町福祉会館と保谷障害者福祉センターの合築に向けた調査・検討	障害福祉課	
		障害者地域活動支援センター事業の充実	障害福祉課	
		障害者総合支援センターの運営	障害福祉課	
	笑1-4	社会保障制度の運営		
		ひきこもり・ニート対策の推進	生活福祉課	
		生活困窮者自立支援制度への対応	生活福祉課	
	笑1-5	暮らしの相談機能の充実		
		市民相談の充実	秘書広報課	
			消費者相談事業の充実	協働コミュニティ課
	笑2 いつまでも健康で元気に暮らすために			
		笑2-1	健康づくりの推進	
			健康診査事業の推進	健康課
がん検診事業の推進			健康課	
健康教育相談事業の推進			健康課	
こころの健康・自殺予防の推進			健康課	
食育の推進に向けた取組			健康課	
母子予防接種事業の実施			健康課	
成人予防接種事業の実施			健康課	
健康情報普及サイト事業の実施			健康課	
保健・福祉・医療連携体制の充実			健康課	
健康づくりの推進		健康課		
笑2-2	高齢者の生きがいがづくりの充実			
	シルバー人材センターへの支援	生活福祉課		
		高齢者のいきがづくり事業の充実	高齢者支援課	
笑2-3	障害者の社会参加の拡大			
	障害者就労支援援助事業の充実	障害福祉課		
	障害者(児)スポーツ等支援事業の実施	障害福祉課		
		障害者(児)移送サービス事業の充実	障害福祉課	

方向・分野	施策名	主要事務事業名	所管課
環境にやさしいまちづくり			
環1 みどりの保全と創出を進めるために			
環1-1 みどりの保全・活用			
	西原自然公園の植生・管理		みどり公園課
	公園ボランティアとの協働		みどり公園課
	都市と農業が共生するまちづくり事業の実施（再掲）		産業振興課
環1-2 みどりの空間の創出			
	下保谷四丁目特別緑地保全事業の実施		みどり公園課
	計画的な公園施設配置・機能の整備に向けた取組		みどり公園課
	公園の指定管理者制度導入に向けた調査・研究		みどり公園課
	樹木等保存事業の実施		みどり公園課
	花いっぱい運動の推進		みどり公園課
	コミュニティガーデン・オープンガーデン事業の推進		みどり公園課
環2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために			
環2-1 環境意識の向上			
	環境マネジメントシステムの運用		環境保全課
	環境保全の推進		環境保全課
	環境情報の提供及び環境学習の実施		環境保全課
	エコプラザ西東京の運営		環境保全課
環2-2 循環型社会の構築			
	資源循環型社会の推進		ごみ減量推進課
	ごみ収集業務最適化システムの導入に向けた調査・検討		ごみ減量推進課
	環境美化に向けた取組の推進		ごみ減量推進課
環2-3 生活環境の維持			
	低公害車の普及促進		管財課他
	公害等対策事業の実施		環境保全課
環2-4 地球温暖化対策の推進			
	地球温暖化対策事業の実施		環境保全課
	街路灯のLED化に向けた取組		道路管理課
安全で快適に暮らすまちづくり			
安1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために			
安1-1 住みやすい住環境の整備			
	建築基準行政事務の移管に向けた取組		企画政策課
	良好な景観整備の推進		都市計画課
	市営住宅及び高齢者住宅のあり方の検討		都市計画課
	人にやさしいまちづくりの推進、バリアフリー等助成制度の実施		都市計画課
	下水道施設保全事業の実施		下水道課
	ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進		都市計画課 道路建設課
	西東京都市計画道路3・4・24号線（田無駅南口広場）の整備		道路建設課



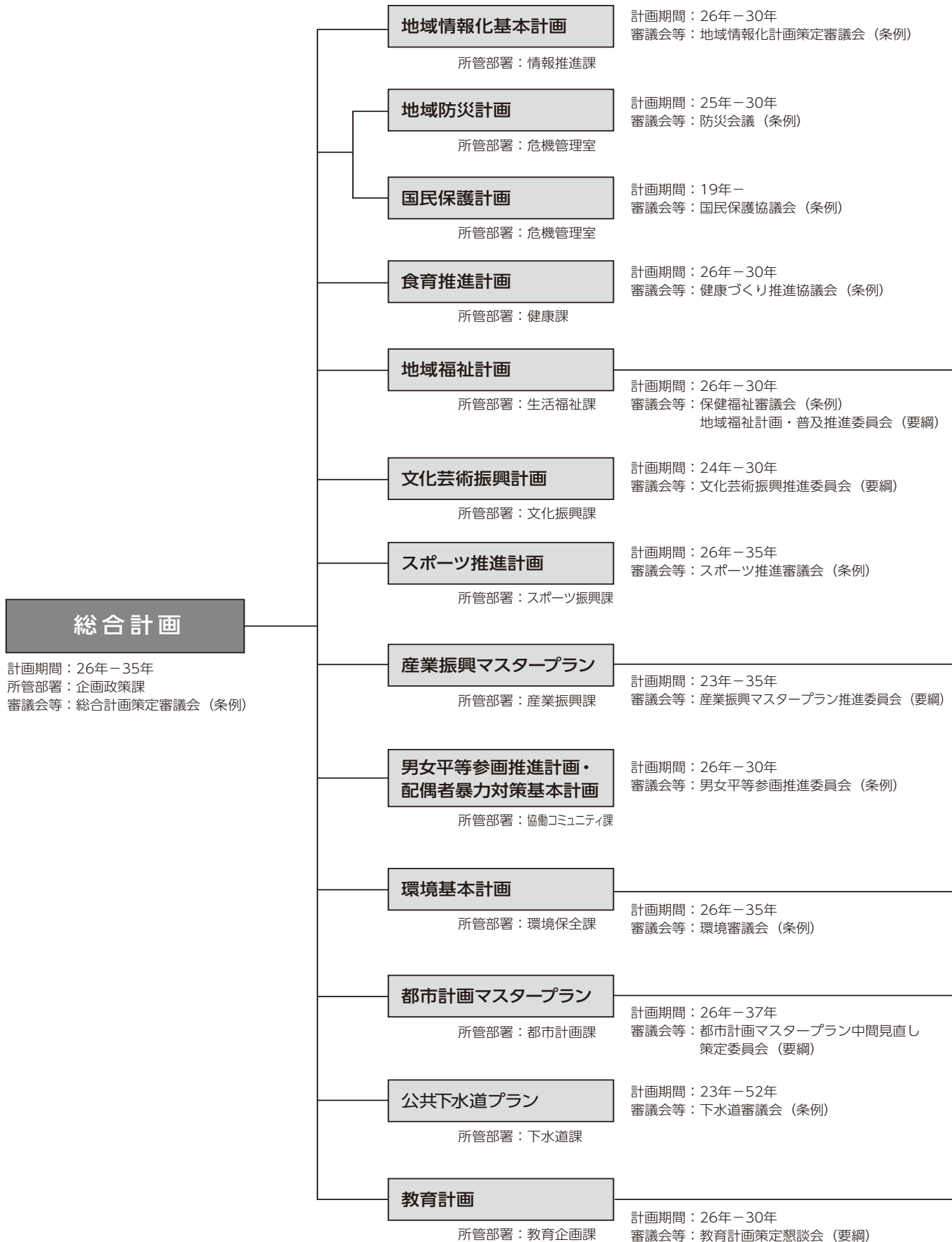
方向・分野	施策名	主要事務事業名	所管課
	安1-2	道路・交通網の整備	
		(市施行路線)	
		西東京都市計画道路3・4・15号線の整備	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・17号線の整備検討	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・18号線の整備検討	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・24号線の整備検討	道路建設課
		西東京都市計画道路3・5・10号線の整備	道路建設課
		(都施行路線)	
		西東京都市計画道路3・4・11号線の整備・要請	道路建設課
		西東京都市計画道路3・3・3号線の整備要請	道路建設課
		西東京都市計画道路3・3・14号線の整備要請	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・9号線の整備要請	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・12号線の整備要請	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・13号線の整備要請	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・20号線の整備要請	道路建設課
		西東京都市計画道路3・4・26号線の整備要請	道路建設課
		市道の新設改良事業の実施	道路建設課
		向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路の整備	道路建設課
		公共インフラ保全事業の実施	道路建設課 道路管理課
		踏切道拡幅事業の実施	道路建設課
		はなバスの運行	都市計画課
		鉄道の連続立体交差化に向けた調査・研究	企画政策課
		自転車を活用したまちづくりに向けた調査・研究	道路管理課
		駅周辺の自転車駐車場の整備・検討	道路管理課
		安2	安全なまちづくりと暮らしのために
安2-1	災害に強いまちづくり		
	緊急情報ネットワークの運用、整備		危機管理室
	緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の整備		危機管理室
	自主防災組織活動への支援		危機管理室
	消防団活動基盤の充実		危機管理室
	防火貯水槽の整備・検討		危機管理室
	災害対策本部の充実		危機管理室
	防災意識の啓発		危機管理室
	災害時の効果的な情報提供手段の調査・検討		危機管理室
	災害時の相互協力体制の充実		危機管理室
	雨水溢水対策事業の推進		下水道課
	雨水幹線整備事業の実施		下水道課
	民間建築物の耐震化の促進		都市計画課
	下水道施設保全事業の実施 (再掲)		下水道課

方向・分野	施策名	主要事務事業名	所管課
	安2-2	防犯・交通安全の推進	
		安全安心なまちづくりの推進	危機管理室
		交通安全・自転車教室の実施	道路管理課
		道路反射鏡、道路区画線等の設置	道路管理課
	安2-3	危機管理体制の整備	
危機管理体制の構築		危機管理室	
活力と魅力あるまちづくり			
活1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために			
活1-1 産業の振興			
		効果的な支援による農業経営意欲の促進	産業振興課
		援農ボランティアの活用	産業振興課
		都市と農業が共生するまちづくり事業の実施	産業振興課
		地産地消の推進	産業振興課
		商店街活性化推進事業の充実	産業振興課
		一店逸品事業の推進	産業振興課
		中小企業資金融資あっせん事業の実施	産業振興課
		ハローワーク等と連携した就労情報の提供	産業振興課
活1-2 新産業の育成			
		起業・創業支援の充実	産業振興課
		ソフトなものづくり産業の育成支援	産業振興課
		産学公の連携	産業振興課
活2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために			
活2-1 まちの魅力の創造			
		「いこいな」を活用した地域振興及び地域の魅力発信事業の推進	企画政策課
		まちの魅力向上事業の推進	情報推進課 企画政策課
		散策ルートの調査・研究	みどり公園課



計画体系図

主要計画体系図



健康づくり推進プラン

所管部署：健康課

計画期間：25年～34年
審議会等：健康づくり推進協議会（条例）

子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)

所管部署：子育て支援課

計画期間：22年～26年
審議会等：子ども子育て審議会（条例）

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

所管部署：高齢者支援課

計画期間：24年～26年
審議会等：高齢者保健福祉計画検討委員会（要綱）
介護保険運営協議会（条例）

障害者基本計画

所管部署：障害福祉課

計画期間：26年～35年
審議会等：地域自立支援協議会（要綱）

障害福祉計画

所管部署：障害福祉課

計画期間：24年～26年
審議会等：地域自立支援協議会（要綱）

農業振興計画

所管部署：産業振興課

計画期間：26年～35年
審議会等：農業振興計画推進委員会（要綱）

地球温暖化対策地域推進計画

所管部署：環境保全課

計画期間：22年～32年
審議会等：環境審議会（条例）

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

所管部署：環境保全課

計画期間：23年～32年
審議会等：なし

一般廃棄物処理基本計画

所管部署：ごみ減量推進課

計画期間：24年～33年
審議会等：廃棄物減量等推進審議会（条例）

分別収集計画

所管部署：ごみ減量推進課

計画期間：26年～30年
審議会等：なし

みどりの基本計画

所管部署：みどり公園課

計画期間：16年～35年
審議会等：みどりの基本計画策定委員会（要綱）

人にやさしいまちづくり推進計画

所管部署：都市計画課

計画期間：21年～30年
審議会等：人にやさしいまちづくり推進協議会（条例）

住宅マスタープラン

所管部署：都市計画課

計画期間：26年～35年
審議会等：住宅マスタープラン策定委員会（要綱）

耐震改修促進計画

所管部署：都市計画課

計画期間：19年～27年
審議会等：耐震改修促進計画策定に係る
庁内検討会（要領）

交通計画

所管部署：都市計画課

計画期間：26年～35年
審議会等：交通計画策定委員会（要綱）

道路整備計画

所管部署：道路建設課

計画期間：19年～28年
審議会等：市道等の整備計画策定会議

交通安全計画

所管部署：道路管理課

計画期間：23年～37年
審議会等：交通安全対策会議（条例）

子ども読書活動推進計画

所管部署：図書館

計画期間：23年～27年
審議会等：子ども読書活動推進計画策定懇談会（要綱）

西東京市

第2次基本構想・基本計画

計画年次「平成26年度～平成35年度」

平成26年3月

西東京市役所 企画部企画政策課

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

電話：042-460-9800（直通）





西東京市

